

(案)

学校防災管理マニュアル (暫定版)

徳島県教育委員会

はじめに

平成23年3月11日（金）午後2時46分、三陸沖にてマグニチュード9.0という超巨大地震が発生、それに伴う大津波により、東北地方を中心として東日本の太平洋沿岸全域が甚大な被害に見舞われました。

県教育委員会では、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機に、災害発生時における児童生徒等の安全確保と防災教育の充実を図るため、平成9年3月に「学校防災管理マニュアル」及び「防災教育指導資料」を作成するとともに、平成18年3月には、それらの改訂版を作成し、学校における防災体制の整備をはじめ、防災教育の推進に積極的に取り組んでまいりました。

しかしながら、今回の東日本大震災の状況は、想定をはるかに上回るものであり、さまざまな課題が明らかになってきました。今回の震災の教訓を生かし、各学校が災害から児童生徒等の命を守るため、具体的にどう対応すればよいか、という視点から「学校防災管理マニュアル」の内容を総点検し、実態に沿った、実効性のあるマニュアルとして、全面改訂することといたしました。

徳島県におきましても、今後30年以内に60%の確率で南海地震が発生すると言われ、さらに東海・東南海・南海の3連動地震の発生も危惧されています。各学校における防災体制を一層強化するため、本マニュアルを十分活用し、「子どもの命を守る」という観点を第一に、各学校の実態に応じて学校防災計画を見直すなど、各学校での取り組みをお願いします。

結びになりましたが、本マニュアルの作成に当たり、御協力をいただきました関係の方々に厚くお礼申し上げます。

平成23年12月

徳島県教育委員会教育長 福家 清司

本書の利用にあたって

今回、改訂しました「学校防災管理マニュアル」は、各災害の発生時に学校が児童生徒等の命を守るために、具体的にどのように対応するかを定める「学校防災計画」の作成・見直しの参考にしていただくための指針となるものです。

①読んで対応の確認を

まずは、じっくりと読んでいただき、各災害時の教職員の対応及び児童生徒等の行動の注意点等を確認してください。

②各学校の状況で考えて

このマニュアルは、あくまで参考であり、各学校の防災体制はその地理的な条件や児童生徒等の状態等により異なります。各学校において、どのような防災体制が必要か、考えましょう。

③参考にして再検討を

①，②の後，この「学校防災管理マニュアル」を参考に，各学校の「学校防災計画」を再検討していただき，各学校ごとの実情に応じた，災害発生時に教職員が担うべき役割とその対応方法を具体的に定めたものにしてください。

④実践した後，自己評価とさらなる見直しを

その計画をもとに防災教育及び防災訓練を実施し，さらに見直し改善を図ることで，より実効性の高いものにしてください。

なお，本マニュアルは現時点で考えられる範囲で改訂した暫定版であり，今後の国や県の指針の改訂状況により変わっていくものと考えています。

各学校におかれましては，今後も，「学校防災計画」の見直しを図り，近い将来非常に高い確率で起こるとされる，東海・東南海・南海地震による災害に備えた，各学校の防災体制を整えてください。

(注) 児童生徒等とは，園児，児童及び生徒をいう。

目 次

I	継続的な学校防災活動の推進	1
1	学校における防災活動	2
2	防災教育の推進	2
3	防災訓練の充実	2
	(1) 基本的な対処行動の習慣と避難訓練の多様化	2
	(2) 県及び市町村等の防災訓練への積極的な参加	3
4	学校防災計画の作成と定期的な見直し	4
II	災害時の対応	5
1	学校災害対策本部の設置	6
	(1) 教職員の配備体制と学校災害対策本部の設置基準	6
	(2) 学校災害対策本部の業務内容	7
	(3) 災害発生時の基本対応及びその流れ	8
2	地震・津波編	9
	(1) 在校時	1 1
	(2) 登下校時	1 6
	(3) 学校外の諸活動時	1 8
	(4) 在宅時	1 9
	(5) 休日・夜間等	2 0
	(6) 下校の判断基準について	2 1
	(7) 保護者への児童生徒等の引き渡し	2 1
	(8) 地震・津波に関する知識	2 3
3	火災編	2 7
	(1) 在校時及び放課後	2 9
	(2) 学校外の諸活動時	3 3
	(3) 休日・夜間等	3 4
4	風水害編	3 5
	(1) 在校時及び放課後	3 7
	(2) 登校前	4 0
	(3) 風水害時における学校の対応	4 1
	(4) 風水害に関する知識	4 2
5	避難所運営支援	4 5
	(1) 避難所としての事前対策	4 6
	(2) 避難所運営組織について	4 6
	(3) 避難所運営支援の流れとその基本対応	4 8
6	学校教育活動の再開	5 7
	(1) 学校教育活動の再開のための事前準備	5 8
	(2) 学校教育活動の再開の流れと基本対応	5 9
III	学校防災計画	6 9
1	学校防災計画の作成例	7 0
IV	資 料	1 0 5
1	徳島県災害対策本部運営規程	1 0 6
2	平成23年度市町村災害時連絡先名簿	1 2 6
3	平成23年度消防関係災害時連絡先名簿	1 2 6

I 継続的な学校防災活動の推進

1 学校における防災活動

学校における防災活動は、児童生徒等の防災対応能力の向上をめざす「防災教育」、児童生徒等の安全確保に向けた体制の充実をめざす「防災管理」、これらを推進する体制を整備する「組織的活動」の3つの要素がある。

防災活動を効果的に進めていくためには、この3つの要素を教育的活動の中に具体的に位置付けることが大切である。また、教職員の防災教育に対する指導力・災害時における災害対応能力を高める等その資質向上を図ることも大切である。

さらに校内の協力体制を整備し、教職員の共通理解と研修を行うとともに家庭や地域の関係機関・団体等及び学校相互の連携を図り、地域ぐるみで児童生徒等を災害から守る環境を整えていく必要がある。

2 防災教育の推進

防災教育は、様々な危険から児童生徒等の安全を確保するために行われる安全教育の一部をなすものであり、地震・津波や火災等の災害が発生した場合には、状況を的確に判断し、落ち着いて適切な行動ができる能力や態度を児童生徒等一人一人に育成することが大切である。

特に自然災害では、想定した被害を超える可能性が常にあり、周りの状況に応じて、即座に「行動につなげる態度」を育成することが重要であるとともに、避難訓練も含め日ごろから地域と連携した防災教育を推進し、児童生徒に以下のような力を身につけていくことが大切である。

- ① 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じた的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。
- ② 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。
- ③ 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。

※文部科学省 「『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開」（平成10年3月）

3 防災訓練の充実

(1) 基本的な対処行動の習慣と防災訓練の多様化

児童生徒等の安全を確保するため、さまざまな災害や場面を想定し、どのような災害に遭遇した場合でも安全に避難できる態度や能力を身につけられるよう、実践的な訓練を行う必要がある。また、教職員は防災訓練を通して、的確に状況を把握し、沈着冷静かつ機敏な態度でその場の状況に応じた臨機応変な行動をとれる防災対応能力を向上させることが必要である。

よって訓練では、机の下に入るなど安全確保のための基本的行動の習得とともに、多様な状況を想定した訓練を実施する。

また、交通機関や通信網が遮断されるなど、情報機能の混乱も予想されるので保護者、地域関係機関、教職員等の情報通信手段の多様化、分散化を図るとともに情報機器の操作方法を習得する。

災害発生時に、迅速かつ確実に情報収集、伝達ができるよう平常時からの電子メール、インターネット等の活用を基礎にしながら、避難訓練などで災害時のニーズを想定した実践的な活用を図る。

① 災害発生時の基本的な対処行動の習得

ア 身体保護などの第一次的安全確保

- ・ 教室、体育館、運動場などでの行動の習慣

イ 二次災害の防止

- ・ 火気の始末
- ・ 周囲の安全の確保

ウ 協力的行動

- ・ 避難時のきまり（押さない、走らない、しゃべらない、もどらない）
- ・ 避難時の助け合い、負傷者の搬送と応急措置

② 多様な状況を想定した訓練の実施

ア 多様な時間帯での訓練

- ・ 授業時間
- ・ 休み時間

イ 教職員不在の状況を想定した訓練

ウ 様々な被災状況を想定した訓練

- ・ 火災などの発生箇所を変えた避難訓練
- ・ 放送設備が使用できない状況を想定した訓練

エ 登下校時を想定した訓練

オ 児童生徒等の引き渡し訓練

カ 地域と連携した訓練

キ 第二次避難場所へ避難する訓練

(2) 県及び市町村等の防災訓練への積極的な参加

① 家庭や地域の防災機関との連携

生徒等の登下校時における避難訓練の効果を高めるため、家庭や地域の防災関係機関と連携した防災訓練にも参加する。

② 地域ぐるみの防災（避難）訓練への参加

震災時には、地域社会との協力なしには学校が成り立たない。地域ぐるみの防災訓練に積極的に参加することにより、避難所運営に対する協力の在り方等災害時の対応について訓練する。

③ 消防署などの防災施設の見学や体験

消防署などの防災施設の見学や体験をとおして、広い意味での防災教育を充実する。

4 学校防災計画の作成と定期的な見直し

平成23年3月11日の東日本大震災は、地震と共に大津波が発生し、多くの尊い犠牲者を出しました。私たちはこの悲劇を、想定外という言葉で終わらせるのではなく、この経験をいかして近い将来非常に高い確率で起こるとされる、東海・東南海・南海地震による災害に備える必要があります。そこで、学校においても発災時に学校が各災害から児童生徒等の命を守るために具体的にどう対応するか、優先的に維持・復旧すべき拠点や機能を定め、各人員や組織が取るべき行動をマニュアル化することが大切だと考えます。従って、今回の震災の教訓をいかして、各学校が具体的な災害を想定し、その災害に対する対応をマニュアル化した学校防災計画の作成が必要となります。

まず、学校が災害時に実施すべき業務を整理しましょう。以下に箇条書きにして書き出してみます。

(災害時に実施すべき業務の種類)

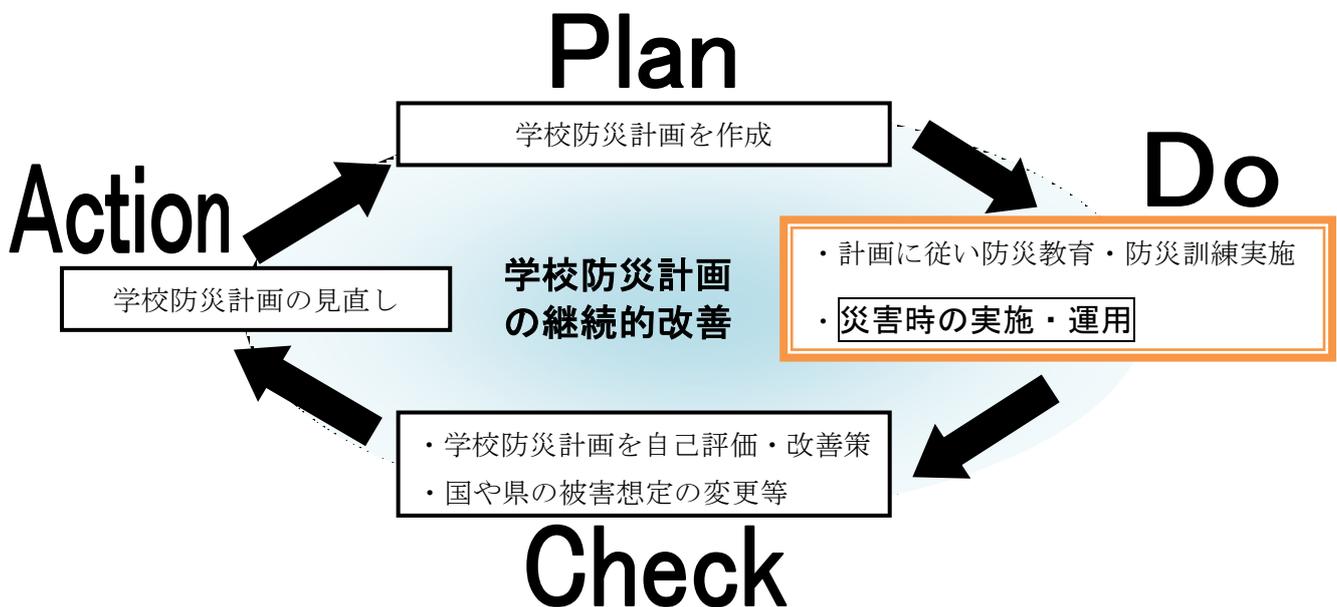
- ① 児童生徒等の安全確認と安全確保について
- ② ①の後の児童生徒等の下校あるいは保護者への引き渡しについて
- ③ 学校が地域の避難所として要請された場合の、避難所運営の支援に係る業務について
- ④ 災害により学校が被災した場合の、学校教育活動の再開に係る業務について

さらに、ライフラインの確保や通信手段の確保、施設の被害状況の確認、関係機関への連絡、協力等が考えられます。

災害が発生した為に生じた業務は前述の①②③④ですが、通常業務である学校教育活動の再開に向けて実施すべき業務を、「A:止められないもの」、「B:教育環境復旧後早期に再開するもの」、「C:教育環境が整うまでまてるもの」に整理し、それぞれの学校に応じた対応をマニュアル化しておくことが大切です。

こうした考えに沿って、Ⅱ 各災害時の対応 で示した内容を参考に、それぞれの学校に対応した学校防災計画を作成しましょう。

なお、Ⅲ 学校防災計画 の最後にチェックシートがあります。計画を策定し、防災教育・防災訓練後にはチェックシートを活用して自己評価をしてください。そして、計画の問題点や課題等の洗い出しを行い、改善すべきところを改善し、計画を更新するというPDCAサイクルによるスパイラルアップを行うことにより、計画の継続的改善を図ってください。



Ⅱ 災害時の対応

1 学校災害対策本部の設置

災害が発生、または発生するおそれがある時には、災害に迅速、適切に対応し、防災の推進を図るため、校長を本部長に、副校長・教頭を副本部長として、以下の例を参考に学校災害対策本部を設置し学校の防災及び避難所支援に当たるものとする。

(1) 教職員の配備体制と学校災害対策本部の設置基準

徳島県災害対策本部運営規程に準じる。

<教職員の配備体制>

配備区分	配備時期	勤務時間内	勤務時間外・出張中
第1非常体制	1. 大雨注意報等が発表され、相当な災害の発生が予想されるときまたは、台風が本県に接近する恐れがあるとき 2. 県内に震度4の地震が発生したとき 3. 「徳島県津波注意」の津波注意報が発表されたとき	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに所属校へ参集し、配備態勢につく。
第2非常体制	1. 暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき 2. 台風が本県を通過することが確実とされたとき 3. 河川が警戒水位に近づいたとき 4. 県内に震度5弱または5強の地震が発生したとき 5. 「徳島県津波」の津波警報が発表されたとき 6. その他特殊災害が発生し、大規模な災害が予測されるとき	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに所属校へ参集し、配備態勢につく。
第3非常体制	1. 災害対策本部が設置されたとき 2. 県内に震度6弱以上の地震が発生したときは、全員配備態勢とする。	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに所属校へ参集し、配備態勢につく。

注・各学校は、配備編成表を作成しておくこと。P78 参照

- ・あらかじめ定められた教職員は、所属校へ参集することを原則とする。ただし、自宅が津波による避難地域の対象地域になっている場合や、倒壊する恐れがある場合などにおいては、所属校へ連絡し、自らの安全確保を行った上で参集すること。

<学校災害対策本部設置基準>

学校災害対策本部の設置基準については、次の通りを原則とし、各学校の状況に応じて、校長が決定する。

自動設置	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で震度6弱以上の地震が発生したとき ・「徳島県大津波」の津波警報が発表されたとき
校長の判断設置	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で震度5弱または5強の地震が発生したとき ・「徳島県津波」の津波警報が発表されたとき ・県内で相当規模の地震災害が発生し、又は発生の恐れがあるとき ・台風等により、大規模な災害が発生し、又は発生の恐れがあるとき ・校内で火災が発生したとき

(2) 学校災害対策本部の業務内容

学校災害対策本部 (例)

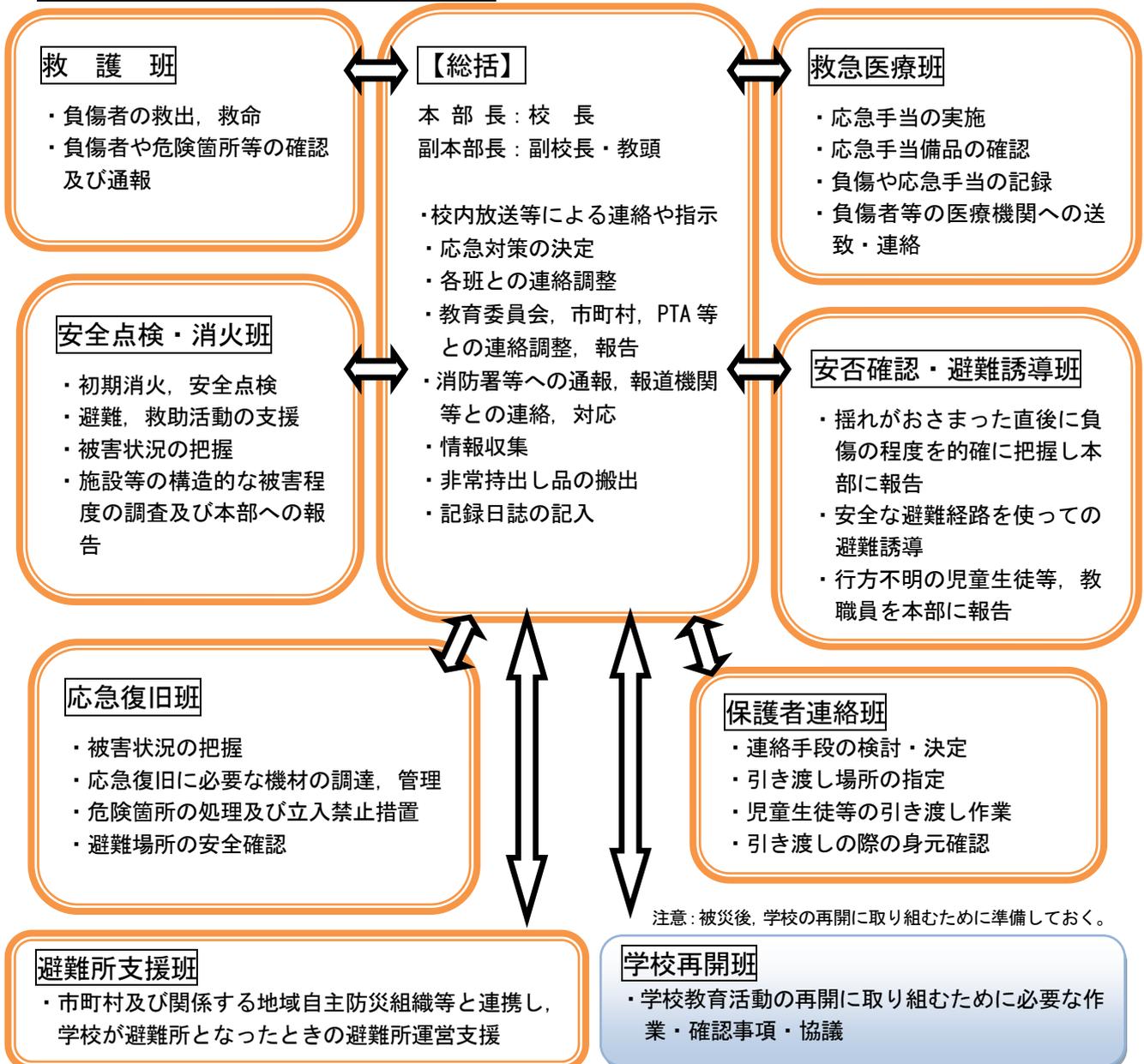
分担	役割	担当者名
総括	<ul style="list-style-type: none"> ・校内放送等による連絡や指示 ・応急対策の決定 ・各班との連絡調整 ・教育委員会, 市町村, P T A等との連絡調整, 報告 ・消防署等への通報, 報道機関等との連絡, 対応 ・情報収集 ・非常持出し品の搬出 ・記録日誌の記入 	
安全点検・消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火, 安全点検 ・避難, 救助活動の支援 ・被害状況の把握 ・施設等の構造的な被害程度の調査及び本部への報告 	
安否確認・避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れがおさまった直後に負傷の程度を的確に把握し, 本部に報告 ・安全な避難経路を使つての避難誘導 ・行方不明の児童生徒等, 教職員を本部に報告 	
救急医療班	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当の実施 ・応急手当備品の確認 ・負傷や応急手当の記録 ・負傷者等の医療機関への送致・連絡 	
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救出, 救命 ・負傷者や危険箇所等の確認及び通報 	
保護者連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡手段の検討・決定 ・引き渡し場所の指定 ・児童生徒等の引き渡し作業 ・引き渡しの際の身元確認 	
応急復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・応急復旧に必要な機材の調達, 管理 ・危険箇所の処理及び立入禁止措置 ・避難場所の安全確認 	
避難所支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び関係する地域自主防災組織等と連携し, 学校が避難所となったときの避難所運営支援 	
学校再開班	<ul style="list-style-type: none"> ・学校を再開するために必要な作業・確認事項・協議 	

○災害発生時には, 上記のような役割が必要となります。各学校の災害を想定して, 役割分担表を完成させましょう。(班編成は例であり, 各学校の状況に応じて変更・追加等してください)

(3) 災害発生時の基本対応及びその流れ

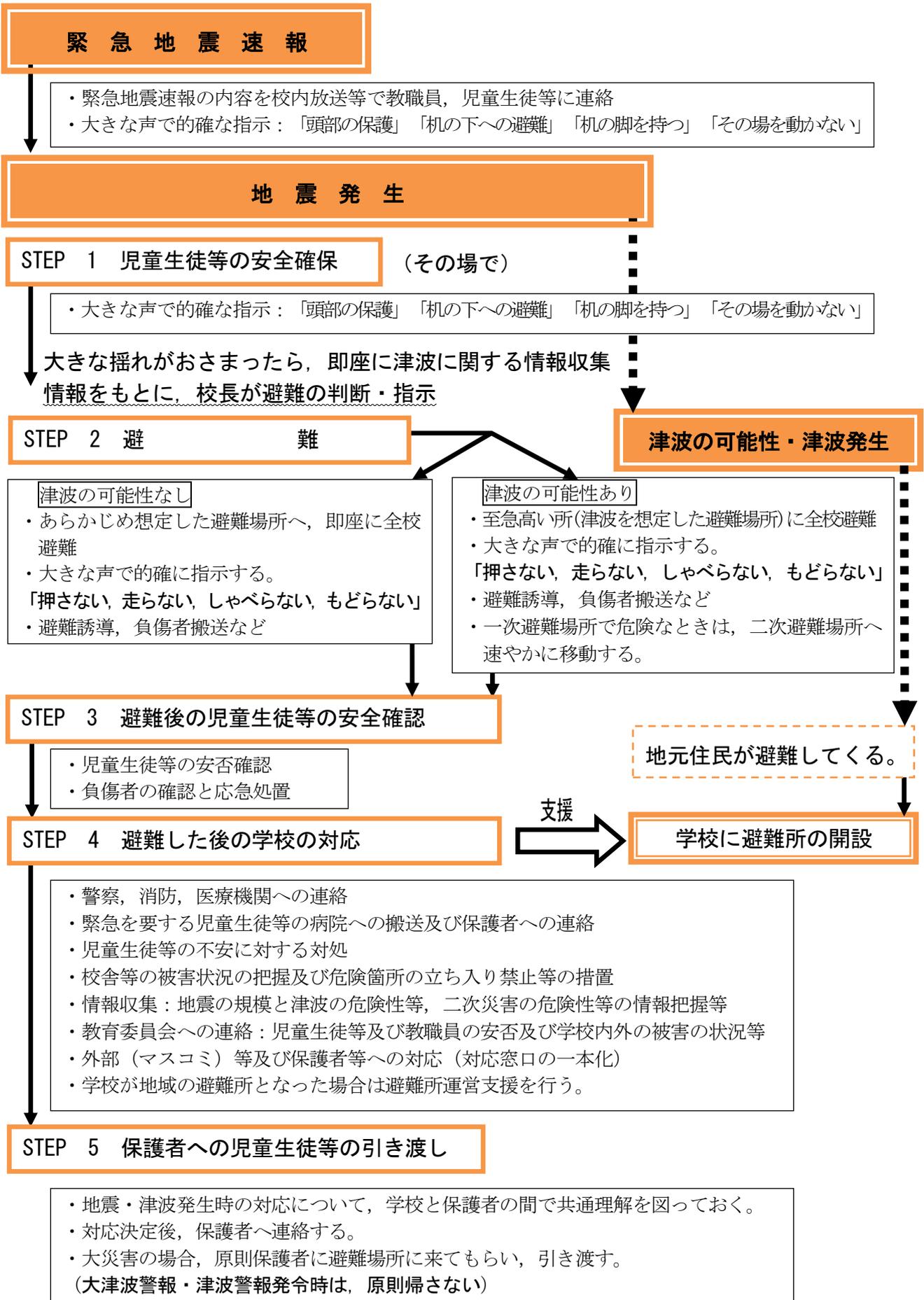


学校災害対策本部 (例) イメージ図



2 地震・津波編

2 地震・津波 編（地震・津波発生時の基本対応及びその流れ）



(1) 在校時

※情報を早く収集し、分析・判断し、伝達・指示することが何より有効です。

【平常時にしておくこと】

- ・あらかじめ状況を想定して、いくつかの避難場所を決めておく。
- ・校外へ避難する場合のため、いくつかの避難経路を決めて、教職員・児童生徒等に周知しておく。（大津波を想定し、安全な高台や、津波避難ビルなど十分に高い地点を避難場所として設定する）
- ・平常時から避難場所・避難経路を教職員・児童生徒等に周知しておき、想定した災害にもとづく避難訓練を実施しておく。
- ・体育館や運動場、特別教室等の安全なスペースを確認し周知しておく。
※安全なスペースとは、天井からの落下物や戸棚、倉庫等の倒壊の危険のない場所
- ・災害発生時の各教職員の役割と分担を明確にしておく。
- ・避難場所での長時間の待機に備えて、飲料水の確保の方法・トイレの有無の確認をしておく。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。
- ・校長不在の場合の責任者を決めておく。

緊急地震速報

（J-ALERT，ラジオ，テレビ，携帯電話等で受信。数秒～十数秒前に知らせてくれる。）

《地震発生前に避難準備ができる》

教職員

- ・緊急地震速報の内容を校内放送等で教職員，児童生徒等に連絡する。
- ・教室等の出入り口の確保をする。
- ・使用中の火気の消火や薬品を回収するなど，危険を回避する。
- ・大きな声での的確な指示：
「頭部の保護」「机の下への避難」「机の脚を持つ」「その場を動かない」

児童生徒等

- ・頭部を保護する準備（ヘルメット，防災ずきん，座布団等）
- ・机の下にもぐる。

地震発生

STEP 1

児童生徒等の安全確保

教職員

- ・大きな声での的確な指示：
「頭部の保護」「机の下への避難」「机の脚を持つ」「その場を動かない」
- ・落下物，転倒物，ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には，十分配慮する。

児童生徒等

- 【教室】
 - ・机の下にもぐり，脚をしっかりと持ち，落下物等から身を守る。
 - ・あわてて外へ飛び出さない。
- 【特別教室】（家庭科室・理科室）
 - ・実験中であれば薬品や火から離れる。
- 【廊下・階段】
 - ・蛍光灯やガラス等の落下物から身を守る。

	<p>【体育館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全なスペースに集まる。（水銀灯・高窓ガラス下・可動式ゴールポストの設置場所を確認し、安全なスペースに避難する） ・頭部を保護し、姿勢を低くする。 <p>【運動場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落下物（校舎の窓ガラス・高い植木鉢）や倒壊の危険性のある物から離れ、運動場の安全なスペースに避難する。（地割れにも気をつける）
--	--

<揺れがおさまったら>

教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・二次災害の防止に努める。（消火の確認、ガスの元栓を締める、電気器具のコンセントを抜くなど） ●津波の恐れのある地域では、即座に津波に関する情報収集● ・ラジオやテレビ、インターネット等により津波に関する情報を収集し、本部へ報告する。
校長	<ul style="list-style-type: none"> ・出来るだけ早く津波に関する注意報、警報、津波到達予想時刻等の情報を収集し、避難場所、避難経路を校長が決定する。 ・津波の恐れがない場合は、児童生徒等、教職員は即座に避難するよう校長が決定する。（あらかじめ、各災害に対応する避難経路・避難場所は想定しておく）

児童生徒等	・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
--------------	--------------------------

STEP 2 避 難

教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の指示に従い、全校へ避難指示をする。（通電時：校内放送、停電時：ハンドマイク）
<p>◎地震発生時（津波の恐れがない場合）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（例）学校の所在地の状況によって適宜応用してください。 地震が発生しました。児童（生徒）の皆さんは先生の指示に従い、◎◎（あらかじめ決めている避難場所）に避難しなさい。 （繰り返し）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・津波の恐れがない場合は、出来るだけ早く児童生徒等・教職員は避難する。 <p>◎津波発生時（津波の恐れがある場合）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（例）学校の所在地の状況によって適宜応用してください。 地震が発生しました。津波の恐れがあります。児童（生徒）の皆さんは先生の指示に従い、◎◎（津波発生時に、あらかじめ決めている避難場所）に避難しなさい。 （繰り返し）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ☆避難時間が確保できる場合は、できるだけ安全な高台へ避難する。 ☆避難時間がない場合は、学校内の一番高い場所（校舎の最上階など十分に高い地点等）へ避難する。 ☆津波到達時間の短い学校では、すぐ高いところ（津波を想定した避難場所）へ避難する。 ☆津波到達時間に猶予がある場合は、避難を基本とするが、情報の収集・児童生徒 	

等の安否を確認することもある。
 ☆大きな揺れを感じなくても、津波が発生することもあるので、津波の情報に注視する。

教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示に従い、児童生徒等を速やかに誘導・避難させる。 「〇〇へ逃げろ」 ・落下物に注意し、ヘルメット、防災ずきん、座布団等で頭部を保護するよう指示をし、上履きのまま行動する。 ・大きな声で的確に指示する。 「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」 ※「走らなければならない」場合もあり、訓練等で十分に練習しておく。 ・出席簿等を携行する。 ・支援を要する児童生徒等への対応には十分配慮する。 ・けがをして動けない児童生徒等を救護する。 ・逃げ遅れている児童生徒等がいないか確認する。 ・避難途中、普通教室以外の場所にいる児童生徒等の所在に十分留意する。 ・一次避難場所が危険な場合は、あらかじめ決めていた二次避難場所に児童生徒等を誘導する。
------------	--

児童生徒等	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメット、防災ずきん、座布団等で頭部を保護し、上履きのまま行動する。 ・集団・隊列から離れない。 ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
--------------	---

STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ決めておいた隊形に整列させる。 ・人員確認及び安否確認をし、校長に報告する。 ・負傷者の確認と応急手当を行う。 ・怪我等で緊急を要する児童生徒等がいる場合、可能な限り病院へ搬送し、保護者へ連絡する。 ・児童生徒等の不安を緩和する。 ☆津波によっては、より高いところへ避難することもある。さらに高い場所を避難場所として決めておく。
------------	---

STEP 4 避難した後の学校の対応

・あらかじめ決めた役割分担（学校災害対策本部の役割）にもとづき活動を始める。

STEP 4-1 津波の危険性の残っている場合の対応

火元の確認	教職員 安全点検・消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・出火を確認したら直ちに初期消火にあたる。 ・薬品類には、特に注意する。
津波の危険性を回避するための避難を指示	教職員 安全点検・消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・近所の人々が避難してきた場合は、校舎の高いところ（最上階など十分に高いところ）または近くの高台などへ避難誘導をする。
長時間の避難待機時の対応	教職員 安全点検・消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・12時間以上の避難が必要となる場合があるので、体力消耗を避ける指導をする。 ・飲料水の確保や非常食配給の手配の他、気温・雨・風対策についても配慮する。

STEP 4-2-① 津波の危険性がなくなった後の対応（学校が避難場所となった場合）

・あらかじめ決めた役割分担（学校災害対策本部の役割）にもとづき活動を始める。

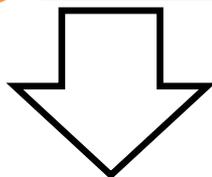
<p>被害状況の把握</p>	<p>教職員 安全点検・消火班</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設の被害状況を調査し、校長に報告する。 児童生徒等の校舎内避難、避難所としての安全確認をする。 余震に注意しながら、外観上の安全確認をする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※建物の内部からは行わない。 建物全体の傾斜、柱の座屈、壁の崩壊や亀裂、仕切り窓・掲示板・建具・天井板・蛍光灯などの落下物、窓や窓ガラスの破損状況、運動場の地割れの状況、コンクリート塀の倒壊や亀裂、石垣の崩れ</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 危険箇所の立入禁止措置等を行う。（はり紙、ロープなど）
<p>情報の収集・伝達</p>	<p>総括 校長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全体の状況を把握、今後の対応について協議する。 被害状況等の調査結果を教育委員会に報告する。 校区内の被災状況を確認する。 （市町村危機管理部、地域自主防災組織と連携） 地震の規模、余震の可能性と規模、火災・津波などの二次災害などの危険性等の情報を把握する。 （ラジオ、インターネット、携帯電話、すだちくんメール等の活用）
<p>児童生徒等の確保</p>	<p>教職員 安否確認・避難誘導班</p>	<ul style="list-style-type: none"> 下校等が決定するまで待機させる。 児童生徒等の不安を緩和する。 児童生徒等の体調の確認、状況説明を行う。 行方不明者の安否確認を行う。
<p>応急救護・救出救助</p>	<p>教職員 救急医療班・救護班</p>	<ul style="list-style-type: none"> 養護教諭を中心に救護にあたる。 市町村、医療機関等と連携して、重傷者の搬送等を行う。 市町村、消防機関等と連携し、建物の倒壊等により生き埋めになった児童生徒等の救出救助を行う。
<p>避難所運営支援</p>	<p>教職員 避難所支援班 生徒</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教職員は、避難所運営支援にあたる。 避難所に避難した生徒は、出来る範囲で避難所運営支援に協力する。

STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し（下校の判断基準）P21 参照

STEP 4-2-② 津波の危険性がなくなった後の対応（学校以外へ避難した場合）

・あらかじめ決めた役割分担（学校災害対策本部の役割）にもとづき活動を始める。

対応方針の 決定	総括 校長 <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所で、今後の対応について協議する。 (児童生徒等への対応, 教員の役割分担の確認) ・学校及び校区内の被災状況の確認に努める。 (市町村危機管理部, 地域自主防災組織と連携) ・地震の規模, 余震の可能性と規模, 火災・津波などの二次災害などの危険性等の情報を把握する。 (ラジオ, インターネット, 携帯電話, すだちくんメール等の活用)
情報 の 収集・伝達	教職員 安否確認・ 避難誘導班 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の安否確認を行う。 ・児童生徒等の不安を緩和する。 ・児童生徒等の体調の確認, 状況説明を行う。 ・保護者への連絡・状況説明。
児童生徒等 ・教職員の 安全確保	教職員 救護班・ 救急医療班 <ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭を中心に救護にあたる。 ・怪我をした人の応急救護を行う。



○学校が被災していない場合は、学校へ移動する。
以下、(1) 在校時 STEP 4-2-① の対応をとる。

○学校が被災した場合は、安全な近くの指定避難所へ移動する。

近くの指定避難所へ避難した後の対応

情報 の 収集・伝達	総括 校長 <ul style="list-style-type: none"> ・校区内の被災状況を確認する。 (市町村危機管理部, 地域自主防災組織と連携) ・地震の規模, 余震の可能性と規模, 火災・津波などの二次災害などの危険性等の情報を把握する。 (ラジオ, インターネット, 携帯電話, すだちくんメール等の活用)
児童生徒等 の 確保	教職員 安否確認・ 避難誘導班 <ul style="list-style-type: none"> ・下校等が決定するまで待機させる。 ・児童生徒等の不安を緩和する。 ・児童生徒等の体調の確認, 状況説明を行う。 ・行方不明者の安否確認を行う。
応急救護 ・ 救出救助	教職員 救護班・ 救急医療班 <ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭を中心に救護にあたる。 ・市町村, 医療機関等と連携して, 重傷者の搬送等を行う。 ・市町村, 消防機関等と連携し, 建物の倒壊等により生き埋めになった児童生徒等の救出救助を行う。
避難所 運営支援	教職員 避難所支援班 生徒 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員は, 避難所運営支援にあたる。 ・避難所に避難した生徒は, 出来る範囲で避難所運営支援に協力する。

STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し（下校の判断基準）P21

(2) 登下校時

※情報を早く収集し、分析・判断し、伝達・指示することが何より有効です。

【平常時にしておくこと】

- ・あらかじめ市町村のハザードマップ等を利用して、個々の登下校時の通学路における津波に対する避難場所（近くの公園、高台、津波避難ビル等）を複数以上決めておき、児童生徒等がどこに避難するのか、保護者・学校で情報を共有しておく。
- ・登下校時の津波に対する避難場所までの避難経路について、家族で話し合い下見しておく。
- ・児童生徒等が個々の登下校時に避難する各避難場所の、避難予定者リストを作成しておく。
- ・児童生徒等が安全な避難ができるよう、市町村教育委員会と連携し、地域自主防災組織や市町村の危機管理部局に避難誘導や避難所での対応について協力依頼をしておく。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。

地震発生

STEP 1

児童生徒等の安全確保

教職員

- ・すでに登校（園）している児童生徒等の避難誘導については、**(1) 在校時 STEP 1**と同じ対応をとる。

児童生徒等

- ・ブロック塀や自動販売機等から離れ、頭部を保護し安全な場所に身を伏せる。
- ・崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等から速やかに遠ざかる。
- ・公共交通機関を利用している場合は、乗務員等の指示に従う。
- ・火災が発生する場合もあるので気をつける。
- ・地割れにも気をつけ、避難する。

<揺れがおさまったら>

STEP 2

避難

児童生徒等

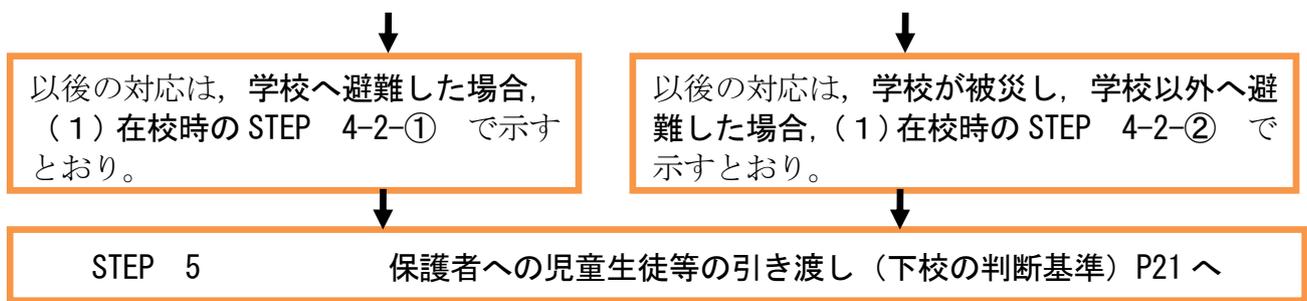
- ・あらかじめ決めていた避難場所に避難する。
(津波が想定される地域については、津波対応の高い避難場所へ避難する)
- ・避難後は避難場所の（地域自主防災組織等の）責任者の指示に従う。
(大津波警報・津波警報が解除されるまでは、避難が第一)

STEP 3

避難後の児童生徒等の安全確認

教職員

- ・教職員は原則、安全を確認して、可能な限り学校または学校災害対策本部が設置される場所に参集する。
 - ・児童生徒等の所在及び安全確認を、避難予定者リストにもとづき確認する。なお、避難場所において児童生徒等が保護者と一緒でない場合は、避難場所の安全を確保した上で、保護者に連絡して引き渡すまで保護するか、学校が安全な避難所である場合は、学校まで引率した上で保護者へ連絡して引き渡すまで保護する。
 - ・校内、通学路、避難場所等の安全を確認する。
- ☆教職員の安否確認はすだちくんメールを活用して！



(3) 学校外の諸活動時（遠足・修学旅行・部活動等）

【平常時にしておくこと】

- ・遠足や修学旅行などの校外学習では、見学施設・宿泊施設等における、災害時のリスク、避難場所・避難経路の確認をし、事前指導を行う。
（特に津波が予想される地域では、津波に対する避難場所を確認しておく）
- ・学校施設外で部活動を行う場合は、その施設等での災害発生時の避難経路、避難場所等を施設管理者に確認し、児童生徒等に事前に指導する。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。

地震発生

STEP 1 児童生徒等の安全確保

教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・建造物や地形、周囲の状況を判断して、安全確保の指示をする。 ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。 ・落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守るよう指示する。
児童生徒等	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な場所に身を伏せる。 ・崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等から速やかに遠ざかる。 ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・交通機関を利用している場合は、乗務員等の指示に従う。

STEP 2 避
STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れがおさまれば、最寄りの避難場所へ避難誘導する。 ・交通機関を利用している場合は、乗務員等の指示に従う。 ・避難後、児童生徒等の安全確認及び負傷者の応急手当を行う。 ・ラジオ、インターネット、電話等で地元の被害状況を把握する。 ・関係機関に救援を要請する。
児童生徒等	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・集団・隊列から離れたりしない。 ・教職員とはぐれたときは、動き回らずに安全を確保する。 ・不正確な情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

STEP 4 児童生徒等が学校または安全な場所へ移動した後の学校の対応

情報の伝達 ・負傷者への対応	教職員	<p>(被災現場での対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の安全確認の状況、被災の状況を校長に報告する。 ・負傷者の確認と応急手当を行う。なお、負傷の程度に応じて速やかに救急車を要請し病院へ搬送し、保護者へ連絡する。
安否確認・情報の収集・伝達対応の決定	総括 校長 教職員 保護者連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・校外活動中の児童生徒等、教職員の安全状況を確認する。 ・学校または安全な場所で、児童生徒等の保護者への引き渡しができるよう連絡・調整する。 ・被害状況、児童生徒等の安否を教育委員会に報告する。

【以後の対応は、(1) 在校時の STEP 4 → STEP 5 で示すとおりである。】

(4) 在宅時

【平常時にしておくこと】

- ・あらかじめ市町村のハザードマップ等を利用して、自宅付近における津波に対する避難場所（近くの公園、高台、津波避難ビル等）を複数以上確認し、児童生徒等がどこに避難するのか、保護者・学校で情報を共有しておく。
- ・児童生徒等が避難する各避難場所の、避難予定者リストを作成しておく。
- ・自宅付近の津波に対する避難場所までの避難経路について、家族で話し合い下見をしておく。
- ・災害発生時に、参集可能な教職員のリスト及びその他の職員の対応を作成しておく。

地震発生

- STEP 1 児童生徒等の安全確保
 STEP 2 避 難
 STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

児童生徒等 ・地震から身を守り、揺れがおさまったら、あらかじめ家族と話し合っ
 て決めておいた避難場所へ避難する。（津波が予想される地域では、より
 高いところへ避難する）

教職員 ・地震から身を守り、揺れがおさまったらあらかじめ決めておいた避難場
 所へ避難する。
 （津波が予想される地域では、より高いところへ避難する）
 ・教職員は原則、安全を確認して、可能な限り学校または学校災害対策本
 部が設置される場所に参集する。
 ・児童生徒等の所在及び安全確認を、避難予定者リストにもとづき確認す
 る。

STEP 4 避難した後の学校の対応

情報の
 収集・伝達

総括 校長 ・参集可能な者は所属校に集まり、学校災害対策本部を設置する。
教職員 ・参集した教職員は、あらかじめ決められた役割分担に従って、
 行動を開始する。
 ・児童生徒等や地域住民が学校へ避難してきた時の対応として、
 避難所開設の用意をする。
 ・教育委員会へ状況報告をする。

安否確認・
 被害状況
 の把握

教職員 ・児童生徒等の所在及び安否確認をする。
 安否確認・
 避難誘導班
 安全点検・
 消火班
 ・参集できない教職員の安否確認をする。
 ・学校の被害状況を確認する。
 ・建物の安全確認、危険箇所の立入禁止措置を行う。（P14 参照）
 ☆教職員の安否確認はすだちくんメールを活用して！

児童生徒等 ・可能な範囲で、できるだけ早く、安否及び所在について学校に
 連絡する。

(5) 休日・夜間等 (校舎内外に生徒はいない場合)

【平常時にしておくこと】

- ・休日・夜間等に地震・津波が発生し、学校が災害に巻き込まれた場合を想定し、教職員が学校へ参集できるよう緊急時の連絡体制及び対応の確認しておく。
- ・休日に部活動等で学校に、児童生徒等がいる場合については(1) 在校時 の対応を参照し、まずは児童生徒等の安全確保、避難、避難後の児童生徒等の安全確保に努める。

地震発生

STEP 1

安全な方法で教職員は学校へ参集

教職員

- ・震度4の地震が発生した場合は、第1非常体制に入り、必要最小限の教職員を配備する。
 - ・震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合は、第2非常体制に入り、応急対策活動を状況に応じて行い得る人員を配備する。
 - ・震度6弱以上の地震が発生したときは、全員配備体制とし、直ちに学校に集合する。
 - ・地震の状況により、全教職員は自らや家族の安全を確保した後、直ちに安全な方法で学校に集合する。
- ※震度3以下であっても、緊急事態に備えて迅速に対応できるように、教職員の緊急時連絡網を整備しておくこと。

STEP 2

教職員が参集した後の学校の対応

教職員が参集したら、学校災害対策本部を設置する。

被害状況の把握

教職員

安全点検・
消火班

- ・校舎施設の被害状況を調査し、校舎の安全性を確認をする。
 - ・余震に注意しながら、外観上の安全確認をする。
- ※建物の内部からは行わない。
建物全体の傾斜、柱の座屈、壁の崩壊やエックス字の亀裂
仕切り窓・掲示板・建具・天井板・蛍光灯などの落下物、
窓や窓ガラスの破損状況、運動場の地割れの状況、
コンクリート塀の倒壊や亀裂、石垣の崩れ
- ・危険箇所の立入禁止措置等を行う。(はり紙、ロープなど)
 - ・地震の規模、余震の可能性と規模、火災・津波などの二次災害などの危険性等の情報を把握する。

情報の収集・伝達

総括

校長

- ・被害状況等の調査結果を教育委員会に報告する。
- ・校区内の被災状況を確認する。(市町村危機管理部、地域自主防災組織と連携)
- ・外部との対応(保護者、マスコミ等からの照会に対する対応)
- ・マスコミ対応については、被害状況等を確実に把握し、対応窓口を一本化して対応する。
- ・児童生徒等の安否確認を行うと同時に、翌日からの授業実施等について教育委員会等と協議・検討し、児童生徒等・保護者へ連絡する。

避難所運営支援

教職員

避難所支援班
生徒

- ・地域住民が避難してきた場合、教職員は避難所運営支援にあたる。
- ・避難所に避難した生徒は、出来る範囲で避難所運営支援に協力する。

STEP 5

保護者への児童生徒等の引き渡し（下校の判断基準）

(6) 下校の判断基準について

- ・大災害の場合原則、保護者に学校（安全な避難場所）に来てもらい、引き渡す。
（児童生徒等だけで下校させない。沿岸部では大津波警報・津波警報発令時は原則、帰さない。）
- ・下記の情報を確認し、児童生徒等の下校等について安全面を総合的に判断し決定する。

- ・津波警報・大津波警報の有無
- ・二次災害（火災・建物崩落・余震）の有無
- ・「避難勧告」「避難指示」発令の有無
- ・通学路の安全状況の確認
- ・児童生徒等の帰宅先及び帰宅後の状況
（家庭で一人にならないか）
- ・児童生徒等の家庭周辺の安全状況の確認

「津波警報」「大津波警報」発令中は原則として児童生徒等は帰さない。

(7) 保護者への児童生徒等の引き渡し（(6)下校の判断基準により安全が確認された後）

教職員

保護者連絡班

- ・児童生徒等の保護者へ連絡をとる。（電話、電子メール、学校のホームページに掲載、地域の有線放送等にて）
（連絡例）

- ①児童生徒等は全員無事、へ避難し待機中
- ②大津波警報・津波警報が解除になるまで、児童生徒等は待機させる。
（津波が想定される沿岸部の地域の場合）
- ③解除後、下校させるので迎えにきて下さい。
（危険な場合は無理をしないこと）

※電話やメールが使用できないことも考えられるため、引き渡しの際の連絡方法等を事前に文書等で周知・徹底しておく。

- ・大災害の場合に学校から避難する際の避難場所
- ・児童生徒等は、保護者と連絡がとれるまで下校させないこと
（連絡方法例）○電話・メールにて連絡する。
○学校のホームページに掲載する。
○市町村役場等に避難状況を掲示して、知らせる。
○学校の玄関等に避難状況を掲示して、知らせる。
など
- ・保護者は、危険を冒して迎えにこないこと

- ・保護者が迎えにきた場合は、（6）下校の判断基準にもとづき安全が確認されたら、引き渡しカード（P22 参照）等を活用し、児童生徒等を保護者に引き渡す。同時に、翌日以降の登校に関する連絡も行う。

- （連絡例）①翌日は、〇〇時に登校してください。午前中授業とします。
②明日は臨時休業とします。登校する日時は、後日保護者の方に連絡します。

- ・保護者と連絡が取れない児童生徒等は、学校（安全な避難場所）で待機させる。
- ・引き渡し後の児童生徒等の安全確認をする。（電話、メール等）

(例) 引き渡しカード

学年		組		氏名		血液型	
住 所					地区名		
保護者名				続柄		電 話	
兄弟姉妹							
緊急時連絡先							
引 渡 時 記 入 欄							
引 取 者					児童等との関係		
引渡日時	月	日 ()	時	分	教 職 員 名		
避難場所	自宅・その他 ()				特 記 事 項		

- ・事前に必要事項を記入し，学級担任等が保管しておく。
- ・児童生徒等を引き渡す際に，引渡時記入欄を記入してもらい学校が保管することにより，保護者に確実に引き渡す。

(8) 地震・津波に関する知識

以下に、気象庁や徳島地方気象台のホームページに掲載している地震・津波に関する情報をまとめました。地震・津波の災害に対する各学校の避難マニュアル作成時の参考として下さい。

ア 震度と揺れ等の状況 (概要)

気象庁 HP 掲載資料より

●●●●● **震度と揺れ等の状況 (概要)** ●●●●●

<p>0</p> 	<p>【震度0】 人は揺れを感じない。</p>	<p>1</p> 	<p>【震度1】 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。</p>
<p>2</p> 	<p>【震度2】 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。</p>	<p>3</p> 	<p>【震度3】 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。</p>
<p>4</p> 	<p>【震度4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ほとんどの人が驚く。 ● 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。 ● 座りの悪い置物が、倒れることがある。 	<p>6弱</p>  <p style="font-size: small; text-align: center;">耐震性が高い 耐震性が低い</p>	<p>【震度6弱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 立っていることが困難になる。 ● 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 ● 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 ● 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
<p>5弱</p> 	<p>【震度5弱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 ● 棚にある食器類や本が落ちることがある。 ● 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 	<p>6強</p>  <p style="font-size: small; text-align: center;">耐震性が高い 耐震性が低い</p>	<p>【震度6強】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● はわないと動くことができない。飛ばされることもある。 ● 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。 ● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。 ● 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
<p>5強</p> 	<p>【震度5強】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 物につかまらなさと歩くことが難しい。 ● 棚にある食器類や本で落ちるものが増える。 ● 固定していない家具が倒れることがある。 ● 補強されていないブロック塀が崩れることがある。 	<p>7</p>  <p style="font-size: small; text-align: center;">耐震性が高い 耐震性が低い</p>	<p>【震度7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 ● 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。 ● 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。

地震が起きたら あわてず、まず身の安全を!! 緊急地震速報を見聞きしたら

<ul style="list-style-type: none"> ● 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難 ● あわてて外に飛び出さない(落下物や車が危険) ● 揺れがおさまってから、あわてず火の始末 ● あわてた行動、けがのもと 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転中は、ハザードランプを点灯し、緩やかに減速 ● 近づくな、門や塀、自動販売機やビルのそば ● 海岸でぐらっときたら高台へ
---	--

家屋の耐震化や家具の固定など、日頃から地震に備えましょう!!



国土交通省 気象庁

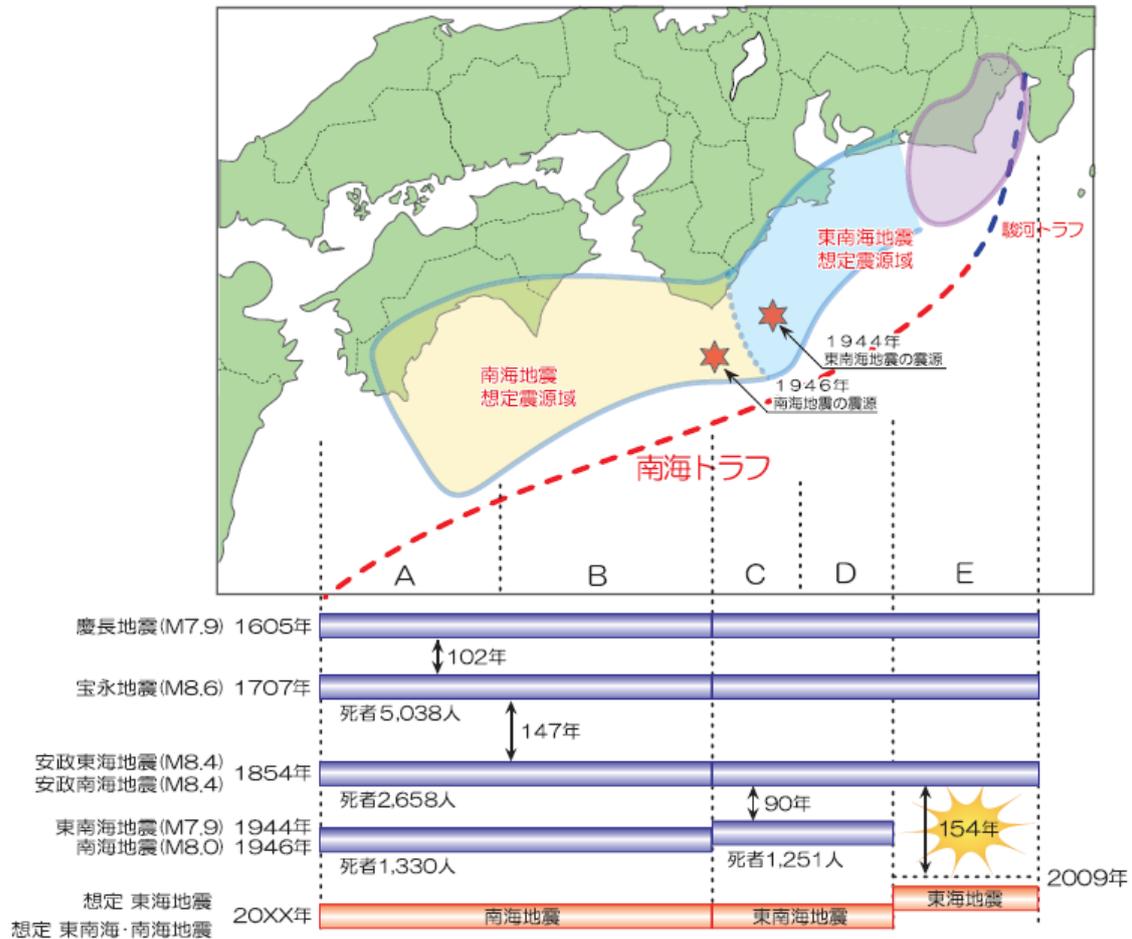
〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4 電話: (03)3212-8341 (代表)
ホームページアドレス <http://www.jma.go.jp/>

平成 21 年 3 月 31 日

イ 南海地震の発生間隔

徳島気地方象台 HP 掲載資料より

下図は、南海地震や東南海、東海地震の想定される震源域（岩盤が破壊される場所）と、過去400年の間に起こった地震の間隔を示しています。



想定される震源域と地震発生間隔

これらの地震は俗に「地震三兄弟」とも呼ばれ、互いに連動して活動している事が知られています。1605年の慶長地震や1707年の宝永地震では東海～南海にかけてほぼ同時に地震が起こったと見られ、1854年の安政南海地震は安政東海地震の32時間後に、1946年の昭和南海地震は昭和東南海地震の2年後に発生しました。

また南海地震は、歴史記録の信頼性が高い江戸時代以降では、およそ90～150年の間隔で周期的に発生していることがわかります（それ以前では、およそ200～260年の間隔で地震の被害記録が残っていますが、記録が見つからない地震があった可能性も十分考えられます）。

政府の地震調査委員会の評価では、今後の南海地震発生確率と規模は次のとおりとなっています。M（マグニチュード）8.4は、昭和南海地震（M8.0）の約4倍の規模に相当します。当然ながらこの評価には不確定要素が含まれていますが、今世紀前半に昭和南海地震より大きな南海地震が非常に高い確率で起こるものとして、揺れや津波へ備えていかなければなりません。

次の南海地震の評価（2011年1月1日現在）				
地震発生確率			平均発生間隔	前回からの経過年数
10年以内	30年以内	50年以内		
10～20%	60%程度	90%程度	114.0年	64.0年
地震の規模： M8.4前後（※東南海地震と同時発生した場合は、M8.5前後）				

ウ 津波警報・注意報の種類

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分以内）を目標に津波警報（大津波，津波）または津波注意報が発表されます。

種 類		解 説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3 m, 4 m, 6 m, 8 m, 10 m以上
	津 波	高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1 m, 2 m
津波注意報		高いところで0.5 m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5 m

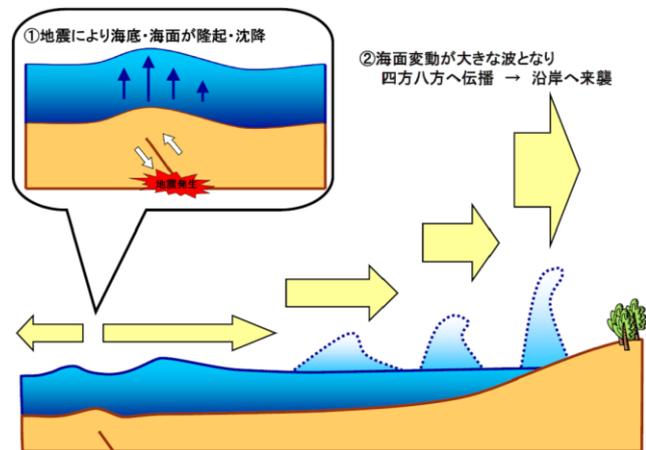
気象庁 HP 掲載資料より抜粋

エ 津波の発生

海底で大きな地震が発生すると、断層運動により海底が隆起もしくは沈降します。これに伴って海面が変動し、大きな波となって四方八方に伝播するものが津波です。

「津波の前には必ず潮が引く」という言い伝えがありますが、必ずしもそうではありません。地震を発生させた地下の断層の傾きや方向によっては、また、津波が発生した場所と海岸との位置関係によっては、潮が引くことなく最初に大きな波が海岸に押し寄せる場合もあります。津波は引き波で始まるとは限らないのです。

気象庁 HP 掲載資料より



オ 津波の伝わる速さ

津波は、海が深いほど速く伝わる性質があり、沖合ではジェット機に匹敵する速さで伝わります。逆に、水深が浅くなるほど速度が遅くなるため、津波が陸地に近づくにつれ後から来る波が前の津波に追いつき、波高が高くなります。

水深が浅いところで遅くなるといっても、オリンピックの短距離走選手なみの速さで陸上に押し寄せるので、普通

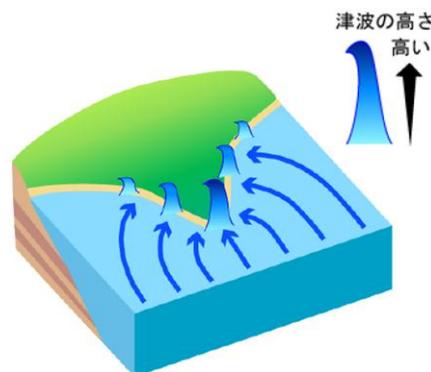
の人が走って逃げ切れるものではありません。津波から命を守るためには、津波が海岸にやってくるのを見てから避難を始めたのでは間に合わないのです。海岸付近で地震の揺れを感じたら、または、津波警報が発表されたら、実際に津波が見えなくても、速やかに避難しましょう。

気象庁 HP 掲載資料より



カ 地形による津波の増幅

津波の高さは海岸付近の地形によって大きく変化します。さらに、津波が陸地を駆け上がる（遡上する）こともあります。岬の先端やV字型の湾の奥などの特殊な地形の場所では、波が集中するので、特に注意が必要です。津波は反射を繰り返すことで何回も押し寄せたり、複数の波が重なって著しく高い波となることもあります。このため、最初の波が一番大きいとは限らず、後で来襲する津波のほうが高くなることもあります。【気象庁 HP 掲載資料より】



岬の先端に津波が集まるようす

キ 津波波高と被害程度

家屋被害については、建築方法等によって異なりますが、木造家屋では浸水1 m程度から部分破壊を起し始め、2 mで全面破壊に至りますが、浸水が50cm程度であっても船舶や木材などの漂流物の直撃によって被害が出る場合があります。下表の津波波高（m）は、地面から測った浸水深となっています。【気象庁 HP 掲載資料より抜粋】

津波波高(m)	1	2	4	8	16	32
木造家屋	部分的破壊	全面破壊				
石造家屋	持ちこたえる			全面破壊		
鉄筋コンクリートビル	持ちこたえる					全面破壊

ク 地震や津波への心得

地震発生

- ・大きな机の下などに身を隠し、あわてて外に飛び出さない。

揺れがおさまったら、避難

- ・揺れがおさまったら、火の始末
- ・戸をあけて、出口の確保を
- ・看板の落下、ブロック塀の倒壊、山崩れや陰崩れに注意
- ・避難は徒歩で、荷物は最小限に

津波からの避難

- ・津波注意報でも、海岸や津波の危険のある河口付近には近づかない。
- ・強い地震や長くゆっくりした揺れを感じたら、直ちに海岸から離れ、急いで高い安全な場所へ避難
- ・地震を感じなくても、津波警報・津波注意報が発令された時は、直ちに海岸から離れ、急いで高い安全な場所へ避難
- ・津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報、注意報が解除されるまで気を緩めない。

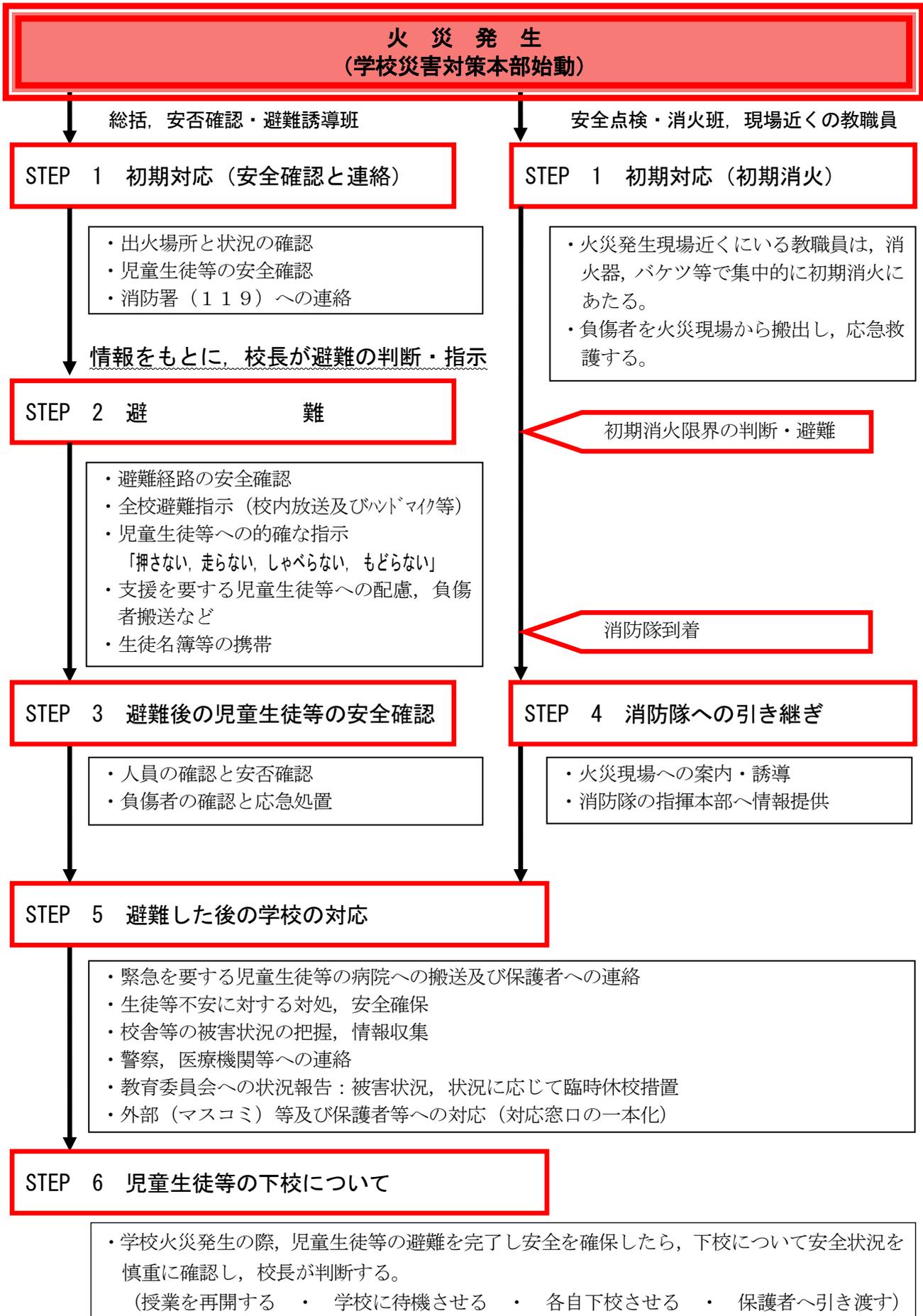
正確な情報の入手

- ・正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などから入手（デマ情報に惑わされない）

徳島地方気象台 南海地震に備えるパンフレットより抜粋

3 火 災 編

3 火災 編（火災発生時の基本対応及びその流れ）



(1) 在校時及び放課後（部活動中等）

【平常時にしておくこと】

- ・あらかじめ火災状況を想定していくつかの避難場所を決めて、平常時から火災避難訓練をおこない避難経路等火災発生時の行動の確認をし、教職員・児童生徒等に知らせておく。
- ・火災発生時の初期対応（初期消火・連絡・避難誘導）の各教職員の役割を明確にしておく。
- ・校内の消火設備の設置場所、及び消火器や屋内消火栓の使用方法を確認しておく。
- ・校長不在の場合の責任者を決めておく。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。

※情報を早く収集し、分析・判断し、伝達・指示することが何より有効です。

火 災 発 生

（学校災害対策本部始動）

STEP 1

初 期 対 応

火災報知器の作動によって、火災を発見した場合

- ①自動火災報知設備のベルがなる。
- ②すぐに受信機を確認し、出火階・出火場所を確かめ、現場に駆けつけ火災発生を確認する。あるいは、校内放送で発生場所を知らせ、付近にいる教職員に確認させる。
- ③火災発生を確認した場合は、速やかに本部へ連絡する。
- ④教職員は自分の役割分担に応じて、初期消火・通報・避難誘導を開始する。

火災発見者からの連絡の場合

- ①発見者は速やかに本部へ連絡し、大声で周囲に火事であることを知らせるとともに、近くの火災報知器の発信ボタンを押し火災発生を知らせる。
- ②教職員は自分の役割分担に応じて、初期消火・通報・避難誘導を開始する。

119番通報時の内容について

落ち着いて、次の項目にそって通報してください。

- | | |
|------------------------------|-----------------------|
| ①火事ですか・救急ですか？ | 火事です。 |
| ②住所と学校名 | 〇〇市〇〇町〇〇 〇丁目 〇〇〇学校です。 |
| ③何が燃えていますか。
(出火箇所はどこですか?) | 〇〇校舎2階〇〇室です。 |
| ⑤通報者の氏名 | 〇〇〇〇 です。 |
| ⑥通報者の電話番号 | 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 です。 |

教職員

- ・上記、初期対応をもとに火災発見後、まず出火場所と火災状況を把握し本部へ連絡する。次に、初期消火、通報（119消防署へ）・避難誘導を開始する。
- ・負傷者がいれば直ちに火災場所からの搬出、応急処置をする。
- ・休憩時、放課後の場合は教室、体育館等にいる児童生徒等の安全確認に向かう。（避難経路の安全確認も同時に行う）

初 期 消 火

教職員

- ・火災発生場所の近くにいる教職員及び安全点検・消火班は、近くにある消火器、消火バケツなどを多く集めて、集中的に初期消火にあたる。
- ・消火器などで消し止められないと判断したときは、すぐに屋内消火栓を使用する。

※＜初期消火か避難かの判断基準＞

消火器やバケツ、屋内消火栓などによる初期消火活動は、教職員の安全を第一に考えたものとする。身の危険を感じた場合や消火活動に限界を感じた時は、速やかに避難をする。（初期消火の目的は、被害を最小限にとどめることであり、決して無理はしない）

火災発生時の避難について

- ①児童生徒等の避難の判断は、本部長（校長）が行う。
- ②火災については、児童生徒等の安全を第一に考え、全館避難を原則とする。
- ③火災発生場所の発生階の児童生徒等の避難を第一に、次にその上階を優先し、順次速やかに避難させる。
- ④支援を要する児童生徒等への対応には十分配慮する。

STEP 2

避 難

管理職

- ・校内放送等で、児童生徒等・教職員へ避難指示をする。
（通電時：校内放送、停電時：ハンドマイク）

（例）学校の所在地の状況によって適宜応用してください。

ただいま、〇〇校舎〇階〇〇教室で火災が発生しました。

児童（生徒）の皆さんは全員、◎◎（あらかじめ決めている避難場所）に至急避難しなさい。

（繰り返し）

教職員

- ・避難指示に従い、児童生徒等を速やかに誘導・避難させる。
- ・火災発生階を優先し、その上階、下階と順次誘導する。
- ・火災による煙等から身を守るよう、ハンカチ等で口、鼻を覆うよう指示し、煙を吸わせないようにして、上履きのままで避難させる。
- ・大きな声で的確に指示する。

「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」

- ・火や煙によって階段が使用できない場合は、救助袋等を設定し避難させる。（地上の誘導者と密接に連絡を取りながら落ち着いて行う）
- ・特別教室では、火気の始末や実験中の薬品を回収、電気器具のコンセントを抜くなど、二次災害の危険を回避して避難を開始する。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には十分配慮する。
- ・最後に避難する誘導者は、逃げ遅れている児童生徒等がないか確認し、（防火）戸を閉めてから避難する。（避難途中、普通教室以外の場所にいる児童生徒等の所在にも十分留意する）
- ・出席簿等を携行する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時持ち出し品の搬出を行う。 <p>※避難経路の確認，避難指示は管理職及び職員室で待機中，もしくは火災が発生した付近にいる教職員が行う。</p>
児童生徒等	<ul style="list-style-type: none"> ・火災による煙等から身を守るため，ハンカチ等で口，鼻を覆い，上履きそのまま素早く行動する。 ・集団・隊列から離れない。 ・教職員の指示をよく聞き，勝手な行動をとらない。（教職員不在の場合は，校内放送等に従い速やかに校舎外の避難場所に避難する） <p>【屋内・教室・廊下・特別教室・階段・体育館等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡があり次第，窓を閉め，校舎外に避難開始する。 ・あわてて外へ飛び出さない。周囲の安全確認をする。 <p>【屋外・運動場等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動場に出火場所から離れた安全な場所に避難する。 ・教職員の指示があるまで集合形態で待機する。

STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ決めておいた隊形に整列させ，児童生徒等の人員確認及び安否確認を行い，校長に報告する。 ・負傷者の確認と応急手当を行う。なお，負傷の程度に応じて速やかに救急車（119）を要請し病院へ搬送する。 ・負傷または緊急を要する児童生徒等がいる場合，保護者へ連絡をする。 ・児童生徒等の不安を緩和する。
-----	--

STEP 4 消防隊への引き継ぎ

<ul style="list-style-type: none"> ・消防隊が到着したら，火災現場に迅速に到達できるよう誘導する。 ・消防隊の指揮本部に情報提供を行う。

＜情報提供の内容＞

	優先して行う事項	状況に応じて行う事項
延焼の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・出火場所 ・燃焼物体及び燃焼範囲（炎，煙の拡散状況） ・消火活動上支障となる危険物等の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・出火原因
避難の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・逃げ遅れた者の確認状況 ・避難誘導状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者等の確認状況
自衛消防活動の状況	/	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動報告 ・防火区画の構成状況 ・消火器・屋内消火栓設備の使用，作動状況
空調設備等の運転停止状況		<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備・排煙設備の運転停止状況 ・エレベーターの運転停止状況 ・非常電源の確保状況

STEP 5

避難した後の学校の対応

被害状況 の把握	教職員 安全点検・ 消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防機関等と連携し、施設の被害状況を調査し、校長に報告する。 ・危険箇所の立入禁止措置等を行う。（はり紙、ロープなど）
情報 の 収集・伝達	総括 校長	（校長不在の場合の責任者を決めておく） <ul style="list-style-type: none"> ・消防機関等と連携し被災状況を確認し、二次災害などの危険性について把握する。 ・マスクミや保護者からの問い合わせについて、対応窓口を一本化して対応する。 ・児童生徒等の下校について判断するための情報を収集する。 ・火災・校舎等被害状況、児童生徒等の安否等を教育委員会へ報告する。
児童生徒等 の確保	教職員 安否確認・ 避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の不安を緩和する。 ・下校等が決定するまで安全を確保し、待機させる。
応急救護・ 救出救助	教職員 救急医療班・ 救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の確認と応急手当を行う。なお、負傷の程度に応じて速やかに救急車（119）を要請し病院へ搬送する。 ・行方不明者がいる場合は、直ちに消防機関等へ連絡する。

STEP 6

児童生徒等の下校について

教職員 保護者連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・学校火災発生の際、児童生徒等の避難を完了し安全を確保したら、下校についての判断を校長が行う。 ア 火災の規模が小さく、授業に支障のない場合は、授業を再開する。 イ 火災の規模が大きく、授業続行が不可能な場合は、緊急時連絡網（電話・メール）、地域の緊急放送等を利用し、保護者に生徒が下校することあるいは学校に待機していることを連絡し、以下のCASE 1～3の対応をとる。 <p>CASE 1</p> <p>児童生徒等が落ち着いた状況であり、通学路の安全、交通機関の運行状況を確認した場合、児童生徒等を帰宅させる。</p> <p>CASE 2</p> <p>児童生徒等の状態が不安定であったり、通学路の安全、交通機関の運行状況等に問題がある場合は、通常の状態に戻るまで学校で児童生徒等を待機させた後、下校させる。（保護者の迎えを要する場合は、連絡を取り、引き渡しカード等を利用し確実に保護者へ引き渡す）</p> <p>CASE 3</p> <p>緊急時の家庭連絡等により保護者が迎えに来た場合は、引き渡しカード等を利用し確実に保護者へ引き渡す。</p>
----------------------	--

(2) 学校外の諸活動時（遠足・修学旅行・部活動等）

【平常時にしておくこと】

- ・遠足や修学旅行などの校外学習や校外で部活動を実施する場合は、見学施設・宿泊施設・利用施設等における、火災発生時の避難経路・避難場所等を施設管理者に確認し、児童生徒等に、事前指導を行う。
- ・緊急時連絡網を作成しておき、災害発生時は連絡が取れるようにしておく。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。

火 災 発 生

STEP 1 児童生徒等の安全確保

教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・火災報知器あるいは火災発見者からの連絡により出火場所と火災状況を把握し、児童生徒等へ避難指示を行う。（事前に施設管理者等と確認した見学施設・宿泊施設・利用施設等における避難方法に従い、避難場所へ移動するよう指示する。） ・列車、バス等に乗車中は、係員の指示に従う。 ・負傷者がいれば直ちに火災場所からの搬出、応急処置をする。
------------	---

STEP 2 避 難
STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・火災による煙等から身を守るよう、ハンカチ等で口、鼻を覆うよう指示し、煙を吸わせないようにして、速やかに誘導、避難させる。 ・大きな声で的確に指示する。 「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」 ・支援を要する児童生徒等への対応には十分配慮する。 ・けがをして動けない児童生徒等を救護し、避難誘導する。 ・逃げ遅れている児童生徒等がいないか、確認をする。 ・緊急連絡用の生徒簿等を携行する。
------------	--

児童生徒等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者等及び教職員の指示に従い、避難場所へ移動する。 ・火災による煙等から身を守るため、ハンカチ等で口、鼻を覆い落ち着いて行動する。 ・集団・隊列から離れない。 ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・避難後は、教職員の指示があるまで待機する。
--------------	---

STEP 4 児童生徒等が学校または安全な場所へ移動した後の学校の対応

情報の伝達
・
負傷者への
対 応

教職員	<p>(被災現場での対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の安全確保の状況、火災の状況を校長に報告する。 ・負傷者の確認と応急手当を行う。なお、負傷の程度に応じて速やかに救急車（119）を要請し病院へ搬送し、保護者へ連絡する。
------------	---

安否確認・
情報の収集・伝達
対応の決定

総括 校長 教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・校外活動中の児童生徒等、教職員の安全状況を確認する。 ・児童生徒等が学校または安全な場所まで移動した後、児童生徒等を下校または保護者への引き渡しができるよう、緊急時
----------------------	--

保護者連絡班	<p>連絡網（電話・メール）、学校のホームページへの掲載等を利用し、連絡・調整する。（児童生徒等の下校及び保護者への引き渡しについては、火災編（1）在校時及び放課後（部活動中）のSTEP 6 児童生徒等の下校についてを参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災状況、児童生徒等の安否等を教育委員会へ報告する。
--------	---

（3）休日・夜間等（校舎内外に生徒はいない場合）

<p>【平常時にしておくこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日・夜間等に学校で火災が起こった（あるいは火災に巻き込まれた）場合を想定し、教職員が学校へ参集できるよう緊急時の連絡体制及び対応の確認しておく。 ・休日に部活動等で学校に、児童生徒等がいる場合については（1）在校時及び放課後（部活動中等）の対応を参照し、まずは児童生徒等の安全確保、避難、避難後の児童生徒等の安全確保に努める。

火 災 発 生

STEP 1 安全な方法で教職員は学校へ参集



教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が出火した場合、又は、学校が火災により被害を受けた場合は、教職員は速やかに全員配備体制につき応急対策を講ずるために速やかに学校に集合する。 ※緊急事態に備えて迅速に対応できるように、教職員の緊急時連絡網を整備しておく。
------------	---

STEP 2 教職員が参集した後の学校の対応

情報の
収集・伝達

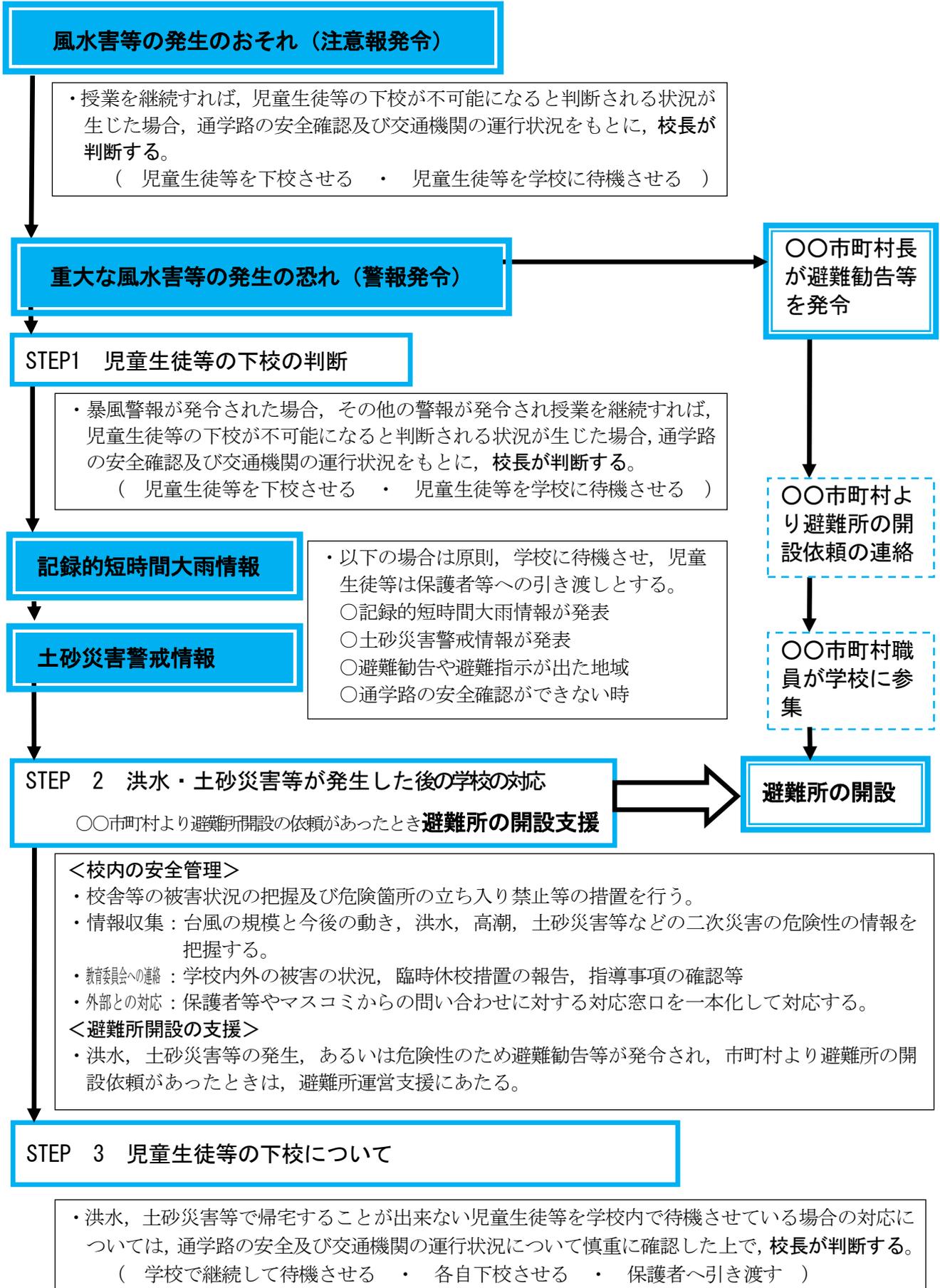
総括 校長	<ol style="list-style-type: none"> ①教職員が参集したら、学校災害対策本部を設置する。 ②校舎施設の被害状況の把握をする。 ③教育委員会への連絡をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・被害の状況、その他学校内外の状況、指導事項の確認等 ・状況に応じて臨時休校の措置 ④外部との対応（保護者、マスコミ等からの照会に対する対応） <ul style="list-style-type: none"> ・今後の学校としての対応等を保護者等に周知徹底する。 ・マスコミ対応については、火災の規模、被害状況等を確実に把握（消防署の指示に従う）し、対応窓口を一本化して対応する。 ・学校周辺地域の被害状況を、関係機関と連絡をとり把握する。 ⑤翌日からの学校教育活動の再開等について教育委員会等と協議・検討し、児童生徒等・保護者へ連絡する。
--------------	---

安否確認・
被害状況の
把握

教職員 安全点検・消火班	<ol style="list-style-type: none"> ①校舎施設の被害状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・消防署、警察等の指示を仰ぎながら被害状況、安全確認を行い、今後の対応を検討する。 ・危険箇所の立ち入り禁止等の措置
---------------------	--

4 風水害 編

4 風水害 編（風水害時の基本対応及びその流れ）



(1) 在校時及び放課後（部活動中等）

【平常時にしておくこと】

- ・あらかじめ注意報・警報発令時の学校の対応について、児童生徒等・保護者に周知徹底しておき、風水害等の災害発生を想定して通学路における危険箇所を認識させておく。
- ・緊急時の連絡網を作成しておき、災害発生時の連絡体制を確立しておく。
- ・風水害等の災害発生時の各教職員の役割と分担を明確にしておく。
- ・校長不在の場合の責任者を決めておく。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。

※情報を早く収集し、分析・判断し、伝達・指示することが何より有効です。

風水害等の発生のおそれ（注意報発令）

管理職

- ・注意報が発令されたが、このまま授業が継続することができると判断される状況である場合、授業を継続する。
- ・注意報が発令され、授業を継続すれば、児童生徒等の下校が不可能になると判断される場合、校長の判断で以下のCASE1,2の対応をとる。
 - CASE 1 通学路の安全、交通機関の運行が確認されたときは下校させる。
 - CASE 2 通学路が危険、交通機関の運行に支障が出たときは児童生徒等の安全な下校方法が確認されるまで、学校に待機させる。
- ・テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁レーダーナウキャスト）等で最新の情報を収集する。
- ・なおCASE 1の場合は、教育委員会に連絡する。

気象庁レーダーナウキャストとは <http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>

降水短時間予報や降水ナウキャストは、最新の降雨量の確認と予測に役立ちます。詳しくは、P43にて説明していますのでご参照ください。

重大な風水害等の発生のおそれ（警報発令）

管理職

- ・暴風警報が発令された場合、その他の警報等が発令され、授業を継続すれば児童生徒等の下校が不可能になると判断される場合、校長の判断で以下のCASE1,2の対応をとる。
 - CASE 1 通学路の安全、交通機関の運行が確認されたときは下校させる。
 - CASE 2 通学路が危険、交通機関の運行に支障が出たときは児童生徒等の安全な下校方法が確認されるまで、学校に待機させる。
 - ・テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁レーダーナウキャスト）等で最新の情報を収集する。
 - ・警報発令時に児童生徒等を下校させる、あるいは学校に待機させる場合は、教育委員会に連絡する。
- 注意： 記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報が発表された場合は、児童生徒等の通学路に危険が迫っている状況であることが予想されるので、校長は最新の情報を入手し、児童生徒等の安全を第一に考え慎重に判断する。

STEP 1

児童生徒等の下校の判断

CASE 1の場合

教職員

- ・交通機関の運行状況，児童生徒等の通学路の状況等を確認する。（あらかじめ非常時用の関係交通機関一覧表を作成しておく。）
- ・危険な箇所に近づかないこと，寄り道をしないこと，できるだけ複数で帰ること，災害等に巻き込まれた場合は自宅又は学校に連絡すること等を指示する。
- ・緊急時の家庭連絡網（電話・メール），学校のホームページへの掲載等を利用し，保護者に生徒が下校することを連絡する。

児童生徒等

- ・教職員の指示をよく聞き，寄り道をしないで，できるだけ複数で帰る。
- ・増水した河川や浸水の危険性のある通学路は回避して，速やかに安全な方法で帰宅する。

STEP 1

児童生徒等の下校の判断

CASE 2の場合

教職員

- ・通学路が危険な状態である，交通機関の運行状況に支障がある，災害等が発生して危険である等の場合は，児童生徒等の安全を第一に考えて学校に待機させる。
- ・テレビ，ラジオ，インターネット（気象庁レーダーナウキャスト）等で最新の情報を収集し，後何時間待機すれば天候の状態が回復するなどの予測をたてる。
- ・予測をもとに，児童生徒等を学校に待機させた後の対応について準備するとともに，天候が落ち着き，児童生徒等の通学路の安全，交通機関の運行が再開されるまで，学校に待機させる。

STEP 2

洪水・土砂災害等が発生した後の学校の対応

〇〇市町村より避難所開設の依頼があったとき **避難所の開設支援**

学校が洪水・土砂災害等で被災した場合

教職員

- ・児童生徒等を洪水・土砂災害等の危険のない避難場所，鉄筋校舎2階以上等に避難させ，児童生徒等の安全確保をする。
- ・市町村危機管理部局，消防署，教育委員会等へ救助要請の連絡を入れる。
- ・テレビ，ラジオ，インターネット（気象庁レーダーナウキャスト）等で最新の情報を収集する。

学校災害対策本部の役割分担に応じて対応する。

被害状況の把握

教職員

安全点検・消火班

- ・危険箇所の立入禁止等の措置を行う。（はり紙，ロープなど）
- ・施設の被害状況を調査し，校長に報告する。
- ・外観等上の安全確認の基準として考えられる内容
校舎の損傷，落下物，窓や窓ガラスの破損，雨漏り，
浸水の状況，樹木の状況など

情報の収集・伝達

総括

校長

- （校長不在の場合の責任者を決めておく）
- ・被害状況等の調査結果を教育委員会に報告する。
- ・児童生徒等への対応（休校措置）を教育委員会に報告する。
- ・テレビ，ラジオ，インターネット（気象庁レーダーナウキャスト）

情報の収集・伝達

避難所運営支援

	<p>ト)等で最新の情報を収集する。(台風・低気圧の規模や今後の動き、高潮などの二次災害の危険性等の情報把握、洪水・土砂災害の危険性等の情報把握等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災関係機関との連携を図り、情報を収集する。(校区の被害、危険箇所の状況、災害等発生時の避難所設営の準備等) ・保護者等からの問い合わせやマスコミ等について、対応窓口を一本化して対応する。
<p>教職員 避難所支援班</p> <p>生徒</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水、土砂災害等の発生あるいは危険性のため避難勧告が出され、市町村より避難所の開設依頼があったときは、教職員は避難所運営支援にあたる。 ・避難所に避難している生徒は、出来る範囲で避難所運営支援に協力する。

STEP 3

児童生徒等の下校について

教職員
保護者連絡班

・風水害等の発生及び発生のおそれにより、児童生徒等の通学路が危険である、または交通機関の運行に支障があり、学校に待機させた後の対応について、最新の情報をもとに下校について判断を校長が行う。

- ① 風水害の発生がなく、各種警報も解除され、授業に支障のない場合は、授業を再開する。
- ② 風水害の発生の可能性があり、各種警報が持続しており、授業続行が不可能な場合は、緊急時の家庭連絡網(電話・メール)、学校のホームページへの掲載等を利用し、保護者に児童生徒等が下校すること、あるいは待機していることを連絡し、以下のCASE 1～3の対応をとる。

CASE 1

児童生徒等の通学路の安全、交通機関の運行状況が確認された場合、児童生徒等を帰宅させる。

CASE 2

児童生徒等の通学路の安全、交通機関の運行状況等に問題がある場合は、通常の状態に戻るまで学校で児童生徒等を待機させる。

CASE 3

非常時の家庭連絡等により保護者が迎えに来た場合は、引き渡しカード等を利用し確実に保護者へ引き渡す。

注意

- 原則、記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報が発表中の時は、あるいは避難勧告・避難指示が出されている地域においては、児童生徒等だけでは下校させない。
- 保護者が危険を冒して迎えにくることのないように、あらかじめ風水害発生時の学校の対応について説明しておく。

(2) 登校前

【平常時にしておくこと】

- ・あらかじめ**注意報・警報発令**に対する学校の対応について、児童生徒等及び保護者に周知徹底しておく。
- ・風水害等の災害発生時の各教職員の役割と分担を明確にし、登校前の対応について各教職員に周知徹底しておく。

※情報を早く収集し、分析・判断し、伝達・指示することが何より有効です。

風水害等の発生のおそれ (注意報発令)

教職員

- ・注意報(強風, 大雨, 洪水等)が発令中は, 安全に十分注意して出勤する。(テレビ, ラジオ, インターネット「気象庁レーダーナウキャスト」等で最新の情報を収集する)
 - ・児童生徒等, 保護者からの電話等の問い合わせに対応できるよう, 学校で待機する。
- ※気象庁レーダーナウキャスト <http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>

児童生徒等

- ・注意報(強風, 大雨, 洪水等)が発令中で, 状況から判断して, 登校しても安全であると判断される場合, 安全に十分注意して登校する。
- ・注意報(強風, 大雨, 洪水等)が発令中で, 登校することで通学途上生命の危険にさらされる恐れがあると判断される場合, 学校に連絡して自宅待機し, 安全な状況になれば登校する。
- ・判断が難しい場合, 学校に電話等で問い合わせ指示を受ける。

重大な風水害等の発生のおそれ (警報発令)

教職員

- ・暴風警報が発令中の場合, 児童生徒等は自宅待機となるが, 教職員は気象状況を把握(テレビ, ラジオ, インターネット「気象庁レーダーナウキャスト」等で最新の情報を収集する)して, 通勤上の安全に十分注意して出勤する。また, 状況から判断して, 出勤することにより生命の危険にさらされる恐れがあると判断される場合, 学校に連絡した上で自宅待機し, 出勤が可能と判断される状況になれば, 速やかに出勤する。
- ・児童生徒等, 保護者からの電話等の問い合わせに対応できるよう, 早朝から出勤できる教職員が学校で待機する。

児童生徒等

- ・暴風警報が発令中の場合, 児童生徒等は安全を第一に考えて, 暴風警報が解除されるまで自宅待機とする。解除された後の対応については, 学校のホームページや電話での問い合わせ等で確認する。
- ・暴風警報以外の警報が発令中の場合, 気象状況から, 登校しても安全であると判断される場合, 安全に十分注意して登校する。また, 状況から判断して, 通学の途中で生命の危険にさらされる恐れがあると判断される場合, 学校に連絡をして自宅待機する。

STEP 1 台風接近により学校が被災した場合・避難所開設の依頼があった場合の対応
風水害 編 (1) 在校時及び放課後(部活動中等) の STEP 2 を参照すること

(3) 風水害時における学校の対応

ア 児童生徒等への事前対策

- (ア) 学校は、児童生徒等に対して、風水害に対する心構え、知識、緊急対処の方法等について指導する。
- (イ) 校長は、あらかじめPTAと協議し、緊急時に保護者と連絡する方法、登校下校時の安全経路、児童生徒等の校内での待機措置などについて定めておくものとする。

イ 児童生徒等の休校措置等に関する事 (時刻については、各学校において設定すること)

(ア) <登校前に「暴風警報」が発表された場合>

- ・ 午前〇時の段階で校区内に「暴風警報」が発表継続中の場合は、児童生徒等の安全確保のため、原則として臨時休業の措置を講ずる。
- ・ ただし、特別支援学校は午前〇時、定時制課程の高等学校は午後〇時とし、特別な事情のある高等学校については、別に当該校で判断時刻を定める。
- ・ 遠足、修学旅行、体験学習なども原則として延期・中止とするが、目的地には暴風警報等が発表されておらず、出発を遅らせる措置等をとれば安全な場合などは、校長の判断により、実施することができる。

(イ) <登校前の「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」の場合>

- ・ 午前〇時の段階で「暴風警報」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」については、各学校や地域の状況に応じて、校長が適切な措置を講ずる。

(ウ) <登校後に「警報」が発表された場合>

- ・ 登校後に、「警報」が発表された場合は、各学校や地域の状況に応じて、校長が適切な措置を講ずる。

ウ 避難所としての事前対策

(ア) 緊急連絡体制の整備

校長は、所属職員の緊急連絡体制及び対策を整備するとともに、市町村の危機管理部局など防災関係機関との連絡体制を確認し、自校に避難所が開設される場合にどのような手順で、準備が進められるかなどについて、毎年度はじめに、情報交換の場を設定し、十分に協議しておくことが望ましい。

また、風水害の危険発生時において、市町村の危機管理部局から学校に対して避難所開設について緊急連絡を行うことが想定される。そのため、夜間・休日でも確実に連絡できるよう、校長・副校長・教頭の緊急連絡先について教育委員会と連携をとり確認しておく。

(イ) 鍵の保管等について状況確認

避難所に指定されている学校にあつては、体育館など収容施設の安全点検を行うとともに、避難所として使用する施設（体育館等）の鍵の保管等について市町村の危機管理部局と状況を確認しておく。

(ウ) 防災備蓄品についての協議

校長は、避難所となった際に備えておくべき防災備蓄品について、あらかじめ市町村の危機管理部局と協議しておく。

(エ) 学校災害対策本部について

災害発生時の役割分担について、教職員が確認しておく。

(4) 風水害に関する知識

以下に、気象庁がホームページに掲載している、風水害に関する情報をまとめました。風水害等の災害に対する各学校の避難マニュアル作成時の参考として下さい。

ア 風水害に関する警報について

気象庁 HP 掲載資料より抜粋

大雨警報	大雨によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。 雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
暴風警報	暴風によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。 運用基準：平均風速がおおむね 20m/s を超える場合（地方により基準値が異なる）。参考：徳島県 陸上 20m/s, 海上 25m/s
洪水警報	洪水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。 大雨、長雨、融雪などの現象により河川の水が増し、そのために河川敷内の施設などに損害、河川の堤防・ダムなどに損傷を与えるなどによって重大な災害が起こるおそれ（警報）がある場合に行う。
浸水警報	浸水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。
記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)	大雨警報が発表されている時に、数年に1回程度発生する激しい短時間の大雨を観測、または解析したことを発表する情報。 現在の降雨がその地域にとって希な激しい状況であることを周知するために発表する。参考：徳島県北部 100mm 徳島県南部 120mm
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。

イ 大雨の場合に気象台が発表する防災気象情報

大雨が予想された場合の各種防災気象情報の内容とタイミングの一例を示します。必ずこのような順序で発表されるとは限りませんが、どんなときにどんな情報が発表されるのかをイメージするのにご活用ください。

気象庁 HP 掲載資料より抜粋



各種防災気象情報のタイミングの例

ウ 避難勧告・避難指示

避難勧告	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護するために、住民に対して行われる避難のための立ち退きの勧告。災害対策基本法60条に基づき、原則市町村長の判断で行われる。
避難指示	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護するために、住民に対して行われる避難のための立ち退きの指示。災害対策基本法60条に基づき、原則市町村長の判断で行われる。

エ 気象庁レーダーナウキャストとは <http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>

降水短時間予報や降水ナウキャストは、過去の降水域の動きと現在の降水の分布を基に、目先1～6時間までの降水の分布を1km四方の細かさで予測するものです。通常1日3回発表される今日・明日の予報や天気分布予報とは異なり、短い時間間隔で発表することにより、1～6時間先までの降水の予測を可能な限り詳細かつ迅速に提供されます。

降水短時間予報は、解析雨量と同じく30分間隔で発表され、6時間先までの各1時間降水量を予報します。

降水ナウキャストは、より迅速な情報として更に短い5分間隔で発表され、1時間先までの5分毎の降水の強さを予報します。気象レーダーによる5分毎の降水強度分布観測と、降水ナウキャストによる5分毎の60分先までの降水強度分布予測を連続的に表示しています。降雨量の確認と予測に役立ちます。

気象庁 HP 掲載資料より抜粋

5 避難所運営支援

5 避難所運営支援

(1) 避難所としての事前対策

災害時において学校が避難所となった場合には、校長は、あらかじめ定めた学校防災計画に基づき、避難所の開設及び管理運営に協力する。避難所の管理運営は、市町村の危機管理部局職員(以下「市町村職員」という)が担当し、教職員は、市町村災害対策本部、地域自主防災組織、避難者自治組織、ボランティアとの連携を密にし、円滑な運営を支援する。

なお、大災害発災初期の段階においては、市町村職員による対応が困難な場合も想定される。そのため、発災直後数日間は教職員がリーダーシップをとって避難所運営を支援することが十分想定される。(参考：平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、発災直後数日から10日以上、学校における避難所運営を教職員が担った実例がある。)

ア 緊急連絡体制の整備

校長は、所属職員の緊急連絡体制及び対策を整備するとともに、市町村の危機管理部局など防災関係機関との連絡体制を確認し、自校に避難所が開設される場合にどのような手順で、準備が進められるかなどについて、毎年度はじめに、情報交換の場を設定し、十分に協議しておくことが望ましい。また、大災害発生時において、市町村の危機管理部局から学校に対して避難所開設について緊急連絡が取れるように、校長・副校長・教頭と市町村の危機管理部局との緊急連絡体制を作成しておく。

イ 鍵の保管等について状況確認

避難所に指定されている学校にあつては、体育館など収容施設の安全点検を行うとともに、避難所として使用する施設(体育館等)の鍵の保管等について市町村の危機管理部局と状況を確認しておく。また、学校に避難所が開設された際の名簿作成の基礎資料として、校区内の地区別名と地区の整理順コードを市町村より入手しておき、名簿の整理手順について確認をしておく。

ウ 防災備蓄品についての協議

校長は、避難所となった際に備えておくべき防災備蓄品について、あらかじめ市町村の危機管理部局と協議・調整しておく。

エ 避難所運営について

避難所運営は本来、市町村の危機管理部局が管理責任を負うものであるが、学校が避難所となる場合、教職員は必要に応じて協力する立場となる。なお、災害発生時の初期段階においては避難所運営の円滑な運営を支援するが、速やかに市町村危機管理部局、地域自主防災組織及び避難者自治組織による運営に移行し、学校教育活動の早期再開のための業務に専念できるよう体制整備を図る必要がある。

(2) 避難所運営組織について

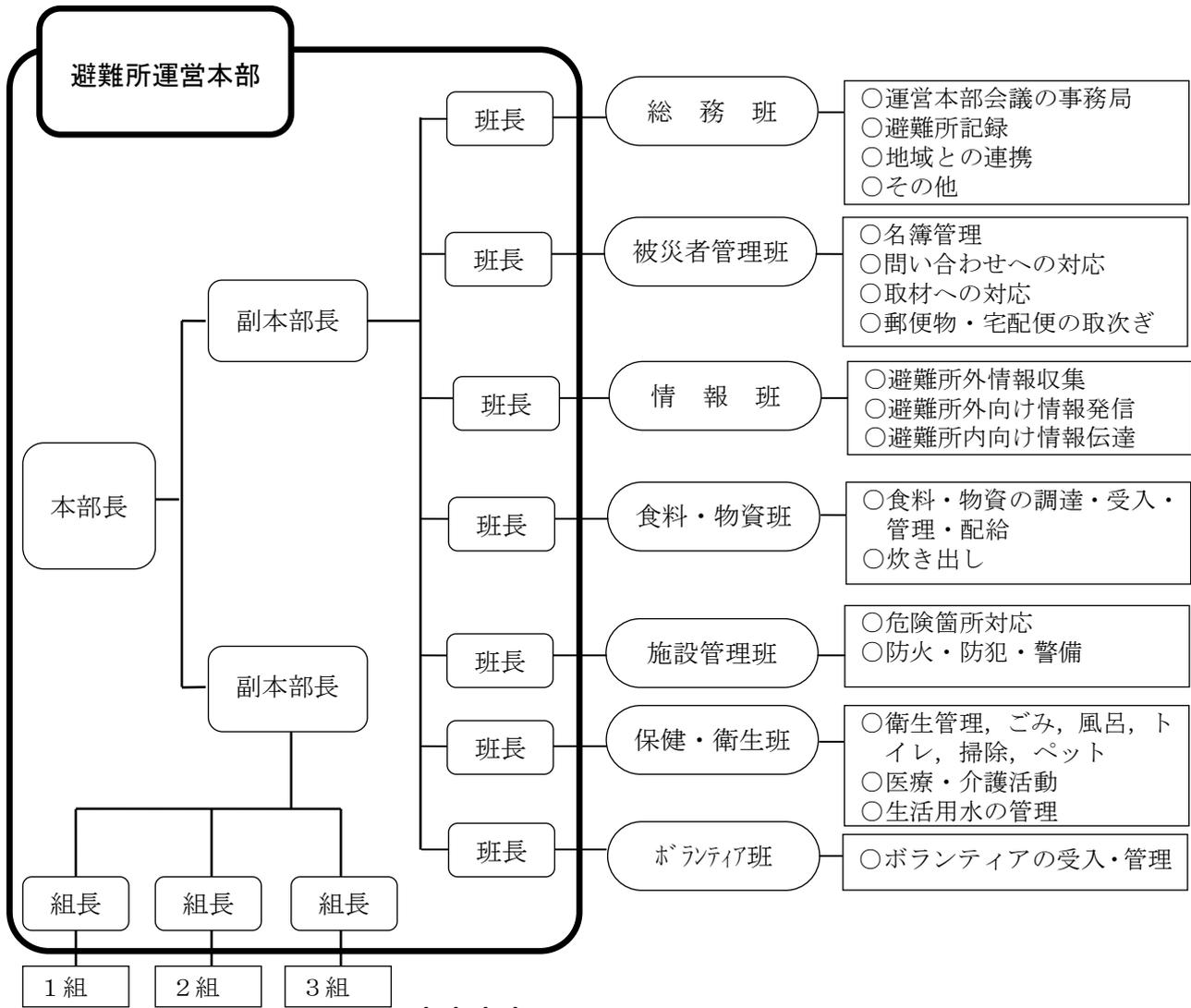
学校災害対策本部における避難所支援班は、学校に避難所が開設される時には、次のような避難所運営組織を立ち上げて、避難所運営が市町村災害対策本部、地域自主防災組織、避難者自治組織により行われるまでを支援する。

(役割班：総務、被災者管理、情報、食糧・物資、施設管理、保健・衛生、ボランティア)

(住民組：1組、2組、3組・・・)

避難所運営組織の例

避難所運営本部長は、市町村危機管理部局、地域自主防災組織、避難者自治組織の代表者が行うものであるが、災害発生時において該当者が避難所に存在しない場合は、校長が代理本部長を務める。

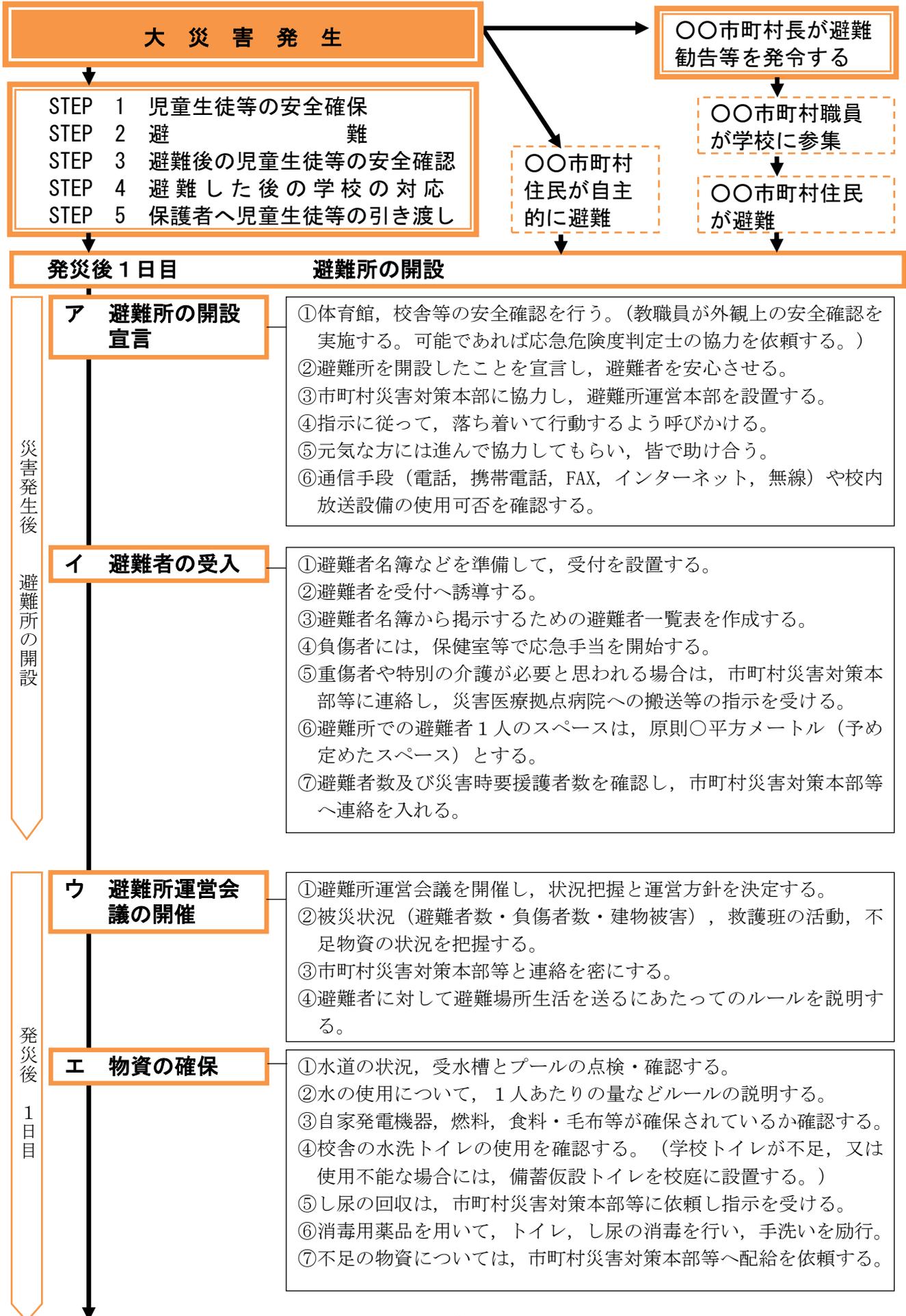


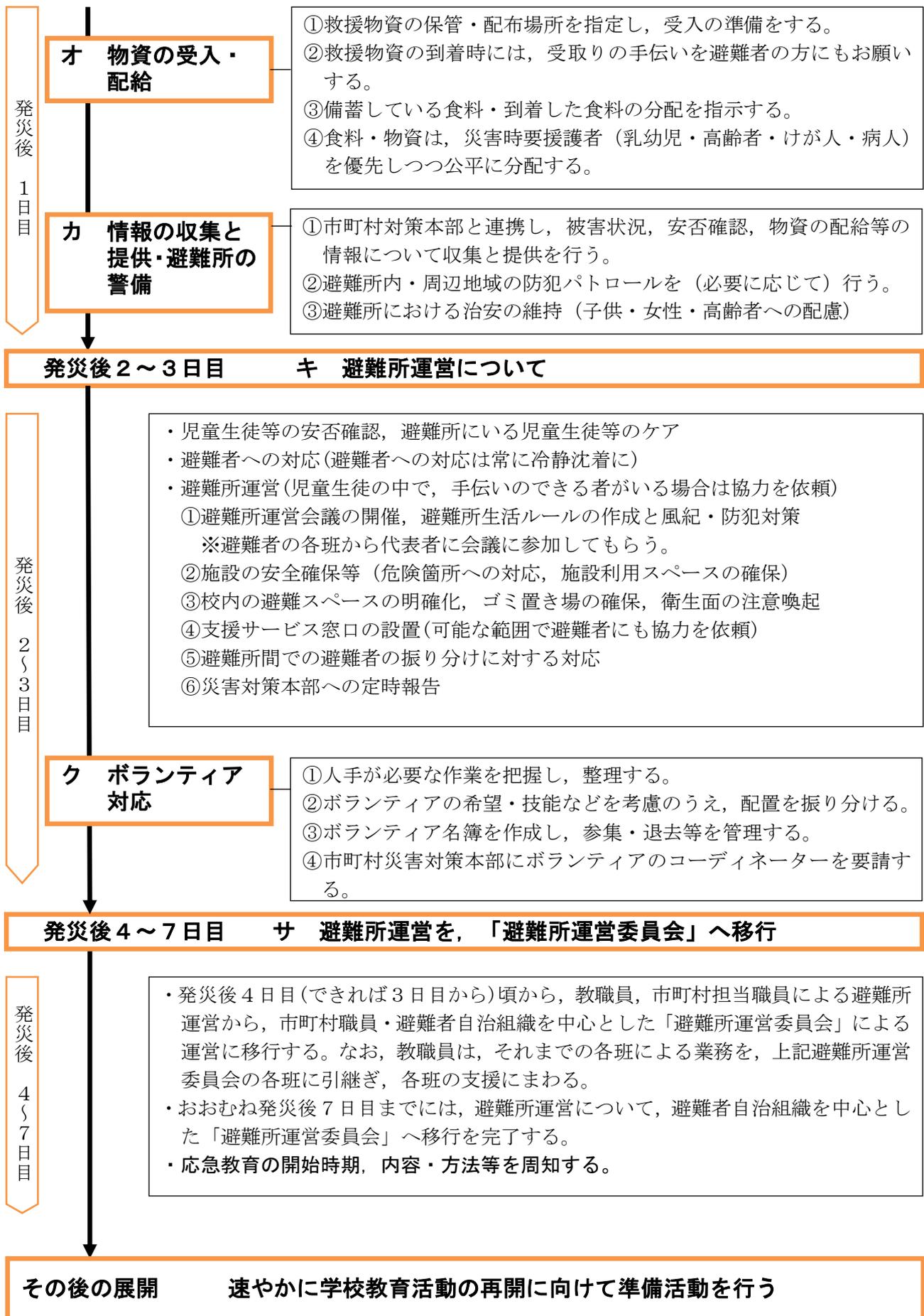
<避難所運営について>



(3) 避難所運営支援の流れと基本対応

(市町村危機管理部局が責任，教職員は支援する)





ア 避難所の開設宣言

- (ア) 発災後、避難所を開設するに当たって、教職員又は市町村職員は体育館、校舎等の安全を確認する。（安全確認をするまでの間、避難者を校庭で待機させる）
- (イ) なお、通信手段が不通になり、市町村災害対策本部等と連絡が取れない場合も考えられるため、日頃から学校と市町村危機管理部局、地域自主防災組織等との連絡を密にとり、非常時の連絡方法や開設判断等について申し合わせをしておく。
- (ウ) 教職員又は市町村職員は、体育館、校舎等の安全点検及び危険箇所、校長室等の立ち入り禁止区域の表示を行った後、避難所となるスペースへ避難者を誘導するとともに、市町村災害対策本部等へ報告する。なお、建物の安全確認は原則として、応急危険度判定士の診断を待つものであるが、そのような対応が期待できない場合は、教職員又は市町村担当職員で可能な限り安全を確認する。
- (エ) 校長室、事務室、職員室、保健室、放送室等については、特別な用途への使用、または学校管理上から開放しない。また理科実験等の特別教室は危険物が置かれているため、避難者の生活スペースとしては使用しない。なお、避難所生活を強いられる児童生徒等にとって、身体を動かすことができるスペースは「心のケア」において重要であるので、生活スペースとは別に、身体を動かすことができる程度の安全な（屋内）スペースを、避難所開設当初から確保しておく。
- (オ) 避難所での避難者1人当たりのスペースは、市町村危機管理部局等と調整のうえ、予め決めておく。
- (カ) 避難所の開設に当たっては、避難者自治組織づくりを念頭において、避難所内の区割りを町会、自治会又は町丁単位で行う。

イ 避難者の受入

- (ア) 避難所へ避難者を受け入れる際には、人数等の把握や安否確認のための問い合わせに対応するため、市町村所定の避難者名簿用紙（P55 参照）を配布、回収し、地区別に整理し、さらに50音順に整理した「避難者名簿」を作成し、保管する。（1世帯1枚作成する）なお、避難所からの転出の際にも「避難者名簿」を用いて確認を行う。
- (イ) 災害時要援護者（高齢者世帯、要介護者、障害者、難病患者、妊婦、5歳未満の乳幼児等）等を把握する。災害時要援護者等は、避難所生活において特に困難を伴うため、環境等の比較的良好な場所（トイレの近いスペース、畳のあるスペースなど）に割り当てることや備蓄物資の優先的な配給に配慮する。
- (ウ) 上記の場合、他の避難者に対して事前に十分な説明を行い、理解を得るよう努める。なお、災害時要援護者等については、市町村災害対策本部等と連絡をとり、災害時要援護者等を一時的に受け入れ、保護するための避難所（社会福祉施設等）へ移送ができるときは、移送させる。
- (エ) 保健室の鍵を解錠し、養護教諭等の指示で避難者の応急手当ができる状態に整える。その後、傷の清拭、消毒、ガーゼ、包帯等での応急処置を行う。
- (オ) 重傷者や特別の介護が必要と思われる場合は、市町村災害対策本部等に連絡し、災害医療拠点病院への搬送等の指示を受ける。
- (カ) 男女更衣室を設置し、プライバシーを確保する。

ウ 避難所運営委員会の開催

(ア) 避難所運営委員会を開催し、状況把握と今後の運営方針を決定する。なお、避難所運営本部の役員については、市町村危機管理部局、避難所運営支援班、避難者自治組織代表者等で構成するものとする。

(イ) 多くの避難者が、厳しい避難所環境の中で、より快適な共同生活を送るためには、最小限の生活ルールを定め、避難者全員で守ることが必要となる。参考までに主なルールの項目とその内容の例を示す。各避難所の状況に応じて、変更する。

避難所生活ルール（例）

1. 生活の時間

- 起床時間 6 : 0 0
- 消灯時間 2 1 : 0 0
- 食事時間 朝 7 : 0 0, 昼 1 2 : 0 0, 晩 1 8 : 0 0
- 清掃時間 毎日 9 : 0 0 からみんなで協力して行う。

2. 生活の基本

- 各人の要望について：各組で組長を決めて、組長を通して運営委員会にあげる。
- 屋内は土足厳禁とし、履物は、各個人で管理する。
- 所持品や貴重品は各自で管理する。
- 弁当などの食べ残しは必ず処分しておく。
- 飲酒は他の人に迷惑をかけない程度にする。
- 理科室など、薬品や危険物がある立ち入り禁止区域には勝手に入らない。
- コンセントの使用：電気器具の使用については届け出を行う。
- 退所や避難所を移動する場合は、行き先などを必ず届ける。

3. 場所を決めて行うこと

- 喫煙は室外の指定場所で行う。
- 携帯電話は指定の場所で使用する。消灯時には、電源を切るかマナーモードにすること。
- 見舞客等の対応：面会場所を決めて、そこで対応する。
- ペットは室内には基本的に持ち込まない。室外の指定場所で保有者が管理する。

4. 水や物資の管理

- 飲料水やペットボトル、その他の食料などの物資は、所定の場所に集めて衛生面に気をつけて当番制（班）で管理する。

5. トイレ

- 出来るだけ 1 階を使用する。（トイレでは汚物は水で流し、紙類は別に処理する）
- 水は、当番制でプールなどから確保する。

6. ゴミ処理：ゴミは、決めた場所に集める。（分別処理を厳守すること）

7. 要介護者の生活：基本的に、家族単位で看る。

エ 物資の確保

水道、電気、ガスについては、地震により供給手段が被害を受け、供給が得られないことが想定される。しかし、避難所となった学校では、多数の避難者が生活するため、初期の物資の確保に努める。

(7) 飲料水・生活水の確保

- ・発災後、上水道から水が供給されているか確認する。水が供給されていない場合は、受水槽、高置水槽の水を飲料水に使用する。なお、水道から水が出る場合でも、極力節約するよう周知する。
- ・水の使用については、1人当たりの使用量などルールを取り決め、避難者に対して、適切な管理に努める。（節水を呼びかける）
- ・水が不足する場合は、市町村災害対策本部等に給水を依頼する。（通信手段が不通となり、市町村災害対策本部等と連絡が取れない場合は、教職員が経路の安全を確認しつつ、直接出向いて要請することもありうる。以下の各項目でも同様とする。）

(4) 電気・照明器具の確保

- ・学校に自家発電機器がない場合、市町村災害対策本部等に情報連絡手段や照明用電源としての自家発電機器を確保しているかを確認する。確保している場合は配給を依頼する。
- ・学校においては、複数の懐中電灯、乾電池の予備を予め保管しておく。

(7) 燃料の確保・火気の使用

- ・発災当初の応急的な熱源として、灯油等を利用することが考えられる。火気の使用に当たっては、あらかじめ定められた場所で用い、避難所スペースでの使用は認めない。
なお、燃料の供給については、市町村災害対策本部等に配給を依頼する。

(I) 食料・毛布等の確保

- ・避難者の数を把握して、食料・毛布等の必要量を把握する。
- ・幼児・女性用の用品の必要量を把握する。
- ・市町村災害対策本部等に配給を依頼する。

(オ) 応急トイレの設置

- ・水洗トイレが使用可能な場合で、水道が断水しているときは、プールの水を利用して使用する。なお、水道から水が出る場合でも、極力節約するよう周知する。
- ・学校敷地内の排水設備の破損等による排水管がつまり状態と思われる場合は、当該系統のトイレ・流しでの水の使用を禁止する。
- ・仮設トイレを備蓄している場合は、組み立てて設置する。トイレが不足する場合、市町村災害対策本部に、仮設トイレの設置を依頼する。（また、校庭の隅、植え込みや校舎裏などの土の部分素掘りし、ベニヤ板等で囲み、応急トイレを設置する。これらの場合、市町村災害対策本部等から消毒薬を入手し、定期的に消毒する。）

オ 備蓄物資、救援物資等の配給

(7) 備蓄物資の配給

- ・避難所専用物資を備蓄してある学校では、市町村災害対策本部等と協議した上で、避難者に配給する。学校に食料等が備蓄されていない場合は、市町村災害対策本部等に配給

を依頼する。

(イ) 救援物資の受入れ

- ・ 救援物資の受入れについては、市町村災害対策本部等と連絡し、搬入予定時間や救援物資品目を確認する。避難所では、受入れ手順等（受入れスペース、分類、管理、配給方法）を定める。また、受入れ時は避難者に協力を求める。

(ウ) 配給方法の工夫

- ・ 物資の配給に当たっては、避難所運営組織の住民組の組長を利用するなど公平に配給するよう工夫する。また、食料・物資は、乳幼児・高齢者・けが人・病人を優先しつつ公平に配給する。

(エ) 備蓄物資の充実

- ・ 校長は、市町村災害対策本部等に対して避難所の備蓄物資について充実を図っていくように求めていく。

カ 情報の収集と提供・避難所の警備

避難所となった学校では、正確な情報を収集することが必要である。そのため、情報の収集源、収集ルート、収集者を明確にする。また、避難者の安否確認のための問い合わせが殺到するため、前述の避難者名簿を作成・整理し、対応する。

また、施設管理班は避難所（校内）に不特定多数の避難者が混在するため、子供や女性、高齢者等の弱者への配慮や被害の予防を兼ねて、避難所の治安の維持・警備に努める。

(ア) 情報収集

- ・ 市町村災害対策本部と連携し、正確な情報の収集に努め、その情報を避難所等に提供する。

(イ) 情報提供

- ・ 発災初期において、避難者は自分の置かれている状況、家族の安否、被災状況等を知るために情報を欲しており、避難所支援班は収集した情報をできるだけ早めに提供する。（また、避難者が欲する情報は時間の経過とともに変化することに留意する）
- ・ 発災初期の情報提供方法としては、放送施設を利用するほか、掲示板、伝言板、ハンドマイクなどを活用する。なお、放送設備は停電等で使用できない場合があるほか、放送設備が使用可能であっても、使用時は避難者に配慮して使用すること。
- ・ 外からの避難者の安否確認の問い合わせがあった場合、安否情報用（何時、誰から）の掲示板で避難者に知らせる。
- ・ 避難者自治組織による運営がされるようになった場合には、運営会議等で市町村災害対策本部からの情報や避難所生活についての情報を提供する。

キ 避難所運営について

(ア) 児童生徒等の安否確認、避難所にいる児童生徒等のケア

(イ) 避難者への対応（避難者への対応は常に冷静沈着に行う）

- ・ 孤立感を持たせない
- ・ 無理に励まさない
- ・ 具体的に建設的に
- ・ 心の傷に大小はない
- ・ あせらず、むりをせずに
- ・ 避難者の悩みの聞き手となる

(ウ) 避難所運営(児童生徒の中で、手伝いのできる者がいる場合は協力を依頼)

- ・ 避難所運営会議の開催，避難所生活ルールの作成と風紀・防犯対策
※避難者の各班から代表者に会議に参加してもらう。
- ・ 施設の安全確保等（危険箇所への対応，施設利用スペースの確保）
- ・ 校内の避難スペースの明確化，ゴミ置き場の確保，衛生面の注意喚起
- ・ 支援サービス窓口の設置(可能な範囲で避難者にも協力をお願いする)

受付・窓口	役割・内容
避難所受付	避難者の登録，出入りの管理
物資配布窓口	物資の配布
食料配布窓口	食料・水の配布
広報窓口	電話呼出し対応，施設内の広報への問合せ対応
ボランティア受付窓口 (ボランティア班)	ボランティア受付

- ・ 避難所間での避難者の振り分けに対する対応
- ・ 災害対策本部への定時報告

ク ボランティアへの対応

- ・ ボランティアの受入については，避難所において人手が必要な作業を把握し，整理した上で，ボランティアの希望・技能などを考慮のうえ，配置を振り分ける。なお，ボランティア名簿を作成し，参集・退去等を管理すること。また，大量のボランティアが集中する場合は，市町村災害対策本部にボランティアのコーディネーターを要請し，周囲の避難所と協調してボランティアを受け入れる体制を整える。

サ 避難所運営を避難所運営委員会へ移行

- ・ 地域住民の活動の充実，行政職員の応援強化等により，避難者自治組織を中心とした避難所運営の体制が整い次第，早期の学校教育活動の再開に取り組むため，発災後4日から1週間程度を一応の目安として，教職員・市町村職員主体の運営から市町村職員・地域自主防災組織・避難者自治組織による避難所運営委員会の運営に移行させる。
- ・ 教職員は，市町村職員・地域自主防災組織・避難者自治組織による避難所運営会議を設置するための班分けや代表者の選出などを支援する。
- ・ 運営が軌道に乗ってくれば，避難者自治組織が主体的に運営し，教職員は側面的な支援を行う。
- ・ 応急教育の開始時期，内容・方法等を周知し，学校教育活動の再開に向けて準備をする。

(避難者名簿例)

避 難 者 名 簿					
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> ○ ○ ○ 地区 </div> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 5px;">市町村の地区別名を囲みの中に記入</p>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">避難エリア</div>			
		<div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: 0.8em;"> 入所日 月 日 </div>		<div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: 0.8em;"> 転出日 月 日 </div>	
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> ○ ○ </div> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 5px;">整理しやすいように例えば名字の最初の2文字をひらがなで囲みの中に記入</p>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">代表連絡先</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">携帯番号：</div>	
				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">E-mail：</div>	
	ふりがな 氏 名	性別	年齢	住 所	転出問い合わせ対応 (注)
例	とくしま たろう 徳島 太郎	男	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇・・・	
1					
2					
3					
4					
5					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">備考欄 (家族に、入れ歯やめがねの不備、常時服用している薬、病気などの特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点があったらお書き下さい。)</p> </div>					
<p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">注：外部からの転出問い合わせに対する回答について、本人の承認の有無を確認する。なお、転出の際は（ 担当）に連絡するとともに、当該学校に在籍する児童生徒等がいる世帯等については、必ず転出先を確認する。</p>					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">転出先住所</div>					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">電話番号</div>					

※あらかじめ、市町村の地区別名と地区の整理順コードを市町村より入手しておく。

6 学校教育活動の再開

6 学校教育活動の再開

(1) 学校教育活動の再開のための事前準備

災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けての取り組みであるが、学校が避難所となる場合教職員は避難所の運営について必要に応じ協力すべき立場となる。しかし、避難所の運営は、本来市町村が管理責任を負うものであり、教職員については学校教育活動の早期再開のための業務に専念できるような体制整備を図ることが重要である。

学校は、災害発生後における学校機能の早期回復を図るため、教育委員会等と協議して、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を策定するとともに、学校教育活動の早期再開のための準備活動に学校再開班を中心として取り組む。

【平常時にしておくこと】

- ・ 早期に教育活動を再開するために、学校が被災した場合を想定し、重要書類やデータ、児童生徒等の名簿などを被害にあわないところに保管しておく。
- ・ 学校が避難所になった場合を想定し、避難所として開放できる区域と学校管理あるいは教育再開に向けて確保する区域を、あらかじめ決めておく。
- ・ 学校が被災した場合、あるいは学校が地域の避難所となった場合に、各学校の実情に応じた学校教育活動の再開に向けての行程を確認しておくとともに、学校教育活動の再開までの目標日数をあらかじめ設定しておく。

学校教育活動の再開の行程

大災害が発生し学校が被災、あるいは学校が地域の避難所となった場合

被災後 3日程度 学校再開準備班の設置

被災後 〇〇日程度 応急教育Ⅰの実施

被災後 〇〇日程度 応急教育Ⅱの実施

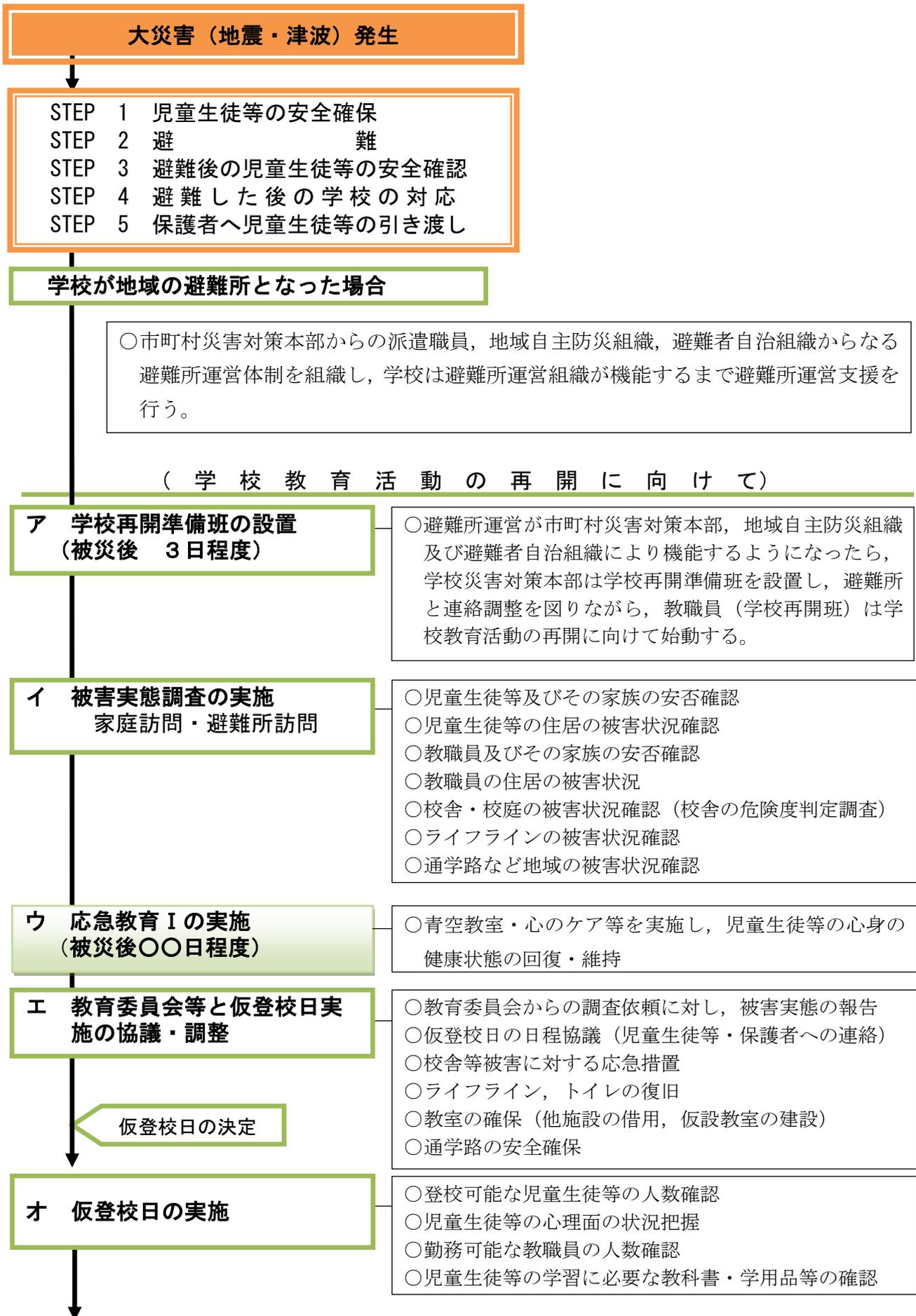
被災後 〇〇日程度 学校教育活動の再開

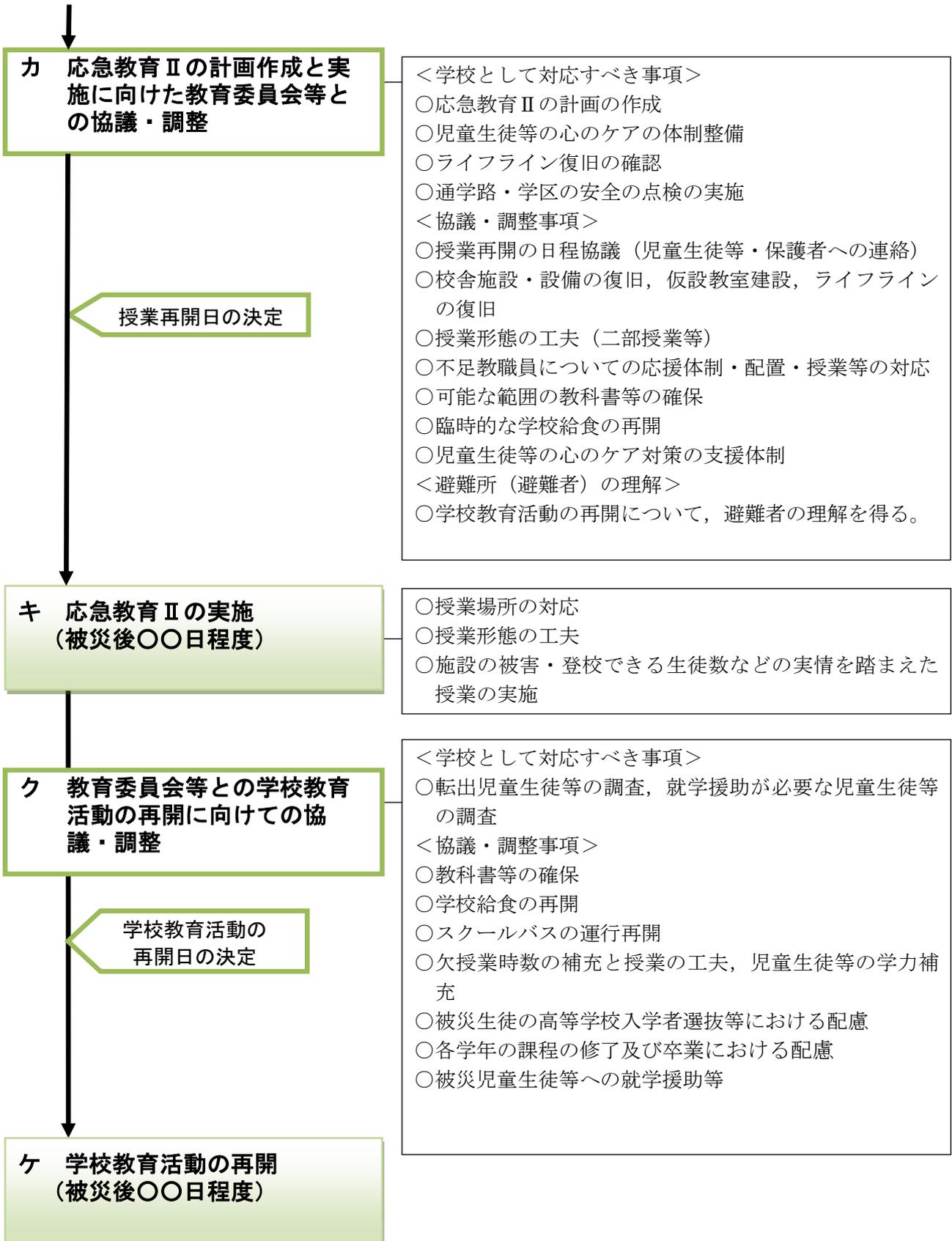
(各学校の実情に応じて、目標日数を設定し、早期の学校教育活動の再開を目指す)

心のケア

- ・ 応急教育Ⅰは、学校再開準備班を設置し、児童生徒等の心身の健康状態を把握した後、出来るだけ早期に実施するものとし、青空教室・心のケア等さまざまな内容・実施形態が考えられる。児童生徒等の心身の健康状態を回復・維持するためには、平常時の日常生活を取り戻すことが大切であり、低年齢・低学年の児童生徒等ほど早期に実施することが望ましい。
- ・ 応急教育Ⅱは、応急的に行う授業であり、教育環境の復旧と共に、学級の再編、短縮授業、午前・午後の二部授業、仮校舎や特別教室の利用など学校の実情に応じた授業を実施し、平常時の学校教育活動の再開に繋いでいくものとする。

(2) 学校教育活動の再開の流れと基本対応





ア 学校再開準備班の設置

(ア) 目的

学校に避難所が設置されている場合、学校教育活動の再開に関して、避難者や地域住民などの理解が必要となるため、学校再開準備班を設置し、そのための調整活動を行う。

(イ) 設置時期

災害発生直後は、学校は、学校災害対策本部の活動が中心となるが、被害の規模、程度により状況は異なるものの、避難所が市町村により運営される時期（災害発生後3日程度経過した時点）からは、学校教育活動の早期再開に向けた準備活動を開始する必要がある。

(ウ) 構成

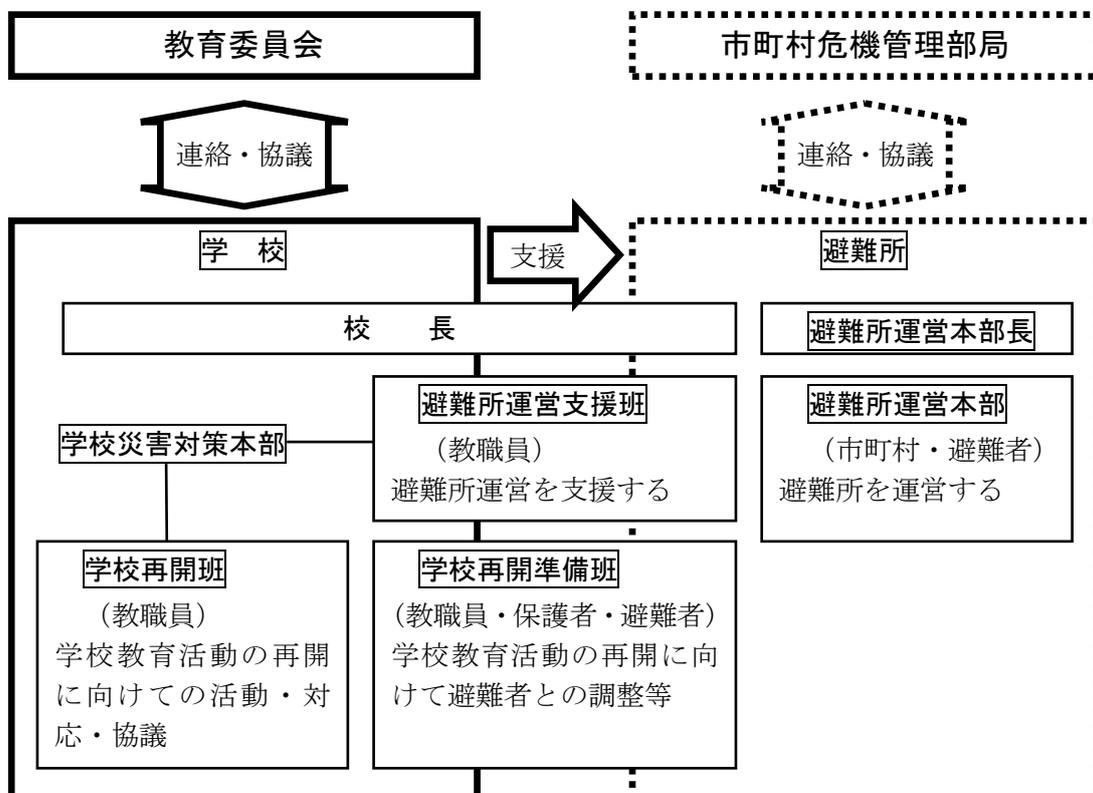
構成メンバーは、校長、副校長・教頭、教職員代表、運営委員代表、保護者代表等とする。

(エ) 役割

学校再開準備班は、学校教育活動の再開にあたって、主に次の事項を中心に避難者や地域住民の十分な理解と協力を得て、準備を進める。

- ・ 学校教育活動の再開について、仮登校日、応急教育の実施などについて、事前に趣旨説明を行い避難者や地域住民の理解を得る。
- ・ 避難所として継続して使用するスペースと学校教育活動の再開にあたって利用するスペースとの調整、共同使用区域の設定をする。

<関係図>



イ 被害実態調査の実施（家庭訪問・避難所訪問）

(7) 児童生徒等の安否確認・被害調査

児童生徒等及びその家族の安否確認を行い、同時に所在・避難先・連絡方法を確認し、一覧表を作成する。また、児童生徒等の住居の被害状況の確認も行う。安否確認にあたっては、地域自主防災組織、市町村災害対策本部等の協力も得る。さらに、被災地以外に避難している児童生徒等の把握も、今後の学校教育活動の再開に向けて必要になるため行う。

(イ) 教職員の安否確認・被害調査

教職員及びその家族の安否確認を行い同時に所在・避難先・連絡方法を確認し、一覧表を作成する。また、教職員の住居の被害状況の確認も行う。

(ウ) 校舎・校庭の被害状況の確認

校舎等の危険度判定調査を応急危険度判定士の診断により実施し、危険区域については、立ち入り禁止区域の標示を行う。さらに、校舎のライフライン（電気、水道、ガス、電話）の被害状況を確認する。なお、被災状況の調査については、教育委員会等と連携を図り実施する。校庭についても、地割れ、液状化現象の発生、水漏れなど被害状況を調査する。

(エ) 通学路など地域の被害状況確認

学校周辺や通学路等における周辺家屋の倒壊状況やがけ崩れ、地割れ、液状化現象、火災の発生、ガス漏れなど、地域の被害・危険状況、人的被害状況等を確認する。

ウ 応急教育 I の実施

児童生徒等の心身の健康状態を把握した後、応急教育 I（青空教室・心のケア等）を実施する。この時期の応急教育 I は、学年・組・教科・時間等の区別のないものであり、参加できる児童生徒等を対象（避難所等に避難している児童生徒等）に実施する。児童生徒等の心の安らぎを与えることを目的とし、ゲーム・遊び・運動・お話など創意工夫して実施する。児童生徒等の心身の健康状態を回復・維持するためには、平常時の日常生活を取り戻すことが大切であり、低年齢・低学年の児童生徒等ほど早期に実施することが望ましい。

エ 教育委員会等と仮登校日実施の協議・調整

(7) 教育委員会からの調査依頼に対し、被害実態を報告

- ・ 災害発生時緊急報告用紙（様式 1 P66, 様式 2 P67 参照）
- ・ 学校教育活動の再開見通し報告（P68 参照）

(イ) 被害実態調査をもとに教育委員会等との協議・調整

学校教育活動の再開に向けて、校舎等の被害に対する対応など、必要な措置について、関係機関や教育委員会と協議・調整していく。仮登校日の実施に向けて、その主な項目としては、次のような内容となる。

- ・ 仮登校日の日程協議
- ・ 校舎等被害に対する応急措置
- ・ ライフライン、トイレの復旧
- ・ 教室の確保（他施設の借用、仮設教室の建設）
- ・ 通学路の安全確保

オ 仮登校日の実施

児童生徒等・教職員の安否確認ができ、校舎・教室・通学路の安全が確認できたら、応急教育Ⅱの実施の準備として、仮登校日を実施する。校舎が使用できない場合は、校庭で全校集会を行う形態や学年ごとに集会を行う形態でもよい。仮登校日では、教職員は児童生徒等、家庭の全体的な状況を把握するとともに、学校教育活動の再開に向けての今後のスケジュールなどをわかりやすく説明する。また、心のケアの視点から、児童生徒等を暖かく包み込み、子どもをつぶやき、悲しい体験などじっくり話を聞く姿勢を積極的に持つことが大切である。

なお、仮登校日の児童生徒等・保護者への連絡については、**イ 被害実態調査の実施**（家庭訪問・避難所訪問）により作成した一覧表を活用する。

<仮登校日の確認事項>

- ・ 登校可能な児童生徒等の人数確認
- ・ 児童生徒等の心理面の状況把握
- ・ 勤務可能な教職員の人数確認
- ・ 児童生徒等の学習に必要な教科書・学用品等の確認

カ 応急教育Ⅱの計画作成と実施に向けた教育委員会等との協議・調整

大災害を体験した児童生徒等は、ほとんどが初めての被災体験で深いショックを受けている。また、家屋の倒壊や教科書・学用品も失っている児童生徒等も多い。

従って、学校を再開しても、多くの児童生徒等は、すぐに通常の授業を受けるという心理状況までに回復していない状況が容易に想像される。このような状況や各学校及び地域の実情を踏まえ、学校はどのような形で授業を再開できるのか、授業を再開するために最低限必要な事項はなにか、学校教育活動の再開に向けた応急教育Ⅱの計画を作成するとともに、教育委員会等関係機関と協議・調整を行う。

<学校として対応すべき事項>

(ア) 応急教育Ⅱの計画の作成

- ・ 登校可能な児童生徒等の人数の確認（これまでの安否確認や仮登校日の結果を分析して、登校可能な児童生徒等の人数を把握する。）
- ・ 勤務可能な教職員数の確認
- ・ 使用可能教室と教材・教具の把握（学校再開準備班と避難所住民との話し合いにより授業に使える教室を確保する。なお、使用可能教室が少なければ、短縮授業・二部授業の検討をする。）
- ・ 教科書・学用品のない児童生徒等の人数を把握し、不足分の手当てをする。（教育委員会に申請、ボランティア物資等による補充）

(イ) 児童生徒等の心のケアの体制整備

(エ) ライフラインの復旧の確認

(オ) 通学路・学区の安全点検の実施（危険な場合は、通学路を変更）

- ・ 通学路の安全点検の実施に際しては、PTAや教育委員会と連携を図り、協力を得る。
- ・ 余震の発生等によって、通学路周辺の建物の崩壊や倒壊、ブロック塀や石垣、自動販売機の倒壊で登下校中の児童生徒等に危害が及ばないか点検する。
- ・ 道路の地割れ、がけ崩れの危険性についても、十分に点検する。

＜教育委員会等との協議・調整事項＞

- (ア) 授業再開の日程協議（児童生徒等，保護者への連絡）
- (イ) 校舎施設・設備の復旧，仮設教室建設，ライフラインの復旧
- (ウ) 授業形態の工夫（二部授業等）
- (エ) 不足教職員についての応援体制・配置・授業等の対応
- (オ) 可能な範囲の教科書等の確保
- (カ) 臨時的な学校給食の再開
- (キ) 児童生徒等の心のケア対策の支援体制

＜避難所（避難者）の理解＞

学校再開準備班は，学校教育活動の再開に向けた学校内外への情報提供・広報活動を行う。また，学校教育活動の再開に向け，避難者に対して，避難スペースの縮小・移動など，十分な説明・情報提供を行い，理解を求める。

キ 応急教育Ⅱの実施について

- (ア) 応急教育Ⅱについては，応急的に行う授業であり，教育環境の復旧と共に，学級の再編，短縮授業，午前・午後の二部授業，仮校舎や特別教室の利用など学校の実情に応じた授業を実施し，平常時の学校教育活動へ近づけていくものとする。

また，被災により家族や住居を失うなど大きなストレスを受けた児童生徒等一人ひとりの心の安定を取り戻すため，心のケアについても継続して取り組む。

応急教育Ⅱを行うための校舎(授業場所)の例	学習形態の例
<ul style="list-style-type: none"> ・単独再開 ・本校舎と仮設校舎での再開 ・仮設校舎のみでの再開 ・臨時校区による再開 ・周辺校で分散しての再開 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級の再編 ・二部授業（午前・午後） ・隣接校との連携分散授業 ・校区内施設や他の施設利用した授業

- (イ) 校長は，次のとおり，各学校の実情に応じて，応急教育活動を実施する。

＜施設の被害による対応＞

施設の被害が軽微な場合	・各学校において，速やかに応急措置をとり，授業を行う。
施設の被害が相当に甚大な場合	・残存の安全な教室や特別教室等の転用により，学級合併授業，一部又は全部の二部授業を行う。
施設の使用が全面的に不可能な場合	・教育委員会と連携し，近隣の安全な学校や公共施設の代替利用又は用地の確保が可能な場合は，仮設教室の建設を行い，授業を再開する。

＜登校した生徒による対応＞

登校した生徒等の人数が5割未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧に必要な日数を予想して臨時休校の期間を定める。 ・登校した生徒等で被災しなかった者は，学校の復旧活動にあたる。または，同一地区内の地域の復旧援助活動にあたる。あるいは，地域市町村災害対策本部の要請に応じて緊
--------------------	---

	急救護活動にあたる。
登校した生徒等の人数が 5割以上7割未満で、学校の被災が僅少の場合	・午前中特別授業を行う。 ・午後は校内復旧作業，又は地域の復旧援助活動にあたる。
登校した生徒等の人数が 7割以上で、学校施設が全面的に利用できる場合	・極力授業を行う。

ク 教育委員会等と学校教育活動の再開に向けての協議・調整

以下の事項について教育委員会等関係機関と協議・調整を行い，一日も早い平常時の学校教育活動の再開を目指す。また，施設・備品・教材等の教育環境の整備にも取り組むとともに，被災した児童生徒等の心のケアについても継続して行う。

<学校として対応すべき事項>

- (ア) 転出児童生徒等の調査，就学援助が必要な児童生徒等の調査

<教育委員会等との協議・調整事項>

- (ア) 教科書等の確保
 (イ) 学校給食の再開
 (ウ) スクールバスの運行再開
 (エ) 欠授業時数の補充と授業の工夫，児童生徒等の学力補充
 (オ) 被災生徒の高等学校入学者選抜等における配慮
 (カ) 各学年の課程の修了及び卒業における配慮
 (キ) 被災児童生徒等への就学援助等

ケ 学校教育活動の再開

被災後，ア～クの行程を経て，平常時の学校教育活動の再開となる。なお，被災した児童生徒等が授業を十分受けることができないことによって，学習に著しい遅れが生じるような場合は，教育委員会等と協議の上，可能な限り，補充のための授業その他必要な措置を講じるなど配慮する。

様式1 **災害発生時緊急報告用紙(例)**

この用紙1枚のみFAXして下さい

○災害発生時、県教委教育総務課において必要と判断した場合、県立学校・市町村教育委員会へ被害調査を依頼する。
○依頼を受けた県立学校は、この様式1にて4箇所へ同時送信する。(小・中学校は市町村教委へ送信する)

送付先	徳島県教育委員会教育総務課(施設整備課含む)	宛	088-621-2879
	徳島県教育委員会教職員課	宛	088-621-2881
	徳島県教育委員会学校政策課(特別支援教育課含む)	宛	088-621-2882
	徳島県教育委員会体育健康課	宛	088-621-3173
	〇〇〇〇市町村教育委員会	宛	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

校名		記入者職・氏名	
電話		記入日	月 日
FAX		記入時間	時 分

児童生徒等・教職員の被害状況(あり・なし)						
	在籍数	被害なし	死亡	行方不明	怪我	その他
児童生徒						
教職員						
被害者の情報	(学年・性別・状況・内容等を記入)					

学校の被害状況(あり・なし)		
施設名	被害状況	
ライフラインの被害状況		
電気	使用 可・不可	被害状況()
水道	使用 可・不可	被害状況()
ガス	使用 可・不可	被害状況()
電話	使用 可・不可	被害状況()
トイレの使用の可否		
トイレの場所	被害状況	

学校が避難所となった場合の対応状況(あり・なし)			
避難所として開放した建物名(教室名)	状況		
避難所に避難している人数	人	避難所に避難している世帯数	世帯

注:人数等が未確定な場合は報告時点で判明した人数を記入し、確定後に再度報告してください。

学 校 教 育 活 動 の 再 開 見 通 し 報 告 (例)

校名		記入者職・氏名	
電話		記入日	月 日
FAX		記入時間	時 分
仮登校日	月 日	曜日	時 分
登校場所			

登校可能な児童生徒等の人数								
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	備考	計
登校数								
在籍数								

勤務可能な教職員等の人数								
	校長	副校長・教頭	教員	養護	事務	技師等	その他	計
出勤数								
在籍数								

不足する教科書の状況					
学 年	教科書	冊 数	学 年	教科書	冊 数

不足する学用品の状況		
学用品名	数 量	備 考 冊 数

不足する教材・教具の状況		
教材・教具名	数 量	被害状況・復旧見込み等

その他連絡事項（転校希望者数など）

Ⅲ 学校防災計画

1 学校防災計画の作成例

次ページ以降に、「学校防災計画」の作成例を示してあります。特に文字が斜体の部分は、各学校の実態に応じて考えていただきたいところです。

なお、この「学校防災計画」はあくまで参考であり、本書を参考に、各学校の「学校防災計画」を再検討していただき、災害発生時に教職員が担うべき役割とその対応方法を具体的に定めたものにしてください。

徳島県〇〇学校防災計画（例）の概要

第1 総 則

第2 防災対策組織について

- 1 防災対策委員会
- 2 学校災害予防管理組織及び防災対策
- 3 学校災害対策本部

第3 各災害時の対応

第4 避難所運営支援

第5 学校教育活動の再開

第6 防災教育及び防災訓練

第7 学校防災計画の児童生徒等及び保護者への周知徹底

第8 地域社会との連携

第9 学校防災計画の継続的改善

< 学校防災計画に必要な書類 >

- | | | |
|-------------------------------|-------|--------|
| ① 防災対策委員会編成表（表1） | | 76 |
| ② 学校災害予防管理組織表（表2） | | 76 |
| ③ 学校災害対策本部編成表（表3） | | 77 |
| ④ 自主点検検査チェック票（表4，表5） | | 80, 81 |
| ⑤ 教職員の緊急時連絡体制（表6） | | 82 |
| ⑥ 災害発生時における被害報告連絡体系図 | | 83 |
| ⑦ 各災害に対する対策検討シート | | 84 |
| ⑧ 備蓄物品管理表 | | 85 |
| ⑨ 地震・津波 編 | | 86 |
| ・ 避難経路及び避難場所等 | | |
| ⑩ 火災 編 | | 91 |
| ・ 避難経路及び避難場所 | | |
| ・ 防災機器・防火機器等配置図 等 | | |
| ⑪ 風水害 編 | | 94 |
| ・ 避難経路及び避難場所等 | | |
| ⑫ 避難所支援計画の作成例 | | 97 |
| ⑬ 学校教育活動の再開に向けての計画作成例 | | 99 |
| ⑭ 防災教育及び防災訓練についての年間計画
の作成例 | | 101 |
| ⑮ 学校防災計画チェックシート | | 104 |

その他、各学校の防災計画に必要な書類を作成

徳島県立〇〇学校防災計画（例）

第1 総 則

1 目 的

この計画は、防災管理についての必要な事項を定め、地震・津波、火災、風水害等の災害の予防を図り、災害発生時の児童生徒等並びに教職員の生命・身体の安全を確保し、また被災した地域社会の安全形成を支援し、早期の学校教育活動の再開に向かうことを目的とする。

2 基本方針

- (1) 児童生徒等及び教職員の生命・身体の安全を第一とし、各災害種別に各学校に応じた災害に対する備え、避難方法、児童生徒等の登下校・学校待機・保護者への引き渡し等の対応方法を策定する。
- (2) 教職員の役割を明確にし、各災害時に対応した具体的行動計画を策定することにより、各災害より児童生徒等の安全を確保し、地域住民の安全確保のための支援を行う。
- (3) 防災教育・防災訓練を実施し、児童生徒等の災害に対する対応能力・判断力・行動力を育む。
- (4) 地域防災組織及び保護者等との密接な連携を図り、児童生徒等の安全の確保に努めると共に、学校が被災した場合の学校を再開させるための日程、作業内容について計画し、早急な学校教育活動の再開を目指す。

第2 防災対策組織について

1 防災対策委員会

(1) 防災対策委員会の設置

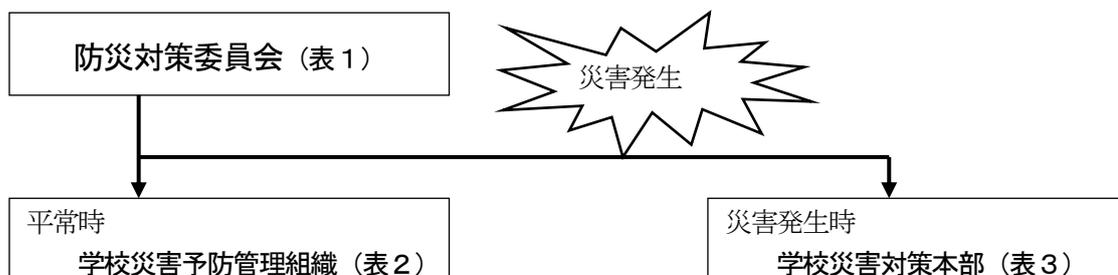
災害発生時に備え、防災対策を総合的に計画・実施し、安全確保に万全を期するため、校長を委員長とする防災対策委員会（表1）を設置する。また、その下に、平常時の対応組織として学校災害予防管理組織（表2）を、災害時の対応組織として学校災害対策本部（表3）を編成する。

(2) 審 議 事 項

防災対策委員会は、次の基本的な事項について審議する。

- ① 防災計画、消防計画の立案及び変更に関すること
- ② 児童生徒等の安全、保護及び管理に関すること
- ③ 学校の施設、設備の管理及び点検・整備に関すること
- ④ 避難施設及び消防用設備等の維持管理に関すること
- ⑤ 防災に関する組織の運営に関すること
- ⑥ 地震・津波、火災、風水害等の災害の対策に関すること
- ⑦ 防災教育及び防災訓練とその実施方法等に関すること
- ⑧ 緊急時の情報連絡体制の整備に関すること
- ⑨ その他防災管理に関すること

(3) 各組織の役割と組織図



2 学校災害予防管理組織及び防災対策

平素における災害等の防止並びに児童生徒等及び校舎の安全確保、管理を図るため、学校災害予防管理組織を編成し、防災管理者（防火管理者を充てる）を置き、次のとおり役割を分担する。（表2）

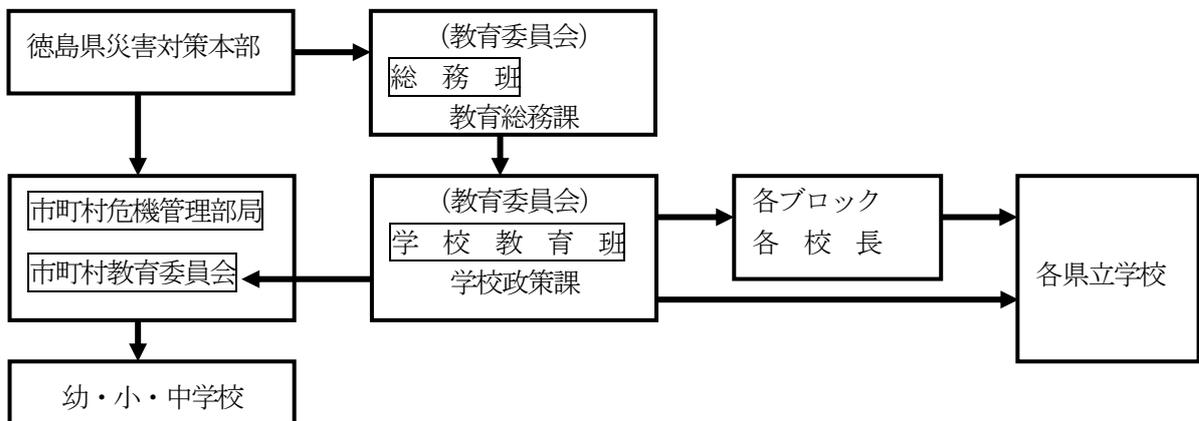
- (1) 防災管理者（防火管理者）には副校長・教頭を充てることとし、次の業務を行うものとする。
 - ① 防災及び消防計画の作成，検討及び変更
 - ② 施設・設備の管理並びに火気使用設備器具，危険物施設等の点検検査の実施及び監督
 - ③ 消防用設備等の点検設備の実施及び監督
 - ④ 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
 - ⑤ 増改築，修繕等の工事時における火災予防上の指導
 - ⑥ 児童生徒等，職員に対する防災教育及び各種訓練の年間計画の作成と実施指導
 - ⑦ 校長に対する防災・防火等の管理上の助言報告
 - ⑧ 教育委員会との防災・防火等の対策に関する事務の推進
 - ⑨ その他防災・防火等に関する必要な業務
- (2) 防災管理者（防火管理者）は，次の業務について，消防署への報告，届出等を行うものとする。
 - ① 消防計画の提出
 - ② 建物及び諸設備の設置又は変更に伴う諸手続
 - ③ 増改築，修繕等を行うときの事前連絡
 - ④ 消防用設備等の点検結果の報告
 - ⑤ 教育訓練指導の要請及び各種訓練の実施報告
 - ⑥ その他法令に基づく諸手続
- (3) 施設管理責任者は，次の業務を行うものとする。
 - ① 担当区域内の箇所責任者に対する業務の指導及び監督
 - ② 自主点検検査
 - ③ 防災管理者（防火管理者）の補佐
- (4) 箇所責任者は，次の業務を行うものとする。
 - ① 担当区域内の火気管理
 - ② 担当区域内の諸施設・設備の管理及び整備並びに器具等の維持管理
 - ③ 地震等に備えた安全措置等の維持管理
 - ④ 担当の施設・設備の自主点検検査
 - ⑤ 施設管理責任者の補佐
- (5) 建物等の自主点検検査は，次によるものとする。
 - ① 点検検査の時期（例）

検査対象	検査月日，回数
建築物	随時
火気使用設備器具	始・終業時各1回
危険物施設等	随時
電気設備	6か月1回以上

- ② 日常の自主点検検査（表4）P80 参照
 - ③ 定期の “ ” （表5）P81 参照
 - ④ 校長は，点検結果による不備欠陥事項については速やかに改修等の処置をする。
 - ⑤ 学校防災計画にかかる備品・施設の点検は毎月1回，防災教育及び防災訓練の自己評価は実施後に，学校防災計画についての自己評価・見直しは，必要に応じて随時実施する。
- (6) 消防用設備等の点検は次によるものとする。
- ① 消防用設備等の法定点検は，機器点検を6か月ごとに，総合点検を1年に1回実施するものとし，専門的知識及び資格を有する者（点検設備業者）が実施し，防火管理者はこれに立ち合う。

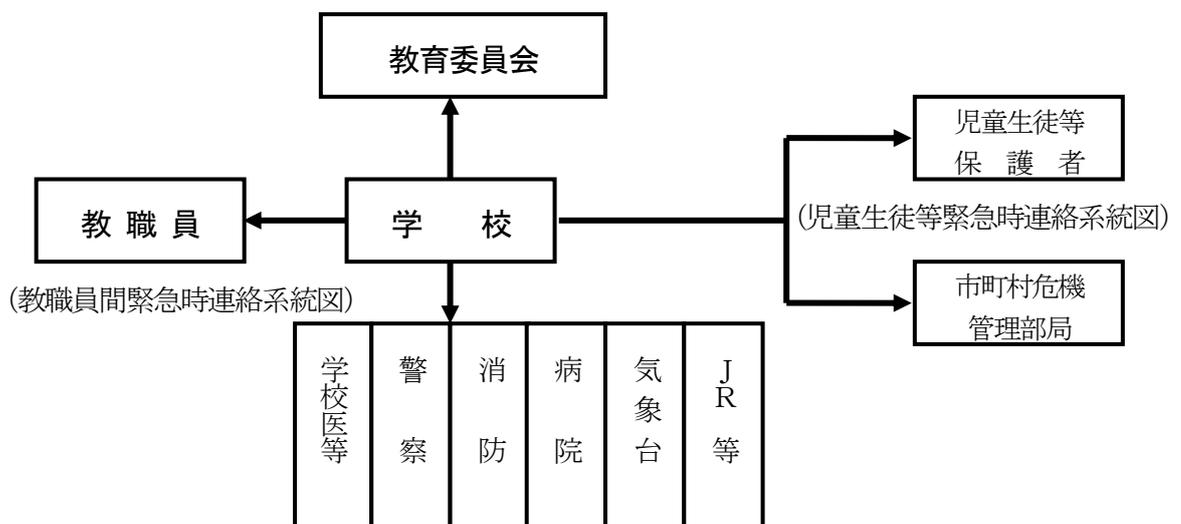
消防用設備等の種類			
機 器 点 検	(月)・(月)	総合点検	(月)
点検実施者(委託業者名)			

- ② 消防用設備等の自主点検は、防災管理者、施設管理責任者、箇所責任者が平素に随時行う。
- (7) 防災管理者は、避難経路図を作成し児童生徒等及び教職員に対して避難経路の周知徹底を図る。避難経路図は、屋外に通じる避難経路図を明示したものとし、各階ごとの消防用設備等の配置状況についても明示しておく。
- (8) 防災管理者は、次の情報連絡体制を整備する。
- ① 災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、教育委員会、地域防災関係機関との情報連絡手段・体制の整備を図る。
- ア 本部から学校への緊急連絡体制



注：教育委員会と各学校との緊急連絡方法は、上図のとおりとするが、緊急の度合いに応じ直接的な連絡方法をとるものとする。

- ② 災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、教職員間、学校と保護者・児童生徒等との情報連絡体制の整備を図る。また、学校と地域災害対策担当部局との災害時における情報連絡体制を整備する。防災無線などを設置している場合は、その活用を図る。
- ア 学校の緊急連絡体制



- ③ 教職員間の緊急時連絡系統図は、各学校が独自に作成する。
- ④ 児童生徒等の緊急時連絡系統図は、各学校が独自に作成する。

(9) 防災管理者は、災害発生に備え、必要な品目等を所定の場所に準備、保管する。

- | | | | |
|--------------|-----------|--------------|-------|
| ① 救急救助用備品 | ② 人員点呼用備品 | ③ 安全確認・誘導用備品 | |
| ④ 情報収集・通信用備品 | ⑤ 消火用備品 | ⑥ 飲料用備品 | ⑦ その他 |

3 学校災害対策本部

災害が発生、または発生するおそれがある時は、災害に迅速、適切に対応し、防災の推進を図るため、校長を本部長に、副校長・教頭を副本部長として、(表3)の例を参考に学校災害対策本部を設置し学校の防災及び避難所支援に当たるものとする。

- (1) 学校災害対策本部の組織形態及び業務については、次のとおり(表3)とする。
- (2) 職員の配備体制については、徳島県災害対策本部運営規程に従い、各学校における配備編成計画(表3-1)を作成する。
- (3) 学校災害対策本部の設置基準については、徳島県災害対策本部の設置基準(P6参照)を原則とし、各学校の状況に応じて、校長が決定する。

第3 各災害時の対応

各災害時における教職員及び児童生徒等の対応については、地震・津波編、火災編、風水害編の災害ごとに想定される場面別に、具体的に本書に記述した。この対応を参考に、各学校の現状に合わせた対応マニュアルを作成してください。

第4 避難所運営支援

災害時において学校が避難所となった場合には、校長は、あらかじめ定めた学校防災計画に基づき、避難所の開設及び管理運営に協力する。避難所の管理運営は、市町村の危機管理部局職員が担当し、教職員は、市町村災害対策本部、地域自主防災組織、避難者自治組織、ボランティアとの連携を密にし、円滑な運営を支援する。

なお、大災害発災初期の段階においては、市町村職員による対応が困難な場合も想定される。そのため、発災直後数日間は教職員がリーダーシップをとって避難所運営を支援することを十分想定しておくものとする。

具体的な対応については、本書を参考に、各学校の現状に合わせた避難所運営支援に関する対応マニュアルを作成してください。

第5 学校教育活動の再開

学校は、災害発生後における学校機能の早期回復を図るため、教育委員会等と協議して、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を策定するとともに、学校教育活動を再開するための活動を行う。

具体的な対応については、本書を参考に、各学校の現状に合わせた学校教育活動の再開に関する対応マニュアルを作成してください。

第6 防災教育及び防災訓練

防災管理者は、災害から児童生徒等の安全を確保するために、年間計画を作成し、計画に従い防災教育に取り組み、防災訓練を実施する。

また、実施後チェックシートを活用し、計画の点検・検証等、問題点や課題等の洗い出しなどを行い、是正すべきところを改善し、計画を更新するというPDCAサイクルによるスパイラルアップを行う。

- (1) 学校で定めておくべきこと
 - ・ 防災教育のねらい及び重点、学年別、月別の関連教科、道徳、特別活動等における主な指導内容、時間数、指導方法等
 - ・ 防災教育、応急処置等の校内研修に関する事項
 - ・ 学校、家庭、地域社会との連携に関する事項
 - ・ 災害時及び事後の心の健康に関する事項

- (2) 防災教育年間計画作成上の配慮事項
 - ・ 児童生徒等及び地域の状況の実態に即した計画であること
 - ・ 組織的、発展的な計画であること
 - ・ 全教職員の共通理解に基づく計画であること
- (3) 防災訓練について
 - ・ 防災管理者は、前記の防災教育の年間計画とあわせて、教職員及び児童生徒等に対する各種訓練計画及び避難訓練等の実施時期及び方法について具体的に作成するものとする。
 - ※ 特別支援諸学校においては、より綿密な計画を作成し、日常の訓練を通じて、円滑な避難が行えるよう訓練を行う。
 - ※ 防火管理者は、避難誘導、自衛消防訓練をする場合は、事前に消防署に通知するとともに、必要と認める場合は、指導の要請を行うものとする。
- (4) 教職員の防災訓練シミュレーションと防災訓練の検討
 - ・ 児童生徒等との防災訓練のみならず、教職員のみのあるあらゆる場合を想定した防災訓練（シミュレーションを含む）を実施し、必要に応じて防災訓練の在り方を検討する。

第7 学校防災計画の児童生徒等及び保護者への周知徹底

校長は、学校防災計画について児童生徒等及び保護者へ周知徹底する。

- (1) 児童生徒等・・・新学年開始時期の学級活動・ホームルーム活動，防災訓練実施時，防災教育活動時に周知徹底する。
- (2) 保護者・・・PTA総会，入学式後の保護者説明，家庭訪問，三者面談等を利用し，周知徹底する。

第8 地域社会との連携

校長は、学校防災の取組を地域に広く周知するため、ホームページ等を通じて情報発信すると共に、日頃から市町村や地域自主防災組織など地域社会と密接な連携協力を図る。また、地域の防災体制を把握し、地域が行う防災訓練に参加したり、学校が被災した際の協力体制を確立させるなど、地域ぐるみで児童生徒等を災害から守る環境を整えていくものとする。

第9 学校防災計画の継続的改善

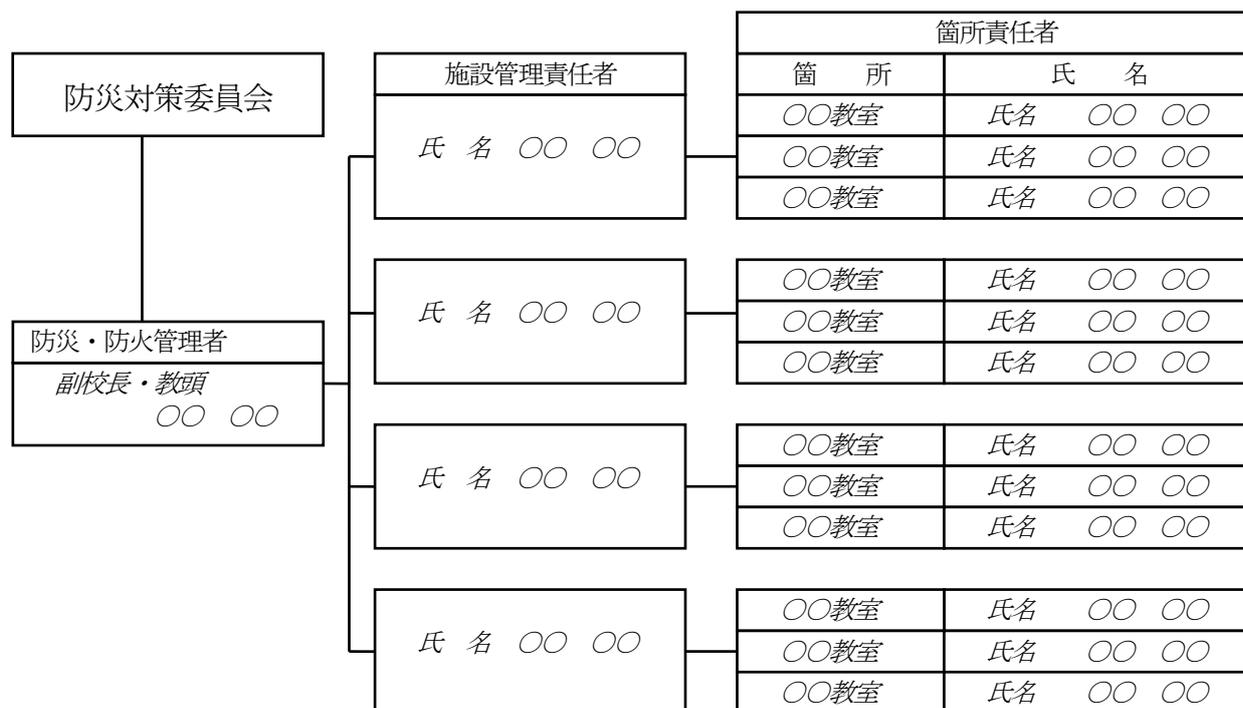
防災管理者は、平常時から、本計画を継続的に改善し、学校防災力の向上を図っていくため、防災教育・防災訓練等の実施後、チェックシート等を活用し、計画の点検・検証等、問題点や課題等の洗い出しなどを行い、是正すべきところを改善し、計画を更新するというPDCAサイクルによるスパイラルアップを行う。

①（表1） 防災対策委員会編成表（例）

委員名	職名	氏名	備考
委員長	校長		
副委員長	副校長（教頭）		
委員	事務長		
〃	教務主任		
〃	特別活動課長		
〃	生徒指導主事		
〃	1学年主任		
〃	2学年主任		
〃	3学年主任		
〃	（4学年主任）		
〃	養護教諭		

※ 委員数は各学校の必要に応じて増減させる。

②（表2） 学校災害予防管理組織表（例）



③（表 3） ア 学校災害対策本部編成表（例）

分担	担当者名	役割
総括	本部長 校長 副本部長 ○○○○ 班長○○○○ ○○○○ ○○○○	<ul style="list-style-type: none"> ・校内放送等による連絡や指示 ・応急対策の決定 ・各班との連絡調整 ・教育委員会、市町村、PTA等との連絡調整、報告 ・消防署等への通報、報道機関等との連絡、対応・情報収集 ・非常持出し品の搬出 ・記録日誌の記入
安全点検・消火班	班長○○○○ 副班長○○○○ ○○○○	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火、安全点検 ・避難、救助活動の支援 ・被害状況の把握 ・施設等の構造的な被害程度の調査及び本部への報告
安否確認・避難誘導班	班長○○○○ 副班長○○○○ ○○○○	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れがおさまった直後に負傷の程度を的確に把握し、本部に報告 ・安全な避難経路を使つての避難誘導 ・行方不明の児童生徒等、教職員を本部に報告
救急医療班	班長○○○○ 副班長○○○○ ○○○○	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当の実施 ・応急手当備品の確認 ・負傷や応急手当の記録 ・負傷者等の医療機関への送致・連絡
救護班	班長○○○○ 副班長○○○○ ○○○○	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救出、救命 ・負傷者や危険箇所等の確認及び通報
保護者連絡班	班長○○○○ 副班長○○○○ ○○○○	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡手段の検討・決定 ・引き渡し場所の指定 ・児童生徒等の引き渡し作業 ・引き渡しの際の身元確認
応急復旧班	班長○○○○ 副班長○○○○ ○○○○	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・応急復旧に必要な機材の調達、管理 ・危険箇所の処理及び立入禁止措置 ・避難場所の安全確認
避難所支援班	班長○○○○ 副班長○○○○ ○○○○	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び関係する地域自主防災組織等と連携し、学校が避難所となったときの避難所運営支援
学校再開班	班長○○○○ 副班長○○○○ ○○○○	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育活動を再開するために必要な作業・確認事項・協議

○災害発生時には、上記のような役割が必要となります。各学校の災害を想定して、役割分担表を完成させましょう。

（班編成は例であり、各学校の状況に応じて変更・追加等してください）

○時間の経過とともに、状況が変化するので班員も状況に合わせて、移動・補充させる。重複も可とする。

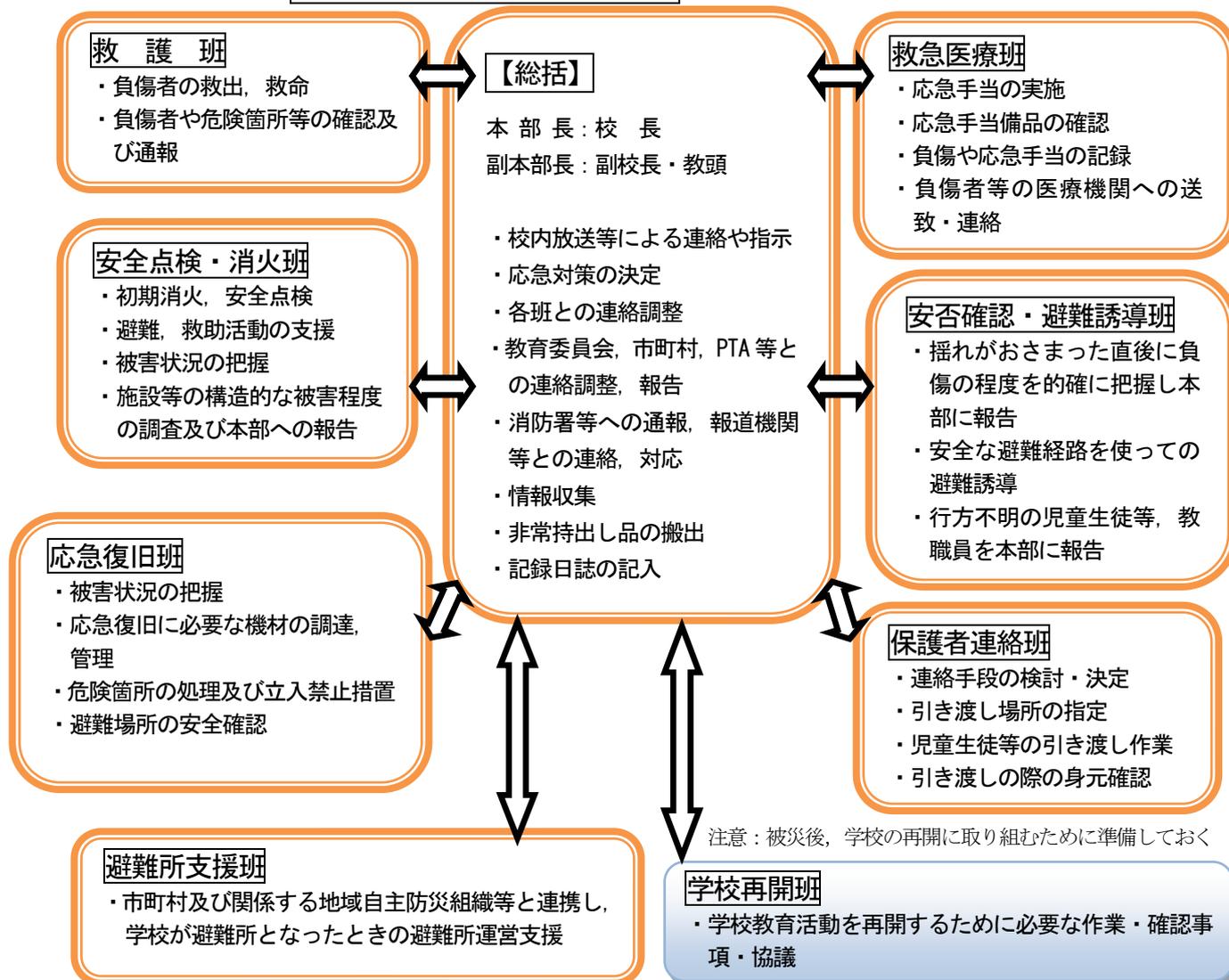
(表3-1) イ 災害発生時の教職員の配備編成計画を作成しましょう。

学校災害対策本部 配備編成計画

学 校 名	〇〇〇〇 学校
本部長名 (職)	〇〇 〇〇 (校 長)
・職務代行順位	1 〇〇 〇〇 (副校長・教頭)
・代行者名	2
・ (職)	3

配 備 体 制		
第 1 非 常 体 制	第 2 非 常 体 制	第 3 非 常 体 制
1. 大雨注意報等が発表され、相当な災害の発生が予想されるときまたは、台風が本県に接近する恐れがあるとき 2. 県内に震度4の地震が発生したとき 3. 「徳島県津波注意」の津波注意報が発表されたとき	1. 暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき 2. 台風が本県を通過することが確実とされたとき 3. 河川が警戒水位に近づいたとき 4. 県内に震度5弱または5強の地震が発生したとき 5. 「徳島県津波」の津波警報が発表されたとき 6. その他特殊災害が発生し、大規模な災害が予測されるとき	1. 災害対策本部が設置されたとき 2. 県内に震度6弱以上の地震が発生したときは、全員配備態勢とする。
職務代行順位・氏名 (職)	職務代行順位・氏名 (職)	職務代行順位・氏名 (職)
1 〇〇 〇〇 (教諭) 2 〇〇 〇〇 (教諭) ・ ・ ・	第1非常態勢に加えて、 1 〇〇 〇〇 (教諭) 2 〇〇 〇〇 (教諭) ・ ・ ・	全職員

(表3-2) ウ 学校災害対策本部 (例) イメージ図



(表3-3) エ 災害対策本部の設置基準と設置場所・・・設置権限者 校長(代替 副校長・教頭)

災害	設置基準	設置場所①	設置場所②
地震	徳島県災害対策本部の設置基準に準じる	校舎が使用できる場合 校長室	校舎が倒壊し使用不可の場合 体育教育室
津波	〃	校舎内に避難した場合 4F音楽室	校外の高台に避難 高台の避難場所
火災	〃	校舎内で火災発生 体育教育室	校舎外で火災 校長室
風水害	〃	校舎内で避難した場合 2F職員室	隣接する〇〇役場へ避難した場合 〇〇役場会議室

(表3-4) オ 災害対策本部が設置された場合に本部内に備える物を書き出しましょう。

電話1台(番号), FAX1台(番号)
 ノートパソコン2台, プリンター1台, コピー機, ホワイトボード, デジタルカメラ, 携帯電話,
 防災ラジオ, ハンドマイク
 筆記用具(ボールペン, 鉛筆, マジック, 消しゴム, A4用紙1組, ノート, のり, ガムテープ)

④ (表5) (年 月分) 自主点検検査チェック票 (定 期)

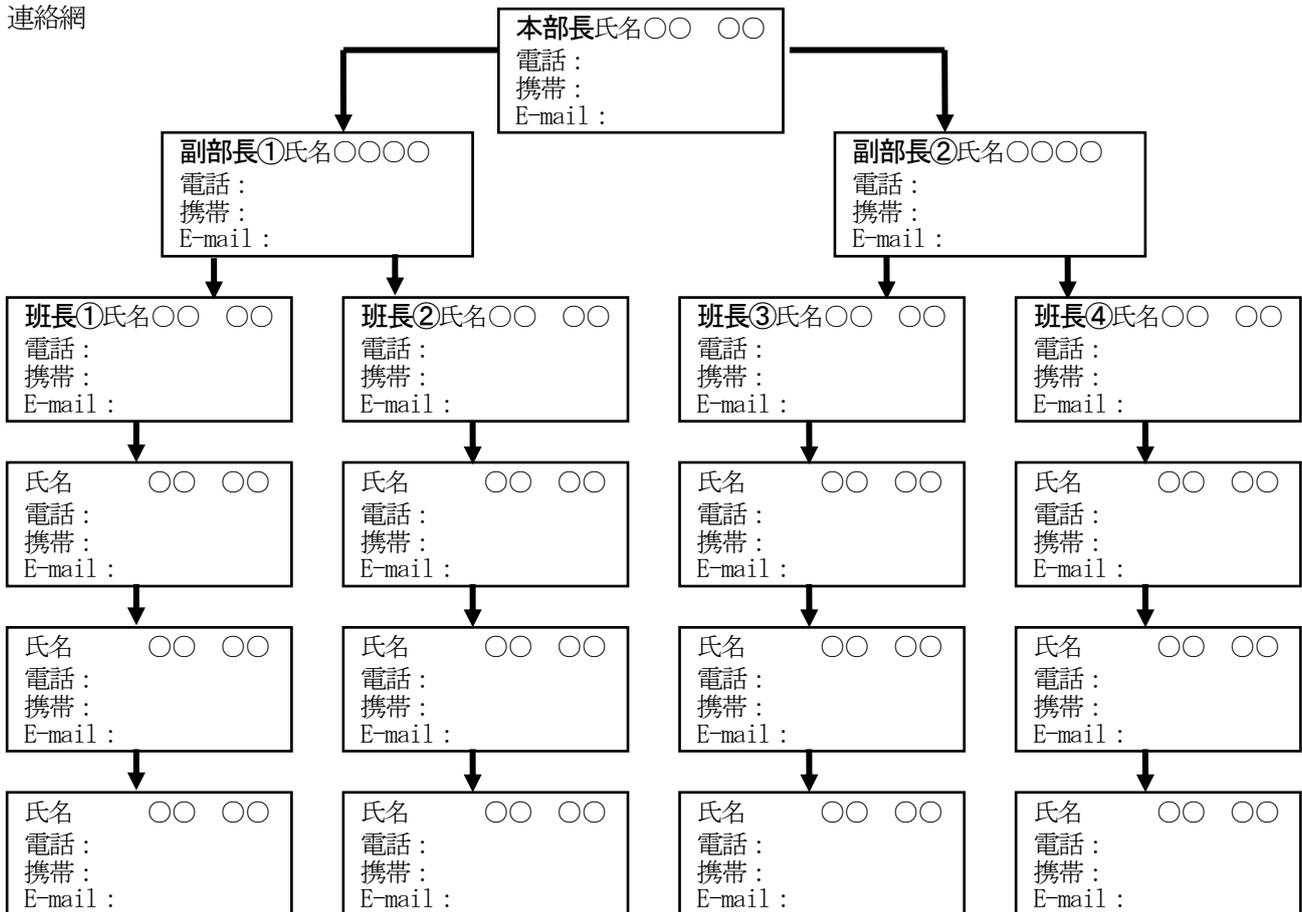
検査実施項目及び確認箇所			検査日	結果	検査者名
建物構造等	柱, 梁, 壁, 床	・コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。			
	天井	・仕上材に, はく脱・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。			
	外壁・ひさし・パラペット	・貼石・タイル・モルタル等の仕上材に, はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等がないか。 ・外壁の耐火構造等に損傷はないか。			
	窓ガラス	・窓枠・サッシ等の仕上材に剥落, 落下のおそれのある弛み, ガラス等のひび割れはないか。			
	その他	・防火区画を構成する壁, 天井に損傷はないか。			
防火・避難施設	避難通路	・避難通路の幅員が確保されているか。			
	階段	・階段室に物品が置かれていないか。			
	避難口 (出入口)	・扉の開放方向は避難上支障がないか。 ・避難階段等に通じる出入口, 屋外への出入口の幅は適切か, 又付近に支障となる物品は置いていないか。			
	屋上・ベランダ	・避難に支障となる工作物や物品はないか。			
火気使用設備	ガス	・元栓は閉めているか。 ・ガス管は老朽化してないか。			
	石油ストーブ ガスのストーブ	・周りに引火物がないか。 ・安全装置は作動するか。			
危険物施設等	ガラス器具	・転倒・落下し破損・飛散しないか。			
	薬品類 医薬品類	・収納戸棚は転倒しないか。 ・混合発火を避けるため, 薬品は種類別に収納されているか。 ・自然発火防止の保護液は充分か。 ・危険度の高い薬品の収納方法は万全か。			
	食器類	・転倒・落下し, 破損・飛散しないか。			
	油類	・転倒・落下し流出することはないか。			
	工作機械 工作用具	・転倒・落下したりしないか。			
電気設備	電気器具・設備	・タコ足配線による接続はしていないか。 ・コードに亀裂, 老化, 損傷はないか。 ・許容電流の範囲内で適正に使用しているか。 ・変電設備は, 有資格者が定期的に検査しているか。			
その他	ロッカー・整理棚	・倒れたり, 移動したりしないか。			
	テレビ コンピュータ	・転倒, 落下, 移動したりしないか。			
	照明器具	・落下したりしないか。			
	サッカーゴール等	・転倒したりしないか。			
	ブロック塀等	・破損, 転倒等しないか。			
注1 チェック欄には, 良は○印, 不備は×印を, 即時補修(改修)したときは△印を記入する。 2 不備欠陥事項は, 防火管理者に報告すること。 ※ その他, 学校の置かれた状況に応じて予防点検項目を定める。			防火管理者 確認		

⑤（表 6） 教職員の緊急時連絡体制（例）

休日・夜間の連絡及び安否確認の方法について書き出しましょう。

方法	<ul style="list-style-type: none"> ・電話による連絡・安否確認 ・携帯メールによる連絡・安否確認 ・電子メールによる一斉連絡・安否確認 ・すだちくんメールによる安否確認
----	---

連絡網



電話連絡

- ・本部長の代理は、副本部長①。その代理は副本部長②として連絡業務を行う。
- ・連絡が取れない場合は、次の人に連絡をして、各班長に連絡の取れない人物を報告する。
- ・最後の人は、各班長に連絡が来たことを報告する。各班長は副部長に、副部長は本部長に連絡する。
- ・自分が通信手段を失った場合は、自ら本部長へ連絡する。（災害伝言ダイヤル、避難先から電話かメールなど）

メール連絡

- ・配信は本部長より副部長①②・班長へ一斉配信。班長は班員へ転送。（代替は副部長①，副部長②の順）
- ・返信は各班長でとりまとめした後、本部長，副部長①②へ結果報告メールする。

<学校より距離別職員一覧表>

近距離（0～4Km）圏	中距離（4～10Km）圏	長距離（10Km 以上）圏
氏名〇〇〇〇	氏名〇〇〇〇	氏名〇〇〇〇

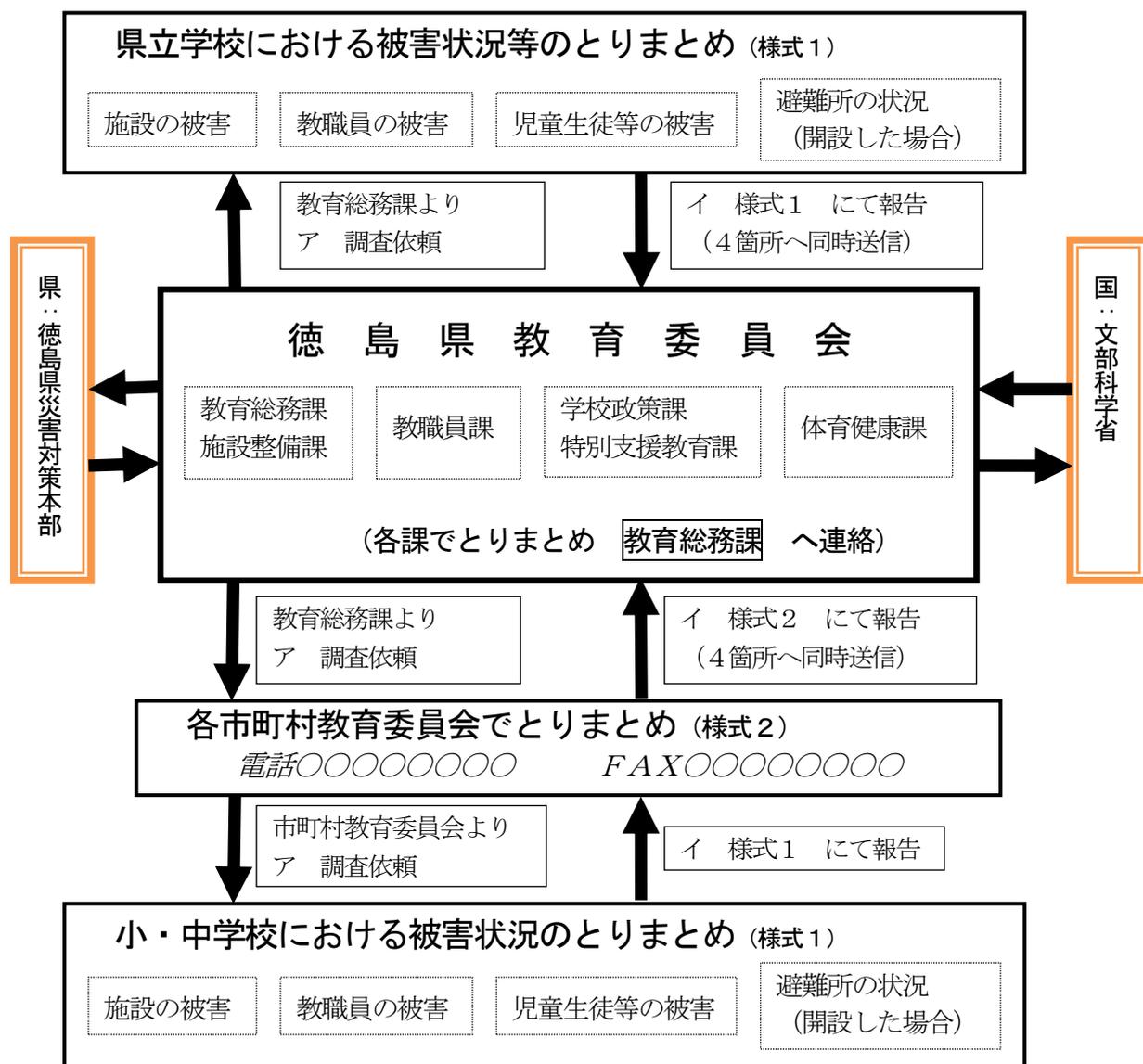
⑥ 災害発生時における被害報告連絡体系図

様式1 P66 参照

様式2 P67 参照

災害発生時の被害報告連絡体系を確認しましょう。

- ア 災害発生時には、県教委教育総務課において必要と判断した場合、教育総務課より県立学校・市町村教委へ被害調査を依頼する。
- イ 県立学校は、教職員および児童生徒等の被害、施設の被害状況、避難所としての対応等を確認し、様式1にて、教育総務課（施設整備課含む）、教職員課、学校政策課（特別支援教育課含む）、体育健康課の4箇所へFAXにて同時送信する。
- なお、小・中学校においては様式1にて市町村教委に報告し、市町村教委は様式2にまとめた後、上記4箇所へFAXにて同時送信する。
- ウ 報告した各被害状況について、さらに対応が必要な場合は、各課と学校が直接連絡を取り対応する。



その他、各学校が災害発生時に連絡する必要がある箇所の一覧表

連絡先	電話番号	FAX
〇〇市町村危機管理部局		
〇〇消防署		
〇〇病院		

⑦ 各災害に対する対策検討シート

<平常時からしておくこと>

ア 学校の概況や立地条件を確認し、学校の被災リスクについて書き出しましょう。

学校名			
〒	所在地		
T e l		F a x	
校長名			
児童生徒数		職員数	
校舎 A の立地条件			
①木造 ・ 鉄筋コンクリート造 ・ 鉄骨造 _____階建 ②耐震化 できている ・ できていない			
③標高 _____ ^{メートル}			
④想定される被害 浸水・土砂崩れ・ ()			
校舎 B の立地条件			
①木造 ・ 鉄筋コンクリート造 ・ 鉄骨造 _____階建 ②耐震化 できている ・ できていない			
③標高 _____ ^{メートル}			
④想定される被害 浸水・土砂崩れ・ ()			
体育館の立地条件			
①木造 ・ 鉄筋コンクリート造 ・ 鉄骨造 _____階建 ②耐震化 できている ・ できていない			
③標高 _____ ^{メートル}			
④想定される被害 浸水・土砂崩れ・ ()			

イ 校区内のハザードマップを作成し校外へ避難する場合の避難場所及び避難経路を記入しましょう。

地 図	予想危険箇所
	赤 津波により浸水危険性
	黄 土砂災害の危険性
	青 洪水の危険性

⑧ 備蓄物品管理表

災害発生時に備えて、校内に備えてあるものを、書き出しましょう。（項目ごとに整理する）

	備蓄品名	数量	保管場所	使用期限	管理責任者	確認日
救急救助用品	救急医薬品					
	担架					
	三角巾					
	毛布					
安全確認・誘導用備品	ロープ					
	ハンマー					
	ボール					
	ハンドマイク					
人員点呼用備品	懐中電灯					
	予備乾電池					
情報収集・通信用備	ラジオ					
	トランシーバ					
消火設備品						
飲料用備品	飲料水					
	非常用食料					
その他	ブルーシート					
	車イス					
	簡易トイレ					

⑨ 地震・津波 編

ア 地震・津波発生時の基本対応及びその流れを作成しましょう。（児童生徒等が在校時）

これは、津波を想定した例です。

緊急地震速報

地震は「徳島県地震動被害想定調査」（平成17年3月）より

津波は「徳島県沿岸における津波高暫定値」（平成23年12月）

教職員・緊急地震速報の内容を校内放送等で教職員、児童生徒等に連絡する。
 ・教室等の出入り口の確保をする。
 ・大きな声で的確な指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」
 児童生徒等・頭部を保護する準備（ヘルメット、防災ずきん、座布団等）・机の下にもぐる。

地震発生（震度〇〇を想定）

- ・大きな声で的確な指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」
- ・落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。
- ・まずは安全を確保し、大きな揺れがおさまったら、すぐに避難開始

STEP 1 児童生徒等の安全確保

校内放送・ハンドマイク：

「地震が発生しました。津波の恐れがあります。児童（生徒）の皆さんは先生の指示に従い、
 [避難場所] に避難しなさい。」

津波発生

第1波		最大波 (第〇波)	
〇〇分	〇〇m	〇〇分	〇〇m

一次避難場所

二次避難場所

STEP 2 避難

- ・即座に、一次避難場所の上履きのまま、全校避難する。
- ・大きな声で的確に指示する。「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」
- ・教職員は落ち着いて、避難誘導、負傷者搬送を行う。・担任は、児童生徒名簿等を携帯する。
- ・総括班は、津波に関する情報収集が出来るようにラジオ等を持って避難する。
- ・地元住民等が避難してきたときは、一緒に避難誘導する。
- ・一次避難場所ですぐ危険なときは、二次避難場所へ速やかに移動する。

STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

- ・児童生徒等の安否確認をする。 ・負傷者の確認と応急処置をする。
- ・津波は第1波が最大とは限らないので、第2波、第3波に備え避難を継続する。（情報収集する）

STEP 4 避難した後の学校の対応

大津波警報・津波警報が解除になるまでは、避難場所で待機する。解除を確認してから、
 [学校が津波により使用できない場合、指定避難場所へ移動する。]

- ・緊急を要する児童生徒等の病院への搬送及び保護者への連絡
- ・児童生徒等の不安に対する対処 ・警察、消防、医療機関への連絡
- ・情報収集：地震の規模と津波の危険性等、二次災害の危険性等の情報把握等
- ・教育委員会への連絡：児童生徒等及び教職員の安否及び学校内外の被害の状況等
- ・外部（マスコミ）等及び保護者等への対応（対応窓口の一本化）

[学校が使用できる場合は、学校へ移動。]

- ・上記に加え、校舎等の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置
- ・学校が避難所となった場合、避難所運営支援

STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し

保護者へ以下の3点を連絡（電話、電子メール、学校のホームページ、地域の有線放送等）

- ①児童生徒等は全員無事、[]へ避難し待機中
- ②大津波警報・津波警報が解除になるまで、児童生徒等は待機させる。
- ③解除後、下校させるので迎えにきて下さい。（危険な場合は無理をしないこと）

あるいは、担当者ごとのアクションカードを作成するのも、よいでしょう。
 (校長用・学級担任用・養護教諭用・事務職員用等、個々に作りましょう)

災害時アクションカード

学級担任

人物	場所	役割分担
学級担任	学級教室	児童生徒等の避難誘導・安全確保

STEP 1 児童生徒等の安全確保

・大きな声での確な指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」

一次避難場所

二次避難場所

STEP 2 避難

- ・大きな声での確に指示する。「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」
- ・落ち着いて、避難誘導、負傷者搬送を行う。
- ・児童生徒名簿等を携帯する。

STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

- ・児童生徒等の安否確認をする。

STEP 4 避難した後の学校の対応

大津波警報・津波警報が解除になるまでは、避難場所で待機する。解除を確認してから、

- ・緊急を要する児童生徒等の病院への搬送及び保護者への連絡
- ・児童生徒等の不安に対する対処

STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し

保護者へ以下の3点を連絡(電話、電子メール、学校のホームページ、地域の有線放送等)

- ①児童生徒等は全員無事、へ避難し待機中
- ②大津波警報・津波警報が解除になるまで、児童生徒等は待機させる。
- ③解除後、下校させるので迎えにきて下さい。(危険な場合は無理をしないこと)

連絡先等	〇〇校長	携帯番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	メール	〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇教頭	携帯番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	メール	〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇学年主任	携帯番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	メール	〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇学校	電話番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	代表メール	〇〇〇〇〇〇〇〇

イ 地震・津波が発生した場合の情報収集のための機器や方法を書き出しましょう。

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
J-alert	放送室に設置, 受信と同時に放送が各教室に自動的に流れる。	なし
ラジオ	職員室に設置, 地震を感じたら教頭がラジオをつける。	教頭
テレビ	〃	教頭
インターネット	職員室に設置, 常時起動, 随時チェックを行う。	教職員
携帯電話 (すだちくんメール)	各教職員で受信する。	教職員

ウ 地震・津波が発生した場合の避難場所及びその判断基準を2つ以上, 定めておきましょう。

	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所												
CASE1	<ul style="list-style-type: none"> ○地震発生 ・震度〇〇以上 [津波を伴わない] ・気象庁より「津波の発生はありません」の発表あり 	<p>避難場所: グランド中心部 災害対策本部: 校長室 集合形態: クラスごとに1列</p>												
CASE2	<ul style="list-style-type: none"> ○地震発生 ・震度〇〇以上 ○津波発生 ・大津波警報発令 ・津波警報発令 ・津波到達予想時刻が〇〇分以内 	<p>避難場所: 南校舎3階及び北校舎3階 災害対策本部: 音楽室 集合形態: 1年: 会議室 2年: 〇〇教室 3年: 南校舎廊下1,2組, 北校舎廊下3組</p> <table border="1"> <tr> <td>北校舎</td> <td>廊下</td> <td>3年3組</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td></td> <td>1年</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>南校舎</td> <td>廊下</td> <td>3年1, 2組</td> </tr> <tr> <td>教室</td> <td></td> <td>2年</td> </tr> </table>	北校舎	廊下	3年3組	会議室		1年	南校舎	廊下	3年1, 2組	教室		2年
北校舎	廊下	3年3組												
会議室		1年												
南校舎	廊下	3年1, 2組												
教室		2年												
CASE3	<ul style="list-style-type: none"> ○地震発生 ・震度〇〇以上 ○津波発生 ・大津波警報発令 ・津波到達予想時刻が〇〇分以上 ・校舎が地震により崩壊 	<p>避難場所: 学校の北出入口より, 国道を通り, 〇〇山の〇〇広場へ 集合形態: 各学年, 各クラスごと 災害対策本部: 仮避難所に設置 → 〇〇市役所に移動する 地図:</p>												

エ 地震・津波が発生した場合、持ち出さなければならない重要書類と保管場所について書きましょう。

品名	保管場所	担当者
関係機関連絡一覧表	校長室	校長
児童生徒連絡用名簿	職員室ロッカー	教務課長
ノートパソコン, 防災関係避難時搬出データ	職員室	教務課長
引き渡しカード	職員室の教務ロッカー	教頭

オ 地震・津波が発生した場合、連絡が必要な機関について整理しておきましょう。

連絡責任者 ()				
連絡先	電話	FAX	E-mail	備考
県教委〇〇〇〇課				
〇市町村教育委員会				
〇市町危機管理部				
△地区自主防災組織				
□消防署				
◇病院				
▽警察署				

カ 保護者への引き渡しについて

(7) 地震・津波が発生した際、児童生徒等の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
児童生徒等を下校させる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・大津波警報, 津波警報が解除されている。 ・通学路の安全が確保されている。 ・公共交通機関が支障なく運行している。
児童生徒等を学校に待機させる場合は, 安全が確認されるまで学校に待機 引き渡し場所: 学校	<ul style="list-style-type: none"> ・大津波警報, 津波警報が発令されている。 ・通学路の安全が確保されていない。 ・公共交通機関の運行に支障がある。
児童生徒等を避難場所に待機させる場合は, 避難場所で待機 引き渡し場所: 津波の危険性がなくなった後, 保護者へ引き渡す	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎が地震により倒壊した。 ・大津波警報, 津波警報が発令されている。 ・通学路の安全が確保されていない。 ・公共交通機関の運行に支障がある。

(イ) 地震・津波が発生した際、児童生徒等を引き渡す際の保護者への連絡方法について書き出しましょう。(電話やメールが使用できないときに、保護者が情報を得られる場所や方法を考えておく)

連絡決定責任者：校長		担当者：各HR担任	
連絡方法・手順	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡網による電話連絡 ・電子メールを利用した一斉送信 ・地域防災放送を利用した一斉放送 ・災害伝言ダイヤルの活用 		
連絡が取れない場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・災害掲示板に掲示する ・保護者が迎えにくるまで、児童生徒等は学校に待機させる 		

(ウ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法について書き出しましょう。

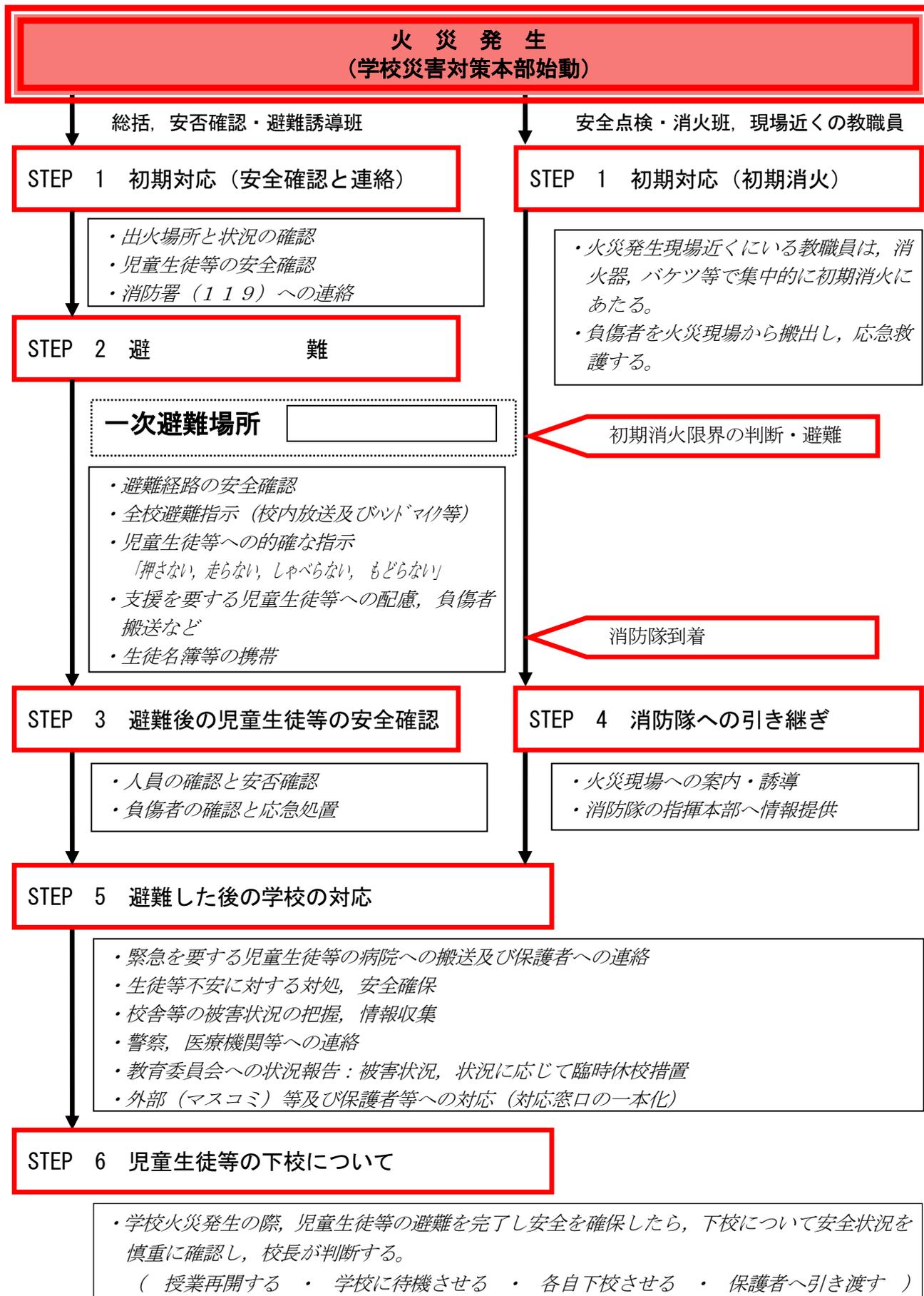
引き渡し判断決定者：校長		担当者：各担任	
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の確認 (児童生徒等の氏名・生年月日・血液型等・・・) ・引き渡しカードの受け取り者名を記入 ・児童生徒等の確認 (児童生徒等に保護者か判断させる) ・通学路の安全が確認できたら引き渡す。(大津波警報・津波警報発令時は、保護者も一緒に待機) 			

キ 児童生徒等が在校時以外の対応をまとめておきましょう。

登下校時	
学校外の諸活動時	
在宅時	

⑩ 火災 編

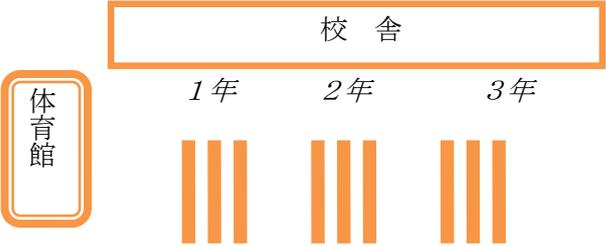
ア 火災発生時の基本対応及びその流れを作成しましょう。(児童生徒等が在校時)
あるいは、担当者ごとのアクションカード (P87 参照) を作成するのも、よいでしょう。



イ 火災が発生した場合の情報収集のための機器や方法を書き出しましょう。

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
火災報知器	各教室・特別教室・体育館・放送室に設置	教頭
受信機	職員室に設置，火災報知器が鳴ったら，受信機で確認後避難が必要な場合は，校内放送で児童生徒等へ避難を指示する。	教頭

ウ 校内防火機器等配置図及び校内避難経路図を作成し，火災が発生した場合の避難場所及びその判断基準を定めておきましょう。

校内防火機器等配置図及び校内避難経路図		
	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
C A S E 1	<p>○火災発生</p> <p>・初期消火ではすぐに消火できないと判断した場合，全館避難する。</p>	<p>避難場所：グラウンド中心部 災害対策本部：体育館教官室</p> <p>集合形態：クラスごとに1列</p> 

エ 火災が発生した場合、持ち出さなければならない重要書類と保管場所について書き出しましょう。
地震・津波編に同じ。

オ 火災が発生した場合、連絡が必要な機関について整理しておきましょう。
地震・津波編に同じ。

カ 火災が発生した場合の児童生徒等の下校の判断基準

(ア) 火災が発生した際、児童生徒等の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対 応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
児童生徒等を下校させる	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の状態が落ち着いている。 ・通学路の安全が確保されている。 ・公共交通機関が支障なく運行している。
安全が確認されるまで児童生徒等を学校に待機させる 引き渡し場所：学校	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の影響で、通学路の安全が確保されていない。 ・火災の影響で、公共交通機関の運行に支障がある。

(イ) 火災が発生した際、児童生徒等が下校する、あるいは学校に待機している情報の、保護者への連絡方法について書き出しましょう。

判断責任者： 校長	担当者： HR担任
連絡方法・手順	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡網による電話連絡 ・電子メールを利用した一斉送信
連絡が取れない場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡が取れるまで、児童生徒等は学校に待機させる。

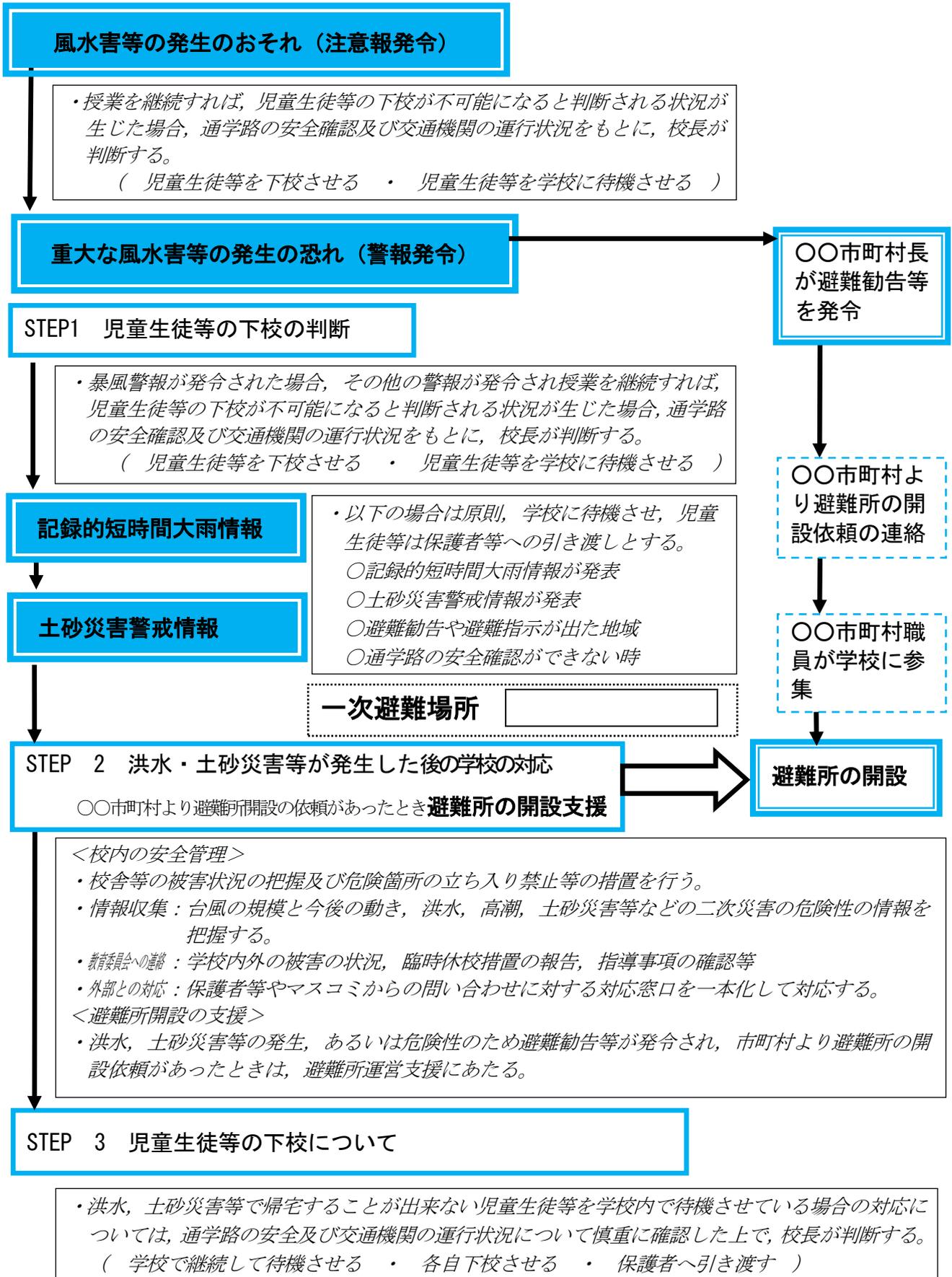
(ウ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法について書き出しましょう。
地震・津波編に同じ。

キ 児童生徒等が在校時以外の対応をまとめておきましょう。

学校外の所活動時	
休日・夜間等	

⑪ 風水害 編

ア 風水害発生時の基本対応及びその流れを作成しましょう。（児童生徒等が在校時）
あるいは、担当者ごとのアクションカード（P87 参照）を作成するのも、よいでしょう。



イ 風水害が発生した場合の情報収集のための機器や方法を書き出しましょう。

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
インターネット 気象庁レーダーナウキャスト	職員室に設置, 常時起動, 注意報警報発令時は随時チェックする。	教 頭
ラジオ	職員室に設置, 注意報警報発令時はラジオをつける。	教 頭
テレビ	〃	教 頭
携帯電話 (すだちくんメール)	各教職員で受信	教職員
災害無線情報	事務室に設置, 自動受信	事務長

ウ 注意報・警報が発令された・風水害が発生した場合の対応・避難場所及びその判断基準を定めておきましょう。

	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所等
C A S E 1	<ul style="list-style-type: none"> ・暴風警報が発令された時 ○児童生徒等を下校させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の状態が落ち着いている。 ・通学路の安全が確保されている。 ・公共交通機関が支障なく運行している。
C A S E 2	<ul style="list-style-type: none"> ・記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ○安全が確認されるまで児童生徒等を学校に待機させる。 引き渡し場所：学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害の影響で, 通学路の安全が確保されていない。 ・風水害の影響で, 公共交通機関の運行に支障がある。
C A S E 3	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水による避難勧告が発令された場合。 ・洪水・土砂災害等発生し, 校舎の1階部分が被災した場合 ○校舎の2階以上に避難し安全が確認されるまで, 待機させる。 	避難場所：南校舎2階及び北校舎2・3階 災害対策本部：音楽室 集合形態：1年：北校舎3F会議室と教室 2年：北校舎2F教室 3年：南校舎2F教室 <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 北校舎 3F 会議室 1年 教室 1年 </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 北校舎2F 教室 2年 </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 南校舎2F 教室 3年 </div>

エ 洪水・土砂災害等発生した場合, 移動させる重要書類と保管場所について書き出しましょう。
地震・津波編と同じものを2階の職員室へ移動させる。

オ 洪水・土砂災害等発生した場合, 連絡が必要な機関について整理しておきましょう。
地震・津波編に同じ。

カ 保護者への引き渡しについて

(ア) 注意報・警報等が発令された場合及び洪水・土砂災害等が発生した場合の児童生徒等の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対 応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
児童生徒等を下校させる	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の状態が落ち着いている。 ・通学路の安全が確保されている。 ・公共交通機関が支障なく運行している。
安全が確認されるまで児童生徒等を学校に待機させる	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の安全が確保されていない。 ・公共交通機関の運行に支障がある。
保護者へ引き渡す 引き渡し場所：学校	

(イ) 洪水・土砂災害等が発生した場合に児童生徒等を下校させる、あるいは学校に待機させている情報を、保護者へ連絡する方法について書き出しましょう。

連絡決定責任者：校長 担当者：各HR担任	
連絡方法・手順	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡網による電話連絡 ・電子メールを利用した一斉送信 ・学校のホームページに緊急情報として掲載する。
連絡が取れない場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡が取れるまで、児童生徒等は学校に待機させる。

(ウ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法について書き出しましょう。
地震・津波編に同じ。

キ 児童生徒等が在校時以外の対応をまとめておきましょう。

登校前	
-----	--

⑫ 避難所運営支援計画の作成例

ア 避難所運営支援の基本的流れと期間を設定しましょう。

避難所運営支援	大災害が発生し、学校が被災・学校が地域の避難所となった場合		
	被災後	避難者が学校へ避難	(1) 避難所の開設
	被災後	1 日程度	(2) 避難所運営委員会の開催
	被災後	2 日～3 日程度	(3) 避難所の運営
被災後	4 日以降	(4) 避難所の運営を市町村、地域自主防災組織、避難者自治組織へ移行	

イ 学校が避難所となった場合の収容場所と収容人数・禁止場所区域を想定しましょう。

収容場所	人数	立入禁止場所	理由
体育館	100人	校長室	災害対策本部設置
家庭科室(畳)	10人(病人用)	職員室	代替(災害対策本部)
11HR(1階)	00人	放送室	緊急機材あり
12HR(1階)	00人	理科室	薬品等
13HR(1階)	00人	調理室	炊き出しに使用
第1会議室	00人	2階以上の各教室	応急教育実施のため
第2会議室	00人	進路室	個人情報あり
		保健室	薬等

校内地図：(青 避難所区域 / 赤 禁止区域 / 緑 共有スペース)

ウ 学校が避難所となった場合に備えて、管理責任がある市町村と協議し、連絡先及び取り決めた内容（鍵の管理等）をまとめましょう。

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">平日の場合</div> <p style="margin-left: 20px;">＜連絡体制＞ 連絡先・方法等</p> <p style="margin-left: 20px;">＜協議事項＞ .</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">休日・夜間の場合</div> <p style="margin-left: 20px;">＜連絡体制＞ 連絡先・方法等</p> <p style="margin-left: 20px;">＜協議事項＞ .</p>

エ 学校が避難所となった場合に、使用する備蓄されている品名について書き出しましょう。

備蓄品名	数量	保管場所	使用期限	管理責任者	確認日
水					
食料					
寝具類					
簡易トイレ					

オ 避難所運営支援のための役割分担を明確にするために、下記の例を参考にして班編成しておきましょう。（発災後初期段階において、避難所の運営を市町村と地域自主防災組織へ移行するまでの役割）

班名	担当者名	役割
総務班	班 長〇〇〇〇 副班長〇〇〇〇 〇〇〇〇	<ul style="list-style-type: none"> ・運営本部会議の事務局 ・避難所記録 ・地域との連携 ・その他
被災者管理班	班 長〇〇〇〇 副班長〇〇〇〇 〇〇〇〇	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿管理 ・問い合わせへの対応 ・取材への対応 ・郵便物・宅配物の取り次ぎ
情報班	班 長〇〇〇〇 副班長〇〇〇〇 〇〇〇〇	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所外情報収集 ・避難所外向け情報発信 ・避難所内向け情報発信
食料・物資班	班 長〇〇〇〇 副班長〇〇〇〇 〇〇〇〇	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・物資の調達・受入・管理・配給 ・炊き出し
施設管理班	班 長〇〇〇〇 副班長〇〇〇〇 〇〇〇〇	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所対応 ・防火防犯警備
保健・衛生班	班 長〇〇〇〇 副班長〇〇〇〇 〇〇〇〇	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理, ゴミ, 風呂, トイレ, 掃除, ペット ・医療・介護活動 ・生活水の管理
ボランティア班	班 長〇〇〇〇 副班長〇〇〇〇 〇〇〇〇	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受入・管理

⑬ 学校教育活動の再開に向けての計画作成例

ア 学校教育活動の再開に向けて目標日数を設定し、確認事項・作業内容・協議事項を書きだしましょう。

目標日数		確認事項・作業内容・協議事項
大災害発生後	避難所の開設	○避難者の受け入れ及び避難所の運営支援
↓		
被災後○日程度	学校再開準備 班の設置	○市町村・地域自主防災組織・避難者自治組織への避難所運営組織の移行 ○学校再開班の始動
↓		○児童生徒等及びその家族の安否確認 ○児童生徒等の住居の被害状況確認 ○教職員及びその家族の安否確認 ○教職員の住居の被害状況 ○校舎・校庭の被害状況確認 ○ライフラインの被害状況確認 ○通学路など地域の被害状況確認
被災後○○日程度	応急教育Ⅰ の実施	○青空教室・心のケア等を実施し、児童生徒等の心身の健康状態の回復・維持
↓		○教育委員会からの調査依頼に対し、被害実態の報告 ○仮登校日の日程協議（児童生徒等・保護者への連絡） ○校舎等被害に対する応急措置 ○ライフライン、トイレの復旧 ○教室の確保（他施設の借用、仮設教室の建設） ○通学路の安全確保
		仮登校日の実施 ・登校可能な児童生徒等の人数確認 ・児童生徒等の心理面の状況把握 ・勤務可能な教職員の人数確認 ・児童生徒等の学習に必要な教科書・学用品の確認
		○応急教育Ⅱの計画の作成 ○児童生徒等の心のケアの体制整備 ○ライフライン復旧の確認 ○通学路・学区の安全の点検の実施 ○授業再開の日程協議（児童生徒等・保護者への連絡） ○校舎施設・設備の復旧、仮設教室建設 ○授業形態の工夫（二部授業等） ○不足教職員についての応援体制・配置・授業等の対応 ○可能な範囲の教科書等の確保 ○臨時的な学校給食の再開 ○児童生徒等の心のケア対策の支援体制 ○避難所（避難者）の理解
被災後○○日程度	応急教育Ⅱ の実施	○授業場所の対応 ○授業形態の工夫 ○施設の被害・登校できる生徒数などの実情を踏まえた適切な応急教育Ⅱの実施
↓		○教科書等の確保 ○学校給食の再開 ○スクールバスの運行再開 ○欠授業時数の補充と授業の工夫、児童生徒等の学力補充 ○被災生徒の高等学校入学者選抜等における配慮 ○各学年の課程の修了及び卒業における配慮 ○被災児童生徒等への就学援助等
被災後○○日程度	平常時の学校教育活動の再開	

イ 応急教育Ⅰ・Ⅱを実施するために、場所・内容・形態を考えておきましょう。

(7) 応急教育Ⅰ

○場所：校庭，特別教室等

○内容：ゲーム，遊び，運動，お話等

○形態：避難所運営が市町村，地域自主防災組織，避難者自治組織主体の運営となったら，参加できる生徒を対象に，学年，組に関係なく実施する。

(4) 応急教育Ⅱは，基本的に「学校」で行いますが，学校が使用できない場合があるため，学校の被害を想定し，応急教育Ⅱの実施場所及び形態を具体的に考えておきましょう。

	状況等	場所及び応急教育Ⅱの形態
第1予定場所	条件 ・施設の被害が軽微な場合 ・児童生徒等の7割以上が登校	場所：校舎を使用して応急教育Ⅱを実施する。 形態：平常のクラスにて，45分の短縮授業を実施する。
第2予定場所	条件 ・施設の被害が相当に甚大な場合 ・児童生徒等の5～7割以上が登校	場所：校舎を使用して応急教育Ⅱを実施する。 形態：クラスの再編制にて，午前・午後の二部授業を実施する。
第3予定場所	条件 ・施設の使用が全面的に不可能な場合 ・児童生徒等の5～7割以上が登校	2カ所に分散して実施する。 場所：〇〇市町村の大会議室 連絡先：電話番号 形態：クラスの再編制にて，午前1年・午後2年の二部授業を実施する。 場所：〇〇公民館の大会議室 連絡先：電話番号 形態：クラスの再編制にて，3年は平常授業を実施する。

ウ 学校教育活動の再開のために，必要な物資を揃えるための連絡先を確認しておきましょう。

物資名	連絡先	電話番号
教科書	〇〇教育委員会	
学用品		
給食		

⑭ 防災教育及び防災訓練についての年間計画作成例

ア 学校防災教育の年間計画を作成しましょう。

月	教科等	科目	単元	主な内容
4月	新入生オリエンテーション			・風水害等警報発令時の対応に関する こと
5月	学級活動・ホームルーム活動			・地域防災マップと避難場所について
6月				
7月	保健体育	保健	1 現代社会と健康	・応急手当の意義とその基本 ・心肺蘇生法
8月				
9月	理科	地学	第2章 現在の地球の活動	・地震災害と震度
10月	学級活動・ホームルーム活動			・地域の過去の災害に学ぶ
11月				
12月	地歴	地理	2節世界の地形 プレートの境界と造山帯	・活断層の働き ・津波被害を食い止めるために
1月				
2月	家庭	家庭基礎	第5章住生活	・防災を考えた住居
3月				

イ 防災訓練等の年間行事計画を作成しましょう。

月	行事名・訓練の内容	対象	担当者
4月	・地震・津波避難防災訓練	生徒・教職員	〇〇〇〇
5月	・防災教育講演会「〇〇〇〇」		
6月			
7月	・定期安全点検実施		
8月	・「応急処置AED資格講習会」		
9月			
10月	・地域防災避難訓練		
11月			
12月	・火災避難訓練 ・定期安全点検実施		
1月			
2月			
3月	・防災教育映画視聴「〇〇〇〇」		

イ 防災訓練実施計画を作成し、実施後には自己評価を行いましょう。

(地震・津波避難訓練 編)

防災訓練チェックシート		チェック日	月 日
防災訓練日程	<p>〇年〇月〇日〇曜日</p> <p>〇〇:〇〇~〇〇:〇〇 校内放送にて 教頭「地震・津波が発生しました。生徒の皆さんは・・・」</p> <p>〇〇:〇〇~〇〇:〇〇 避難</p> <p>〇〇:〇〇~〇〇:〇〇 生徒の安全確認</p>		
内 容	・		
そ の 他	・		
<p>防災訓練を実施して、次の項目について自己評価をしてみましょう。</p> <p>○：できている △：改善の余地あり ×：できていない</p>			
項 目		チェック	
(ア) 地震発生時の安全確保について			
・ 机の下などに入ったり、頭部を保護したりする行動は、迅速に正しくなされたか。			
・ 教職員は、決められた指示を明確にできたか。			
・ 全校的指示は適切であったか。			
・ 配慮を要する生徒等への対処は適切であったか。			
(イ) 校舎外への避難について			
・ 避難経路での混雑等はなかったか。			
・ 避難経路で地震時に避難の妨げとなる危険箇所はなかったか。			
・ 児童生徒等の避難行動に問題はなかったか。			
・ 避難場所や避難経路の選択は適切であったか。			
(ウ) 校庭での対処			
・ 校庭での生徒等の行動に問題はなかったか。			
・ 非常持ち出し物はそろっていたか。			
・ 教職員は予定された役割を遂行できたか。			
・ 児童生徒等の人員確認は迅速にできたか。			
・ 情報の収集のための機材、手段は確保されたか。			
(エ) 問題点の集約（集点づけ）と改善策			
・ 改善すべき問題はどのようなものか。			
.....			
.....			
・ 次回の訓練計画をどう修正すればよいか。			
.....			

IV 資 料

徳島県災害対策本部運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、徳島県災害対策本部条例（昭和37年徳島県条例第30号）第5条に基づき、徳島県災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、政策監、副知事及び警察本部長の職にある者をもって充てる。

2 副本部長は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）を補佐し、本部長に事故があるときは、政策監、副知事の順位により、その職務を代理する。

(本部員)

第3条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、徳島県行政組織規（昭和42年徳島県規則第15号）第12条に基づく部長の職にある者、企業局長、病院局長及び教育長をもって充てる。

(本部会議)

第4条 災害対策の基本方針及び重要な指示又は総合調整を行うため本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部会議は、本部長が主宰する。

4 本部会議には、必要に応じて第12条に定める各班の班長が出席し、状況の説明に当たるものとする。

5 本部長は、必要がある場合は、本部会議に関係する防災機関の職員の出席を求めることができる。

6 本部長は、必要があると認めるときは、局員を防災関係機関等に派遣し、情報の収集及び連絡調整にあたらせることができる。

(部)

第5条 本部に次の表の左欄に掲げる部を置き、当該部の部長は、当該右欄に掲げる本部員をもって充てる。

部 名	部 長
危 機 管 理 部	危 機 管 理 部 長
企 画 総 務 部	企 画 総 務 部 長
県 民 環 境 部	県 民 環 境 部 長
保 健 福 祉 部	保 健 福 祉 部 長
商 工 労 働 部	商 工 労 働 部 長
農 林 水 産 部	農 林 水 産 部 長

部	名	部	長
県	土 整 備 部	県	土 整 備 部 長
企	業 部	企	業 局 長
病	院 部	病	院 局 長
教	育 部	教	育 部 長
警	察 部	警	察 本 部 長

(防災対策責任者会議)

第6条 災害対策本部等が設置された場合において、災害対策本部等の運営や体制、本部会議で決定された事項等についての事務調整、本部会議協議事項の事前調整など、全庁的な事務調整や複数の部間の調整等を、迅速かつ円滑に行う必要がある場合には、危機管理部長は、防災対策責任者会議を設置することができる。

- 2 防災対策責任者会議は、危機管理部長、危機管理政策課長、南海地震防災課長及び防災対策責任者をもって構成する。
- 3 防災対策責任者会議は、危機管理部長が主宰し、必要がある場合には、関係する防災機関等の職員の出席を求めることができる。
- 4 防災対策責任者会議には、必要に応じて第12条に定める各班の班長や担当者が出席し、状況の説明に当たるものとする。

(防災対策責任者)

第7条 防災対策責任者は、次の表の職にある者をもって充てる。

所 属 名	防災対策責任者	所 属 名	防災対策責任者
企画総務部	総務課長	県土整備部	県土整備政策課長
県民環境部	県民環境政策課長	企業局	総務課長
保健福祉部	保健福祉政策課長	病院局	総務課長
商工労働部	商工政策課長	教育委員会	教育総務課長
農林水産部	農林水産政策課長	警察本部	警備課長

(本部事務局)

第8条 本部の事務を処理するために、本部に事務局を置く。

- 2 事務局には、総務係、企画広報係、情報伝達係、情報収集係、運營業務係及び無線係を置き、各係が協力・連携し、防災に関する諸情報の一元化を図り、防災事業の総合調整を行う。
- 3 事務局に局長、副局長、次長、総務課長、総務課長代理及び局員を置く。
- 4 局長は危機管理部長を、副局長、次長は危機管理部の副部長、次長を、総務課長は南海地震

防災課長を、総務課長代理は、危機管理政策課長、消防保安課長を、局員は危機管理部の職員をもって充てる。ただし、局長が認めたときは、前条に規定する各部の職員のうちから局員を指名し、増員する。

(本部室)

第9条 災害対策を円滑に実施するため本部に本部室を置く。

(応急対策班)

第10条 第12条に定める班のうち、次表に掲げる班は応急対策班を組織し、本部設置と同時に本部室従事者は本部室に勤務するものとする。ただし、本部長が必要と認めたときは第12条に規定する他の班のうちから応急対策班を別に組織するものとする。

所 属 部	班 名
保 健 福 祉 部	保 健 福 祉 政 策 班
県 土 整 備 部	県 土 防 災 企 画 班
	道 路 班
	河 川 班
	砂 防 班
	港 湾 空 港 整 備 班

- 2 応急対策班の班長は、原則として第12条に定める班の班長をもって充てる。
- 3 応急対策班は、所属部その他関係方面との連絡に当たるとともに、情報を収集し、災害応急対策の任務に当たるものとする。
- 4 本部室従事者は、本部と所属との連絡調整等の任務に当たるものとする。

(本部連絡責任者)

第11条 本部室に次表に掲げる本部連絡責任者を置く。

所 属 名	本部連絡責任者	所 属 名	本部連絡責任者
企 画 総 務 部	総 務 課 副 課 長	県 土 整 備 部	県土整備政策課副課長
県 民 環 境 部	県民環境政策課副課長	企 業 局	総 務 課 副 課 長
保 健 福 祉 部	保健福祉政策課副課長	病 院 局	総 務 課 副 課 長
商 工 労 働 部	商工政策課副課長	教 育 委 員 会	教育総務課副課長
農 林 水 産 部	農林水産政策課副課長	警 察 本 部	警 備 課 課 長 補 佐

- 2 本部連絡責任者は、本部と所属との連絡調整及び所属に関する被害状況の収集並びに本部への報告等の任務に当たるものとする。

(班)

第12条 第5条に規定する部に班を置く。

2 班の名称、班長及び分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(実施班)

第13条 各支部に属する機関及び前条に規定する班に属する現地機関として、実施班を置く。

2 実施班の名称、実施班長及び分掌事務は別表第2のとおりとする。

(支部)

第14条 本部長は、地域の総合的応急対策の推進を図るため必要があると認めたときは、支部を判断により置くことができる。なお、県内で震度6弱以上の地震が発生したとき、または県沿岸に大津波警報が発表されたときは、各支部は自動設置されるものとする。

2 支部の名称、設置場所及び所管区域は次のとおりとする。

名 称	設 置 場 所	所 管 区 域
東 部 支 部	東 部 県 土 整 備 局	徳島市 鳴門市 小松島市 吉野川市 阿波市 勝浦町 上勝町 佐那河内村 石井町 神山町 松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町
南 部 支 部	南 部 総 合 県 民 局	阿南市 那賀町 美波町 牟岐町 海陽町
西 部 支 部	西 部 総 合 県 民 局	美馬市 三好市 つるぎ町 東みよし町

(支部長、副支部長)

第15条 支部に支部長を置き、総合県民局長及び東部県土整備局長の職にある者をもって充てる。

2 南部及び西部支部の支部長は、支部における防災に関する情報の管理並びに災害応急対策を実施する。東部支部においては、支部長または副支部長が、それぞれ所管する局における防災に関する情報の管理並びに災害応急対策を実施する。

3 副支部長を各支部に置き、南部及び西部支部にあつては支部長があらかじめ指名する者を、東部支部においては、東部県税局長、東部保健福祉局長及び東部農林水産局長をもって充てる。

4 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代理する。

(支部の構成)

第16条 支部は、第13条に規定する実施班をもって構成する。ただし、支部長が認めたときは、その他の実施班を指名し、加えることができる。

(支部会議)

第17条 災害応急対策の検討、総合調整及び連絡調整を行うため、支部に支部会議を置く。

2 支部会議は、支部長、副支部長及び実施班長をもって構成する。

3 支部会議は、支部長が主宰する。

4 支部長は、必要がある場合は、支部会議に係る防災機関の職員の出席を求めることができる。

5 支部長は、支部会議において決定した事項については、特に重要又は異例に属する事項については、本部長に報告し、又は指示を求めるものとする。

(支部事務局)

第18条 支部の事務を処理するために、支部に支部事務局を置く。

- 2 支部事務局は、防災に関する諸情報の一元化を図り、防災業務の総合調整を行う。
- 3 支部事務局に局長及び局員を置く。
- 4 局長は南部支部及び西部支部にあつては企画振興部危機管理担当副部長を、東部支部にあつては東部県土整備局の次長のうちから支部長があらかじめ指名する職員を充てる。また局員は、南部支部及び西部支部にあつては企画振興部の職員を、東部支部にあつては東部支部に属する職員のうちから、支部長があらかじめ指名する者をもって充てる。ただし、局長が認めたときは、第16条に規定する各実施班の職員のうちから局員を指名し、増員する。

(現地災害対策本部)

第19条 本部長は、大規模又は激甚な災害が発生した場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現对本部」という。）を置くものとする。

- 2 現对本部及びその所管区域は、災害が発生した地域の実情に応じて、その都度本部長が決定する。

(現地災害対策本部の構成)

第20条 現对本部に現地災害対策本部長（以下「現对本部長」という。）及び現地災害対策本部員（以下「現对本部員」という。）を置く。

- 2 現对本部長及び現对本部員は、本部長がその都度指名する。
- 3 現对本部長は、現地災害応急対策を実施するとともに、本部長の命を受けたときは、本部長の権限に属する事務の一部を代行する。

(現地災害対策本部会議)

第21条 災害応急対策の検討、総合調整及び連絡調整を行うため、現对本部に現地災害対策本部会議（以下「現对本部会議」という。）を置く。

- 2 現对本部会議は、現对本部長及び現对本部員をもって構成する。
- 3 現对本部会議は、現对本部長が主宰する。
- 4 第17条第4項及び第5項の規定は、現对本部について準用する。

(地方連絡部)

第22条 本部長は、災害に関し、国会、中央官庁その他関係方面との連絡事務等の円滑な処理を行うため必要があると認めるときは、地方連絡部を置く。

- 2 地方連絡部の名称、位置、地方連絡部長及び分掌事務は別表第3のとおりとする。

(本部等の活動)

第23条 非常体制における本部、支部及び現对本部の活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 部長は、災害の現況等を部下に周知させるとともに、本部として必要とする要員を配置につかせる。
- (2) 班長は、所属員を掌握し、それぞれの分掌事務を実施させるとともに、支部に対して必要な指示を行う。
- (3) 支部長及び実施班長並びに現对本部長は、所属員を掌握するとともに、それぞれの分掌事務を実施させる。
- (4) 部、班、支部及び現对本部は、部、班、支部及び現对本部相互間並びに関係機関との連絡を密にし、協力体制を強化する。
- (5) 支部長は、必要があると認めるときは、所属員を市町村に派遣し、情報の収集及び連絡調整にあたらせることができる。

(配備体制等)

第24条 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、別表第4の配備体制・動員体制によるものとする。

- 2 危機管理部長は、別表第4の第1非常体制及び第2非常体制の配備体制において、災害に関する情報の収集及び関係機関等との連絡調整その他災害応急対策を円滑に行うため、必要があると認めるときは、連絡本部又は警戒本部を設置するものとする。
- 3 連絡本部及び警戒本部の設置については、次のとおりとする。
 - (1) 連絡本部は、関係機関等と特に緊密な連絡調整を図る必要がある場合に置き、連絡本部長には南海地震防災課長を、本部員には危機管理部の職員をもって充てる。
 - (2) 警戒本部は、特に警戒を要する場合に置き、警戒本部長には危機管理部長を、本部員には危機管理部の職員並びに関係課の課員をもって充てる。
 - (3) 前各号の連絡本部長及び警戒本部長は、状況に応じて南海地震防災課長及び危機管理部長がそれぞれ代理者を指名することができる。
 - (4) 連絡本部長及び警戒本部長は、必要があると認めるときは、本部員を防災関係機関等に派遣し、情報の収集及び連絡調整にあたらせることができる。
- 4 総合県民局長、東部県土整備局長は、別表第4の第2非常体制の配備体制において、災害に関する情報の収集及び関係機関等との連絡調整その他災害応急対策を円滑に行うため、必要があると認めるときは、警戒支部を設置するものとする。
- 5 警戒支部の設置については、次のとおりとする。
 - (1) 警戒支部は、特に警戒を要する場合に置き、警戒支部長には総合県民局長、東部県土整備局長を、警戒支部員には第13条に規定する各実施班の職員をもって充てる。
 - (2) 前号の警戒支部長は、状況に応じて代理者を指名することができる。
 - (3) 警戒支部長は、必要があると認めるときは、支部員を市町村に派遣し、情報の収集及び連絡調整にあたらせることができる。

(配備編成計画等)

第25条 各部長及び支部長は、災害応急対策を円滑に行うため、別表第1及び別表第2の体制ごとに、所属する職員の配備編成計画等をあらかじめ別表第5の様式により整備するものとする。

- 2 配備編成計画等は、勤務時間外、休日等に発生した災害においても所属する職員が迅速に対応できるように職員の居住地等を考慮して整備するものとする。

(職員の待機)

第26条 本部、支部及び現対本部に勤務する職員は、時間外においても、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話等により災害情報の収集に努めるとともに、緊急参集の命令に直ちに対応できるよう待機しなければならない。

(補則)

第27条 この規程の定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は別に本部長が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和53年8月5日から施行する。
- 2 徳島県災害対策本部運営規程（昭和50年設置）は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成7年11月21日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成16年10月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成17年3月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成17年9月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成19年5月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1 班の名称、班長及び分掌事務

所属部	班の名称	班長	分掌	事務
危機管理部	南海地震防災班		1. 防災会議及び災害対策本部に関する事項 2. 防災関係諸機関及び市町村との連絡に関する事項 3. 気象状況等の伝達に関する事項 4. 被害状況の収集と内閣総理大臣、中央防災会議への報告に関する事項 5. 自衛隊の派遣要請に関する事項 6. 自衛隊情報通信ネットワークシステムに関する事項 7. 災害救助法（国との連絡調整等）に関する事項 8. 広域応援協定等広域防災に関する事項 9. 災害ボランティアに関する事項 10. 他の班に属さない事項	1. 防災会議及び災害対策本部に関する事項 2. 防災関係諸機関及び市町村との連絡に関する事項 3. 気象状況等の伝達に関する事項 4. 被害状況の収集と内閣総理大臣、中央防災会議への報告に関する事項 5. 自衛隊の派遣要請に関する事項 6. 自衛隊情報通信ネットワークシステムに関する事項 7. 災害救助法（国との連絡調整等）に関する事項 8. 広域応援協定等広域防災に関する事項 9. 災害ボランティアに関する事項 10. 他の班に属さない事項
	危機管理政策班	危機管理政策課長	1. 部内の連絡調整に関する事項 2. 部内の実施事項の応援	1. 部内の連絡調整に関する事項 2. 部内の実施事項の応援
	消防保安班	消防保安課長	消防保安課	危険物施設及び高圧ガス施設等の災害対策に関する事項 生活必需品物資の価格需給動向の調査及び対策に関する事項
	県民くらし安全班	県民くらし安全課長	県民くらし安全課	
	総務班	総務課長	総務課	1. 部内の被害状況の収集に関する事項 2. 部内の連絡調整に関する事項 3. 私立学校の災害対策に関する事項
	政策企画班	法務文書課	法務文書課	総務課の実施事項の応援に関する事項
	秘書班	政策企画総局長	秘書課	部内の実施事項の応援に関する事項
	人事班	秘書課長	秘書課	1. 本部長の秘書に関する事項 2. 災害見舞及び視察者に関する事項 3. 住民及び報道機関に対する災害広報に関する事項
	職員厚生班	人事課長	人事課	1. 職又は班の人員調整に関する事項 2. 職員の災害派遣に関する事項 3. 応援職員の受入れに関する事項 4. 職員の権限状況に関する事項
	財政班	行政経営課長	行政経営課	人事課の実施事項の応援に関する事項
総務部	職員厚生班	職員厚生課長	職員厚生課	1. 職員の災害補償等に関する事項 2. 職員の健康管理に関する事項 3. 災害派遣職員等の応急宿舎に関する事項
	財政班	財政課長	財政課	災害対策の予算措置に関する事項
	管財班	管財課長	管財課	災害対策の予算措置に関する事項 1. 災害救助物資等の購入に関する事項 2. 災害救助用資材、人員及び物資の輸送に関する事項 3. 県庁舎・合同庁舎等の被害状況の把握及び応急機能確保措置に関する事項 4. 応急仮設住宅の建設用地の確保に関する事項

所属部	班の名称	班長	分掌	事務
企画総務部	税務班	税務課長	税務課	1. 災害による県税の減免に関する事項 2. 税務相談に関する事項
	情報システム班	情報システム課長	情報システム課	1. 県庁総合サービスネットワークの被害状況の把握及び復旧に関する事項 2. 部内の実施事項の応援に関する事項
	総務管理班	総務事務管理課長	総務事務管理課	部内の実施事項の応援に関する事項
	出納班	会計課長	会計課	1. 災害経理（義援金の保管）に関する事項 2. 部内の実施事項の応援に関する事項
	議会議事班	工事検査課長	工事検査課	部内の実施事項の応援に関する事項
	人事委班	総務課長	総務課	1. 議員との連絡等に関する事項 2. 議会の会議に関する事項
	監査班	任用課長	任用課	部内の実施事項の応援に関する事項
	監察班	監査第一課長	監察班	部内の実施事項の応援に関する事項
	県民環境政策班	県民環境政策課長	県民環境政策課	1. 部内の被害状況の収集に関する事項 2. 部内の連絡調整に関する事項
	県民との協働班	県民との協働課長	県民との協働課	1. 部内の実施事項の応援に関する事項 2. 所管施設の災害対策に関する事項
県民環境部	男女参画青年班	男女参画青年課長	男女参画青年課	1. 部内の実施事項の応援に関する事項 2. 所管施設の災害対策に関する事項
	統計調査班	統計調査課長	統計調査課	部内の実施事項の応援に関する事項
	とくしま文化振興班	とくしま文化振興課長	とくしま文化振興課	1. 部内の実施事項の応援に関する事項 2. 所管施設の災害対策に関する事項
	国際交流推進班	国際交流推進課長	国際交流推進課	1. 羅災外国人の援護に関する事項 2. 海外からの支援における国との連絡調整に関する事項
	県民スポーツ班	県民スポーツ課長	県民スポーツ課	1. 部内の実施事項の応援に関する事項 2. 所管施設の災害対策に関する事項
	市町村班	市町村課長	市町村課	市町村行政の応援に関する事項
	地方分権推進班	地方分権推進課長	地方分権推進課	市町村行政の応援に関する事項
	地域情報政策班	地域情報政策課長	地域情報政策課	市町村情報ネットワークの被害状況の把握及び復旧の応援に関する事項

所属部	班の名称	班	長	分掌	事務
県民環境部	環境首都班	環境首都課長	環境首都課長	1. 部内の実施事項の応援に関する事項 2. 所管施設の災害対策に関する事項	
	自然環境班	自然環境課長	自然環境課長	1. 部内の実施事項の応援に関する事項 2. 所管施設の災害対策に関する事項	
	環境整備班	環境整備課長	環境整備課長	1. 被災地の清掃及びし尿処理に関する事項 2. 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の災害対策に関する事項	
	環境管理班	環境管理課長	環境管理課長	大気汚染及び水質汚濁に係る発生源監視に関する事項	
	選挙委	選挙委	書記	部内の実施事項の応援に関する事項	
保健福祉部	保健福祉政策班	保健福祉政策課	保健福祉政策課長	1. 部内の被害状況の収集に関する事項 2. 部内の連絡調整に関する事項	
	地域福祉班	地域福祉課長	地域福祉課長	1. 災害弔慰金の支給等に関する法律の適用及び実施に関する事項 2. 義援金品等に関する事項 3. 所管の社会福祉施設の災害対策に関する事項 4. 罹災低所得者の援護に関する事項	
	長寿介護班	長寿介護課長	長寿介護課長	1. 罹災高齢者の援護に関する事項 2. 所管の社会福祉施設等の災害対策に関する事項	
	こども未来班	こども未来課長	こども未来課長	1. 罹災児童の援護に関する事項 2. 罹災母子世帯等の援護に関する事項 3. 所管の社会福祉施設の災害対策に関する事項	
	業務班	業務課長	業務課長	1. 医薬品（輸血用血液を含む。）・衛生材料及び防疫薬品等の確保に関する事項 2. 薬剤師の援護業務に関する事項	
	生活衛生班	生活衛生課長	生活衛生課長	1. 食品衛生維持に関する事項 2. と畜場、死亡献着取扱場の被害調査に関する事項 3. 環境衛生施設の災害対策及び衛生維持に関する事項 4. 給水に関する事項 5. 水道施設の災害対策に関する事項	
	障害福祉班	障害福祉課長	障害福祉課長	1. 罹災身体障害者、罹災知的障害者の援護に関する事項 2. 所管の社会福祉施設の災害対策に関する事項	
	人権班	人権課長	人権課長	部内の実施事項の応援に関する事項	
	医療政策班	医療政策課長	医療政策課長	1. 罹災者の医療救護に関する事項 2. 救護所の設置に関する事項	

所属部	班の名称	班	長	分掌	事務
保健福祉部	国保長寿医療班	国保長寿医療課	国保長寿医療課長	1. 被災者に対する各種保険給付金の早期支払いに関する事項 2. 被災者に対する保険料納入延滞金の免除及び滞納処分の執行猶予に関する事項 3. 被災者で保険証を紛失した者に対する再交付に関する事項	
	健康増進班	健康増進課長	健康増進課長	1. 災害地の防疫に関する事項 2. 被災者の健康相談に関する事項 3. 被災者の栄養指導に関する事項 4. 被災者の精神保健相談に関する事項	
商工労働部	商工政策班	商工政策課	商工政策課長	1. 部内の被害状況の収集に関する事項 2. 部内の連絡調整に関する事項	
	地域経済班	地域経済課長	地域経済課長	1. 中小企業に対する災害金融に関する事項 2. 生活必需品の確保に関する事項	
	産業立地班	産業立地課長	産業立地課長	部内の実施事項の応援に関する事項	
	新産業戦略班	新産業戦略課長	新産業戦略課長	部内の実施事項の応援に関する事項	
	労働雇用班	労働雇用課長	労働雇用課長	県立テクノスクール等の災害対策に関する事項	
	観光戦略班	観光戦略課長	観光戦略課長	観光施設等の災害対策に関する事項	
	労委	労委	調整課長	部内の実施事項の応援に関する事項	
農林水産部	農林水産政策班	農林水産政策課	農林水産政策課長	1. 部内の被害状況の収集に関する事項 2. 部内の連絡調整に関する事項 3. 農業関係の激甚災害指定の取りまとめに関する事項 4. 農林漁業関係災害の金融に関する事項	
	検査指導班	検査指導課長	検査指導課長	農協共同利用施設の災害に関する事項	
	とくしまブランチ	とくしまブランチ	とくしまブランチ	1. 主要食糧及び副食農産物の確保に関する事項 2. 保管農産物の安全対策に関する事項	
	畜産班	畜産課長	畜産課長	1. 畜産物、畜産施設の被害状況に関する事項 2. 流通飼料及び飼料作物に関する事項 3. 家畜伝染病予防及び防疫に関する事項	
	林業振興班	林業振興課長	林業振興課長	1. 林業関係の激甚災害指定の取りまとめに関する事項 2. 建設資材（木材等）の確保に関する事項 3. 林産施設等の災害対策に関する事項	
			林業飛躍プロジェクト推進室	造林地等の被害状況の取りまとめに関する事項	

所属部	班の名称	班	長	分掌	事務
農林水産部	農村農地政策班	農村振興課長	農村振興課長	1. 土地改良財産の災害対策に関する事項 2. 農地、農業用施設及び耕地海岸の災害対策に関する事項	
		農村・鳥獣対策担当	農村・鳥獣対策担当	山村振興対策補助施設の災害対策に関する事項	
	農業基盤整備班	農業基盤整備課長	農業基盤整備課長	農地、農業用施設及び耕地海岸の災害対策に関する事項	
	農地計画課	農地計画課長	農地計画課長	部内の実施事項の応援に関する事項	
	森林整備班	森林整備課長	森林整備課長	1. 治山及び林道施設の災害対策に関する事項 2. 保安林の被害状況の取りまとめに関する事項	
	水産班	水産課長	水産課長	1. 水産関係の激甚災害指定の取りまとめに関する事項 2. 水産物被害の把握及び水産物・水産加工品の確保に関する事項 3. 災害輸送用漁船の確保に関する事項	
	海区調整班	海区調整委員事務局長	海区調整委員事務局長	部内の実施事項の応援に関する事項	
	農林水産総合技術支援センター班	農林水産総合技術支援センター企画研究課長	農林水産総合技術支援センター企画研究課長	1. 農林水産総合技術支援センターの被害状況の取りまとめに関する事項 2. 農業被害調査に関する事項 3. 農作物被害等の技術対策の推進に関する事項	
			農林水産総合技術支援センター普及教育課長		
	農林水産総合技術支援センター班	農林水産総合技術支援センター普及教育課長	農林水産総合技術支援センター普及教育課長		
農林水産部	農林水産総合技術支援センター班	農林水産総合技術支援センター普及教育課長	農林水産総合技術支援センター普及教育課長		
	農林水産総合技術支援センター班	農林水産総合技術支援センター普及教育課長	農林水産総合技術支援センター普及教育課長		
	農林水産総合技術支援センター班	農林水産総合技術支援センター普及教育課長	農林水産総合技術支援センター普及教育課長		
	農林水産総合技術支援センター班	農林水産総合技術支援センター普及教育課長	農林水産総合技術支援センター普及教育課長		
	農林水産総合技術支援センター班	農林水産総合技術支援センター普及教育課長	農林水産総合技術支援センター普及教育課長		
	農林水産総合技術支援センター班	農林水産総合技術支援センター普及教育課長	農林水産総合技術支援センター普及教育課長		
	農林水産総合技術支援センター班	農林水産総合技術支援センター普及教育課長	農林水産総合技術支援センター普及教育課長		
	農林水産総合技術支援センター班	農林水産総合技術支援センター普及教育課長	農林水産総合技術支援センター普及教育課長		
	農林水産総合技術支援センター班	農林水産総合技術支援センター普及教育課長	農林水産総合技術支援センター普及教育課長		
	農林水産総合技術支援センター班	農林水産総合技術支援センター普及教育課長	農林水産総合技術支援センター普及教育課長		

所属部	班の名称	班	長	分掌	事務
農林水産部	河川班	河川整備課長	河川整備課長	1. 水防本部に関する事項 2. 河川、海岸の災害対策に関する事項 3. 水位雨量等観測資料収集に関する事項 4. 水防警報受報発報に関する事項 5. 河川警戒に関する事項 6. 水防無線に関する事項 7. ダムからの情報収集、分析集計に関する事項 8. ダムへの各種連絡等に関する事項	
	砂防班	砂防防災課長	砂防防災課長 (管理担当・整備担当)	1. 砂防、急傾斜、地すべり施設の災害対策に関する事項 2. 土砂災害の被害状況の取りまとめに関する事項 3. 土砂災害警戒情報に関する事項	
	住宅班	住宅課長	住宅課長	1. 県営住宅の災害対策に関する事項 2. 災害関係住宅調査に関する事項 3. 住宅関係災害の金融に関する事項	
			建築開発指導課長	1. 建築士、大工等の確保に関する事項 2. 建築物の災害復旧の技術指導に関する事項 3. 被災建築物・被災宅地応急危険度判定に関する事項	
	営繕班	営繕課長	営繕課長	1. 応急仮設住宅の建設に関する事項 2. 公共施設の応急措置に関する事項	
	港湾空港整備班	運輸政策課長	運輸政策課長 港湾空港課長	1. 港湾、漁港及び海岸施設の災害対策に関する事項 2. 災害輸送用船舶の確保に関する事項	
	交通戦略班	交通戦略課長	交通戦略課長	1. 公共交通機関の被害状況調査に関する事項 2. 災害輸送車両の確保に関する事項	
	総務班	総務課長	総務課長	1. 部内の被害状況収集に関する事項 2. 部内の連絡調整に関する事項 3. 所管施設の災害対策に関する事項	
	電力班	電力課長	電力課長	所管施設の災害対策に関する事項	
	工務班	工務課長	工務課長	所管施設の災害対策に関する事項	
企業部	病院班	総務課長	総務課長	1. 部内の被害状況収集に関する事項 2. 部内の連絡調整に関する事項 3. 県立病院の連絡調整に関する事項	
		経営企画課長	経営企画課長		
		電力課長	電力課長		

所屬部	班の名称	班長	分掌	事務
教 育 部	総務班	教育総務課長	1. 部内の被害状況収集に関する事項 2. 部内の連絡調整に関する事項 3. 教育関係広報に関する事項 4. 教育施設の災害対策に関する事項 5. 教職員の被害状況等に関する事項 6. 教職員の健康管理に関する事項	
	学校教育班	学校政策課長	1. 児童・生徒の避難その他の対策に関する事項 2. 応急教育に関する事項 3. 災害用教科書及び学用品の調達・輸送に関する事項 4. 休校その他学校管理に関する事項	
	生涯学習班	生涯学習政策課長	1. 社会教育施設の災害対策に関する事項 2. 文化財の被害調査に関する事項	
警 察 部	警察班	県警察災害警備本部の組織及び所掌業務による		

実施班の名称・実施班長及び分掌事務
別表第2-2 (西部支部)

実施班の名称	実施班長	分掌事務	所管区域
企画振興実施班	西部総合県民局 企画振興部長	1 徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局企画振興部の分掌事務のうち災害応急対策に関する事項 2 支部会議、支部事務局に関する事項	徳島県総合県民局設置条例(平成16年条例第55号)に定める徳島県西部総合県民局の所管区域
保健福祉環境実施班	西部総合県民局 保健福祉環境部長	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局保健福祉環境部の分掌事務のうち災害応急対策に関する事項	
農林水産実施班	西部総合県民局 農林水産部長	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局農林水産部の分掌事務のうち災害応急対策に関する事項	
県土整備実施班	西部総合県民局 県土整備部長	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局県土整備部の分掌事務のうち災害応急対策に関する事項	
その他の実施班	西部総合県民局 その他の室長	1 徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局の当該室の分掌事務のうち災害応急対策に関する事項 2 他の班の応援に関する事項	

別表第2-1 (南部支部)

実施班の名称	実施班長	分掌事務	所管区域
企画振興実施班	南部総合県民局 企画振興部長	1 徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局企画振興部の分掌事務のうち災害応急対策に関する事項 2 支部会議、支部事務局に関する事項	徳島県総合県民局設置条例(平成16年条例第55号)に定める徳島県南部総合県民局の所管区域
保健福祉環境実施班	南部総合県民局 保健福祉環境部長	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局保健福祉環境部の分掌事務のうち災害応急対策に関する事項	
農林水産実施班	南部総合県民局 農林水産部長	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局農林水産部の分掌事務のうち災害応急対策に関する事項	
県土整備実施班	南部総合県民局 県土整備部長	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局県土整備部の分掌事務のうち災害応急対策に関する事項	
その他の実施班	南部総合県民局 その他の室長	1 徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局の当該室の分掌事務のうち災害応急対策に関する事項 2 他の班の応援に関する事項	

実施班の名称・実施班長及び分掌事務
別表第2-4 (その他の実施班)

実施班の名称	実施班長	分掌事務	所管区域
その他の実施班	別表第1、別表第2-1～3、及び別表第3に定める各班を除く、その他の事務所長等	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める当該事務所の分掌事務のうち災害応急対策に関する事項	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める事務所の所管区域

別表第2-3 (東部支部)

実施班の名称	実施班長	分掌事務	所管区域
東部 県 税 班	東部県税局の副局長のうち東部県税局長が指名する者	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部県税局の分掌事務のうち災害応急対策に関する事項	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部県税局の所管区域
東部保健福祉班	東部保健福祉局の副局長のうち東部保健福祉局長が指名する者	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部保健福祉局の分掌事務のうち災害応急対策に関する事項	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部保健福祉局の所管区域
東部農林水産班	東部農林水産局の副局長のうち東部農林水産局長が指名する者	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部農林水産局の分掌事務のうち災害応急対策に関する事項	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部農林水産局の所管区域
東部県土整備班	東部県土整備局の副局長のうち東部県土整備局長が指名する者	1. 徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部県土整備局の分掌事務のうち災害応急対策に関する事項 2. 支部会議、支部事務局に関する事項	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部県土整備局の所管区域

別表第3 地方連絡部の名称、位置、部長及び分掌事務

部の名称	位 置	部 長	分 掌 事 務
東京地方連絡部	東京事務所内	東京事務所長	1. 災害関係事項の国会、中央諸官庁、その他関係方面との連絡に関する事項 2. 災害関係の情報、資料の収集、調査及びこれららの速報に関する事項 3. 関東地方における災害対策用物資購入に当たっての斡旋等協力に関する事項 4. その他災害関係の特に命じられた事項
大阪地方連絡部	大阪事務所内	大阪事務所長	1. 災害関係事項の関西、中部方面の官公庁、その他関係方面との連絡に関する事項 2. 関西、中部方面における災害対策用物資購入に当たっての斡旋等協力に関する事項 3. その他災害関係の特に命じられた事項

別表 4

災害対策本部（支部）設置の動員体制

業務内容	災害対策本部・支部設置	
	勤務時間内	勤務時間外
動員区分	本部 支部	本部 支部
業務内容	長 員 長 員 長 員	長 員 長 員
本部事務局長 支部事務責任者	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに登庁し、配備態勢につく。
応急対策班 各実施班	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに登庁し、配備態勢につく。
各班・各実施班の要員	直ちに配備態勢につく。	災害の状況に応じて、連絡等により、直ちに登庁し、配備態勢につく。
震度6弱以上の地震が発生した場合	震度6弱以上の地震が発生した場合は、全員勤務場所へ登庁する。	

注1 登庁が困難な場合は、連絡し、指示を受ける又は最寄りの事務所で配備態勢につくこと。

備 用 体 制

配備区分	配備時期	配備内容	備考
第1 非常体制	1. 大雨注意報等が発せられ、相当な災害の発生が予想されるとき又は、台風が本県に接近する恐れがあるとき。 2. 県内に震度4の地震が発生したとき。 3. 「徳島県津波注意」の津波注意報が発表されたとき。 4. その他、大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が予測されるとき。	1. 庁内関係課（出先機関を含む。）においては情報連絡活動を円滑に行い得る必要最小限の職員を配備し、状況に応じてすみやかに第2非常体制に移行し得る態勢とする。 2. 配備につく職員は原則として通常の勤務場所において、主として情報連絡活動を行うものとする。	※左記の配備時期においては、関係機関等と特に緊密な連絡調整を図る必要があることから「連絡本部」を設置する。 本部長：南海地震防災課長 本部長：危機管理部職員
第2 非常体制	1. 暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき。 2. 台風が本県を通過することが確実とされたとき。 3. 河川がはん濫注意水位に近づいたとき 4. 県内に震度5弱または5強の地震が発生したとき。 5. 「徳島県津波」の津波警報が発表されたとき。 6. その他、大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が発生したとき、または特に大きな被害が予測されるとき。	1. 庁内関係課（出先機関を含む。）においては、災害対策本部を設置した場合に必要な応急対策活動を状況に応じて行い得る人員を配備し、すみやかに第3非常体制に移行し得る態勢とする。 2. 配備につく職員は、通常の勤務場所において情報連絡等にあたり、所要の措置を講ずるものとする。	※左記の配備時期においては、大規模な災害に備える等、特に警戒を要することから「警戒本部」「警戒支部」を設置する。但し、「津波警報のみ」の発表の場合には、「警戒本部」及び「南部支部」を設置する。 本部長：危機管理部部長 本部長：危機管理部職員並びに関係課職員 支部長：総務局長及び東部県土整備局長 支部長：実施班員をあてる。
第3 非常体制	災害対策本部が設置されたとき。	1. 県地域防災計画及び県災害対策本部条例及び県災害対策本部運営規程等に基づき人員を配備する態勢とする。 2. 震度6弱以上の地震が発生したときは、全員配備態勢とする。	※左記の配備時期においては、「災害対策本部」及び「災害対策支部」を設置する。 本部長：知事 支部長：総務局長及び東部県土整備局長

災害対策本部設置基準

- 自動設置
 - ・ 県内で震度6弱以上の地震が発生したとき
 - ・ 「徳島県大津波」の津波警報が発表されたとき
- 判断設置
 - ・ 県内で震度5弱または5強の地震が発生したとき
 - ・ 「徳島県津波」の津波警報が発表されたとき
 - ・ 県内で相当規模の地震災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき
 - ・ 台風等により、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき
 - ・ その他、多数の人的被害など、重大な社会的影響のある大規模な事故等の災害が発生し、又はそのおそれが高まったとき

別表5 その1

〇〇部 (〇〇支部) 西己備編成計画

部名	部長 (支部長)	班名 (実施班名)	班長 (実施班長)	班員 (実施班員) 配			備	体制
				第1非常体制	第2非常体制	第3非常体制		
部名	(職務代行順位)	(実施班名)	(実施班長)	震度4の地震。大雨注意報等が発表され相当な被害が予想される時、又は台風が本県に接近の恐れがあるとき等	震度5弱又は5強の地震。暴風、大雨、洪水、津波警報等が発表されたとき。台風が本県を通過することが確実とされたとき等	災害対策本部設置 震度6弱以上の地震が発生したときは全員勤務場所へ参集		
	(職務代行順位)			職務代行順位	職務代行順位	職務代行順位		

(記載例)
 別表4の配備体制における配備内容によって所要人員を記載すること。
 災害対策に万全を期すため、職務代務者も記載のこと。

別表5 その2

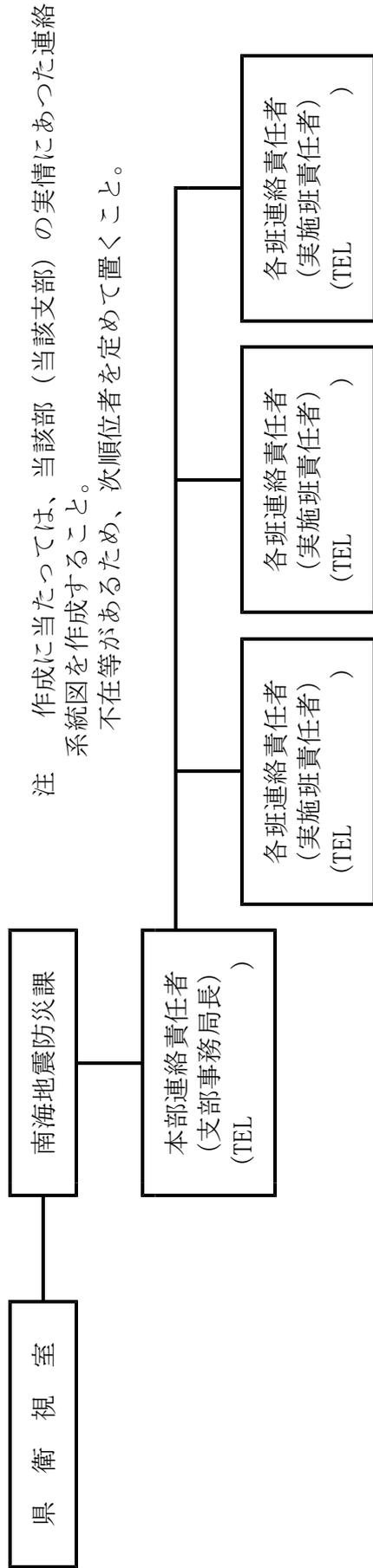
〇〇班(〇〇実施班)別分掌事務

班(実施班)名	課(室・所)名	職・氏名	災害対策本部における分掌事務
			<p>(記載例)</p> <p>災害対策本部運営規程第10条別表1及び第11条別表2に定める分掌事務を羅列するのではなく、災害時における当該班(実施班)の応急対策業務を具体的かつ詳細に記載すること。</p> <p>[突発的な大規模地震等により、緊急参集した職員だけれども、応急対策業務を遂行できる体制を確保することが必要なため]</p>

別表5 その3

〇〇部 (〇〇支部) 勤務時間外等緊急連絡系統図

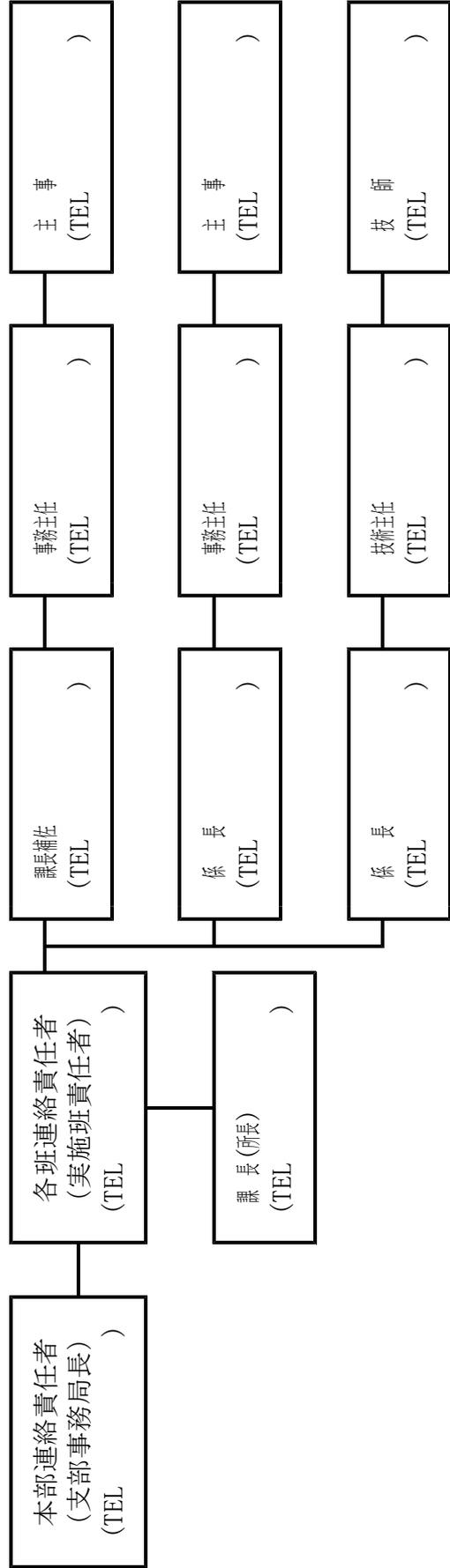
(記載例)



注 作成に当たっては、当該部（当該支部）の実情にあった連絡系統図を作成すること。
不在等があるため、次順位者を定めて置くこと。

〇〇班 (〇〇実施班) 勤務時間外等緊急連絡系統図

(記載例)



別表第5 その4

(表の1)
個人行動表

災害対策本部（支部）動員計画

時 点 動 員 区 分	災 害 対 策 本 部 ・ 支 部 設 置	
	勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外 ・ 出 張 中
本 部 長 本 部 員 支 部 長 支 部 事 務 員 本 部 事 務 員 本 部 支 部 事 務 員 本 部 連 絡 責 任 者 各 班 要 員	副 本 部 長 副 支 部 長 支 部 事 務 員 支 部 事 務 員 本 部 連 絡 責 任 者 各 班 要 員	直ちに配 備態勢につ く 連絡等により、直ち に登庁し、配備態勢に につく
各 班 ・ 各 実 施 班 の 要 員 以 外 の 職 員	直ちに配 備態勢につ く	災 害 の 状 況 に 応 じ て 連 絡 等 に よ り、直ちに 登庁し、配備態勢につ く

震度6弱以上の地震が発生した場合は、全員勤務場所へ登庁

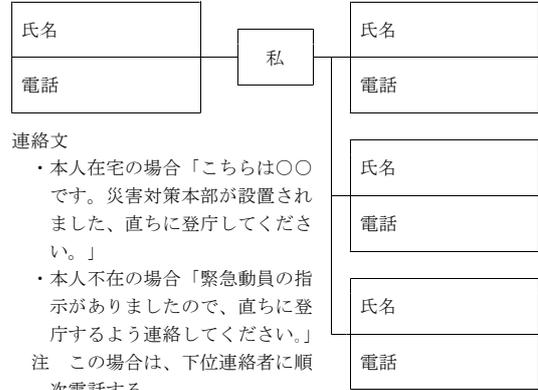
注・登庁が困難な場合は、連絡し、指示を受ける又は次の
参集可能な庁舎のうち最寄りの庁舎で配備態勢につく。
<参集可能な庁舎>

徳島合同庁舎・鳴門合同庁舎・吉野川合同庁舎・南部総
合県民局（阿南庁舎・美波庁舎・那賀庁舎）・西部総合県
民局（美馬庁舎・三好庁舎）

(表の2)

災害対策本部設置緊急連絡網（勤務時間外）

勤務時間外等緊急連絡系統図にしたがって、情報を受けてさ
らにその情報を伝える。



(裏の1)

災害対策本部運営規程による業務

所属する部・支部名	
部長・支部長名	
班 の 名 称	
班 長 名	
班 分 掌 事 務	

(裏の2)

職員防災メモ

氏 名	男・女		
所 属			
郵 便 番 号 現 住 所	〒		
自 宅 電 話 番 号	() —		
家 族 等 へ の 連 絡 先	昼間	☎	氏名
		☎	氏名
	夜間	☎	氏名
家 族 の 集 合 ・ 避 難 場 所			

平成23年度市町村連絡先

機関名	所管課(室)	住 所	電話番号	夜間休日等	F A X	E-mail	衛星携帯電話
徳島市	危機管理課	徳島市幸町2-5	(088) 621-5526	(088) 621-5111	(088) 625-2820	kiki_kanri@city.tokushima.lg.jp	
鳴門市	秘書広報課危機管理室	鳴門市撫養町南浜字東浜170	(088) 684-1711	(088) 685-2009	(088) 684-1336	kikikanri@city.naruto.lg.jp	
小松島市	総務部防災監視課	小松島市横須町1-1	(0885) 32-2227	(0885) 32-2111	(0885) 32-3522	bousai@city.komatsushima.tokushima.jp	
阿南市	総務部市民安全局	阿南市富岡町トノ町1 2 - 3	(0844) 22-9191	(0844) 22-1111	(0844) 22-6772	bosai@city.anan.tokushima.jp	8816-4144-6677
吉野川市	防災局防災対策課	吉野川市鴨島町鴨島115番地1	(0883) 22-2235	(0883) 22-2222	(0883) 22-2248	bousai@city.yoshinogawa.lg.jp	
阿波市	総務部防災対策課	阿波市阿波町東原173	(0883) 35-4166	(0883) 35-4111	(0883) 35-3942	bousai@city.awa.lg.jp	
美馬市	総務課	美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地	(0883) 52-1677	(0883) 52-1212	(0883) 52-5758	soumu@city.mima.lg.jp	090-5911-6367
三好市	危機管理課	三好市池田町ツツマツ1500-2	(0883) 72-7625	(0883) 72-7600	(0883) 72-7203	kikikanri@city.tokushima-miyoshi.lg.jp	
勝浦町	総務税務課	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3	(0885) 42-2511	(0885) 42-2511	(0885) 42-3028	k_hitomi@town.katsuura.lg.jp	
上勝町	総務課	勝浦郡上勝町大字福原字下横峰3-1	(0885) 46-0111	(0885) 46-0111	(0885) 46-0323	mineshita_t@kamikatsu.jp	090-1006-2243
佐那河内村	総務企画課	名東郡佐那河内村下字中辺71-1	(088) 679-2113	(088) 679-2111	(088) 679-2125	soumu@vill.sanagochi.lg.jp	
石井町	総務課	名西郡石井町高川原字高川原121-1	(088) 674-1111	(088) 674-1111	(088) 675-1500	momoi_jun_1@town.ishii.lg.jp	
神山町	総務課	名西郡神山町神領字本野間100	(088) 676-1111	(088) 676-1111	(088) 676-1100	soumu@town.kamiyama.lg.jp	090-7624-1438
那賀町	地域防災課	那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1	(0884) 62-1121		(0884) 62-1177	chiki@town.tokushima-naka.lg.jp	
那賀町 相生支所	地域振興室	那賀郡那賀町延野字王子原31-1	(0884) 62-1111		(0884) 62-1115		
那賀町 上那賀支所	地域振興室	那賀郡那賀町小浜151	(0884) 66-0111		(0884) 66-0602		
那賀町 木沢支所	地域振興室	那賀郡那賀町木頭字前田43-1	(0884) 65-2111		(0884) 65-2114		
那賀町 木頭支所	地域振興室	那賀郡那賀町木頭出原字マシ 34番地	(0884) 68-2311		(0884) 68-2125		
牟岐町	総務課	海部郡牟岐町大字中村字本村7-4	(0884) 72-1111	(0884) 72-3411	(0884) 72-2716	m-ichiyama@town.mugi.tokushima.jp	
美波町	消防防災課	海部郡美波町奥河内字本村18-1	(0884) 77-3619	(0884) 77-1111	(0884) 77-1666	shobo@town.minami.lg.jp	090-4973-4337
美波町 由岐支所	住民室	海部郡美波町西地50-1	(0884) 78-2211	(0884) 78-1111	(0884) 78-1050		090-5717-2099
海陽町	企画防災課	海部郡海陽町大里字上中須128	(0884) 73-4163	(0884) 73-1234	(0884) 73-3097	bousai@town.kaiyo.lg.jp	080-1993-0439
松茂町	総務課	板野郡松茂町広島字東裏30	(088) 698-8710	(088) 698-2410	(088) 699-6010	soumu@town.matsushige.tokushima.jp	
北島町	総務課	板野郡北島町中村字上地23-1	(088) 698-9801	(088) 698-2410	(088) 698-3642	soumu@town.kitajima.lg.jp	
藍住町	総務課	板野郡藍住町奥野字矢上前52-1	(088) 637-3111	(088) 637-3111	(088) 637-3154	soumu@town.aizumi.tokushima.jp	
板野町	総務課	板野郡板野町吹田字町南22-2	(088) 672-5980	(088) 672-5998	(088) 672-5553	soumu@town.itano.tokushima.jp	
上板町	総務課	板野郡上板町七條字経塚42	(088) 694-6801	(088) 694-3111	(088) 694-5903	so@townkamiita.jp	
つるぎ町	危機管理課	美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3	(0883) 62-3111	(0883) 62-3111	(0883) 62-4944	kikikanri@town.tokushima-tsurugi.lg.jp	8816-5145-7204
東みよし町	総務課	三好郡東みよし町加茂3360	(0883) 82-6303	(0883) 82-6310	(0883) 76-1010	soumu01@town.higashimiyoshi.lg.jp	

平成23年度消防本部連絡先

機関名	所管課(室)	住 所	電 話	電話・夜間休日	F A X	E-mail	衛星携帯電話
徳島市消防局	警防課	徳島市新蔵町1-88	(088) 656-1192	(088) 656-1190	(088) 656-1202	tusin_sirei@city.tokushima.lg.jp	
鳴門市消防本部	予防課	鳴門市撫養町南浜字東浜170	(088) 684-1335	(088) 685-2009	(088) 685-4313	yobo@city.naruto.lg.jp	
小松島市消防本部	消防本部	小松島市横須町1-1	(0885) 32-0119	(0885) 32-0119	(0885) 32-3595	shoubou@city.komatsushima.tokushima.jp	
阿南市消防本部	消防本部	阿南市辰巳町1番地3 3	(0884) 22-1120	(0884) 22-1120	(0884) 22-1190	anan119@crux.ocn.ne.jp	001010-8816-5142-1691
美馬市消防本部	消防本部(署)	美馬市脇町字拜原1742-1	(0883) 52-3025	(0883) 52-3025	(0883) 53-9550	syoubou@city.mima.lg.jp	090-7626-1068
美馬市消防本部 木屋平分署	木屋平分署	美馬市木屋平川井161	(0883) 68-2100		(0883) 68-2100		
美馬西部消防組合	消防本部	美馬市美馬町字天神119-1	0883-63-2214	0883-63-2214	0883-63-5601	mima119@shirt.ocn.ne.jp	
美馬西部消防組合 一字分署	一字分署	美馬郡つるぎ町一字赤松541-2	(0883) 67-2938		(0883) 67-2939	ichiu119@opal.ocn.ne.jp	
板野東部消防組合	消防本部警防課	板野郡北島町北村字大開11-1	(088) 698-9903	(088) 698-9119	(088) 697-3012	keiboka@itanotobu-fire.jp	
板野西部消防組合	消防本部	板野郡板野町羅漢字前田35	(088) 672-0198	(088) 672-0198	(088) 672-2977	itasei@mail.netwave.or.jp	
名西消防組合	消防本部	名西郡石井町高川原字高川原66-8	(088) 674-6788	(088) 674-6788	(088) 674-6706	mfd.honbu@shirt.ocn.ne.jp	
海部消防組合	消防本部	海部郡牟岐町大字川長字新光寺98-1	(0884) 72-0600		(0884) 72-2999	fdksh119@nmt.ne.jp	
徳島中央広域連合	消防課	吉野川市鴨島町上下島431-17	(0883) 26-0119	(0883) 24-1702	(0883) 24-6090	tokushima.chuo.fd@titan.ocn.ne.jp	
みよし広域連合	消防本部	三好郡東みよし町足代345-1	(0883) 76-5119	(0883) 76-5118	(0883) 76-5120	honbu@miyoshikouiki.jp	

学校防災管理マニュアル改訂委員

委員長	徳島県教育委員会副教育長	原内 司
委員	徳島県市町村教育委員会教育長会会長	石井 博
委員	海部高等学校長（徳島県高等学校長協会代表）	富田 充宏
委員	川内中学校長（徳島県中学校長会代表）	橋本 通宏
委員	海南小学校長（徳島県小学校長会代表）	岡田 啓
委員	徳島県PTA連合会会長	谷 明彦
委員	徳島県高等学校PTA連合会副会長	入村 兼司
委員	徳島県消防長会会長	瀬川 安則
委員	南海地震防災課長	楠本 正博
委員	教育総務課長	白井 俊
委員	施設整備課長	仁木 弘
委員	教職員課長	尾崎 好秋
委員	学校政策課長	西浦 宏明
委員	特別支援教育課長	富樫 敏彦
委員	体育健康課長	林 博子
アドバイザー	徳島大学大学院教授	中野 晋
特別協力者	徳島大学環境防災研究センター助教	粕淵 義郎

（敬称略）

学校防災管理マニュアル

（平成23年12月）

発行 徳島県教育委員会
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電話 088-621-3166